

穴水町立地適正化計画 (改定案)

令和8年7月

穴水町

目 次

第1章. 立地適正化計画の概要

1-1. 立地適正化計画とは	1
(1) 背景	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画に定めるべき事項	
(4) 計画の策定手続	
1-2. 穴水町立地適正化計画の改定方針	5
(1) 改定の目的	
(2) 策定体制	
(3) 対象区域	
(4) 目標年次・見直しの考え方	

第2章. 穴水町の現況及び課題

2-1. 現況調査	9
(1) 人口等	
(2) 土地利用等	
(3) 公共交通	
(4) 都市機能	
(5) 地価	
(6) 災害	
(7) 住民意向	
2-2. 現状分析	43
(1) 人口等	
(2) 土地利用等	
(3) 公共交通	
(4) 都市機能	
(5) 地価	
(6) 災害	
2-3. 立地適正化に向けた課題の整理	48

第3章. 立地の適正化に関する基本的な方針

3-1. まちづくりの基本的考え方	49
(1) 基本的考え方	
(2) まちづくりの方針	
3-2. 課題解決のための誘導方針の検討	51
3-3. 目指すべき都市の骨格構造の設定	52
(1) 穴水駅周辺まちづくりコア	
(2) 穴水生活・にぎわいエリア [本計画における「まちなか」として位置づけ]	
(3) 連携・ネットワーク軸 [広域都市連携軸・町内連携軸]	

目 次

第4章. 居住誘導区域の設定	
4-1. 居住誘導区域の概要	56
(1) 居住誘導区域とは	
4-2. 居住誘導区域の検討	57
(1) 居住誘導区域の設定方針	
(2) 居住誘導区域の設定	
第5章. 都市機能誘導区域の設定	
5-1. 都市機能誘導区域の概要	68
(1) 都市機能誘導区域の位置づけ	
5-2. 都市機能誘導区域の検討	69
(1) 都市機能誘導区域の設定方針	
(2) 都市機能誘導区域の設定	
5-3. 誘導施設の設定	74
(1) 誘導施設の概要	
(2) 誘導施設の検討	
第6章. 立地適正化計画の推進	
6-1. 誘導施策	78
(1) 基本的な考え方	
(2) 本町が取り組む立地適正化計画推進のための施策	
(3) 都市のスポンジ化対策に係る施策	
(4) 国の支援を受けて町が行う施策	
6-2. 目標指標の設定	86
6-3. 期待される効果	87
第7章. 防災指針	
7-1. 防災指針の概要	89
(1) 防災指針策定の背景	
(2) 防災指針の主な検討内容	
7-2. 災害リスクの整理・分析	90
(1) 災害リスクの整理	
(2) 災害リスクに重ね合わせる情報	
(3) 災害リスクの分析の視点	
(4) 災害リスクの分析	
7-3. 防災まちづくりに向けた課題の抽出	105
7-4. 防災まちづくりの取組方針	106
(1) 防災まちづくりに関する方針	
(2) 各エリアの取組方針	
7-5. 具体的な取組、スケジュール	108
(1) 取組内容	
(2) 取組スケジュール	

第8章. 届出制度と計画の推進について	
8-1. 届出制度	110
(1) 居住誘導区域外における届出の対象となる行為	
(2) 都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為	
(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止についての届出	
8-2. 計画の推進	112
(1) PDCAサイクルによる進行管理	
(2) 協働・連携による計画推進	

第1章. 立地適正化計画の概要

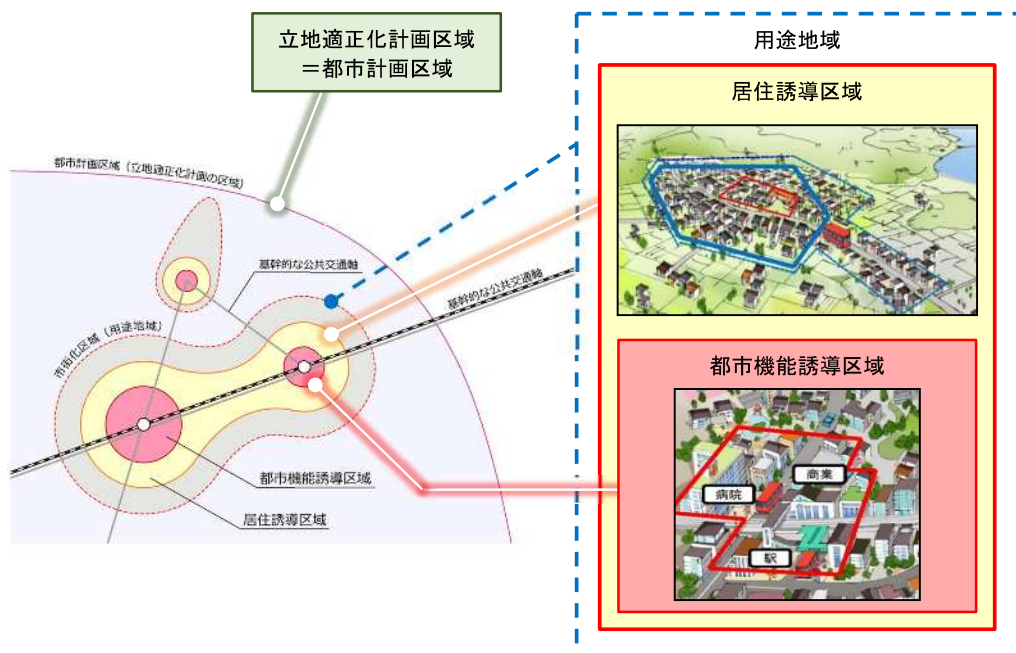
1-1. 立地適正化計画とは

(1) 背景

わが国では、急速な少子高齢化を背景に、今後加速度的に人口減少が進むことが予測され、高齢者や子育て世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面における持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした背景から、住民や民間事業者と行政が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、都市再生特別措置法（以下「法」という。）が一部改正され（平成26年8月施行）、市町村は立地適正化計画を策定することが可能になりました。（法第81条第1項）

この計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の配置や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すための計画です。



【出典：国土交通省資料】

図. 立地適正化計画のイメージ

(2) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、石川県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、本町の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。(法第81条第12・13項)

また、本計画は持続可能な都市づくりを目指すための計画であり、交通や公共施設管理、商業振興や観光振興、教育、医療・福祉など様々な分野の計画と連携を図りながら、集約型の都市構造の構築に向けて適正な誘導施策を実施していきます。

なお、立地適正化計画が法定の手続きにより公表された時は、本町の都市計画マスタープランの一部とみなされます。(法第82条)

本町における立地適正化計画の位置づけは以下のとおりです。

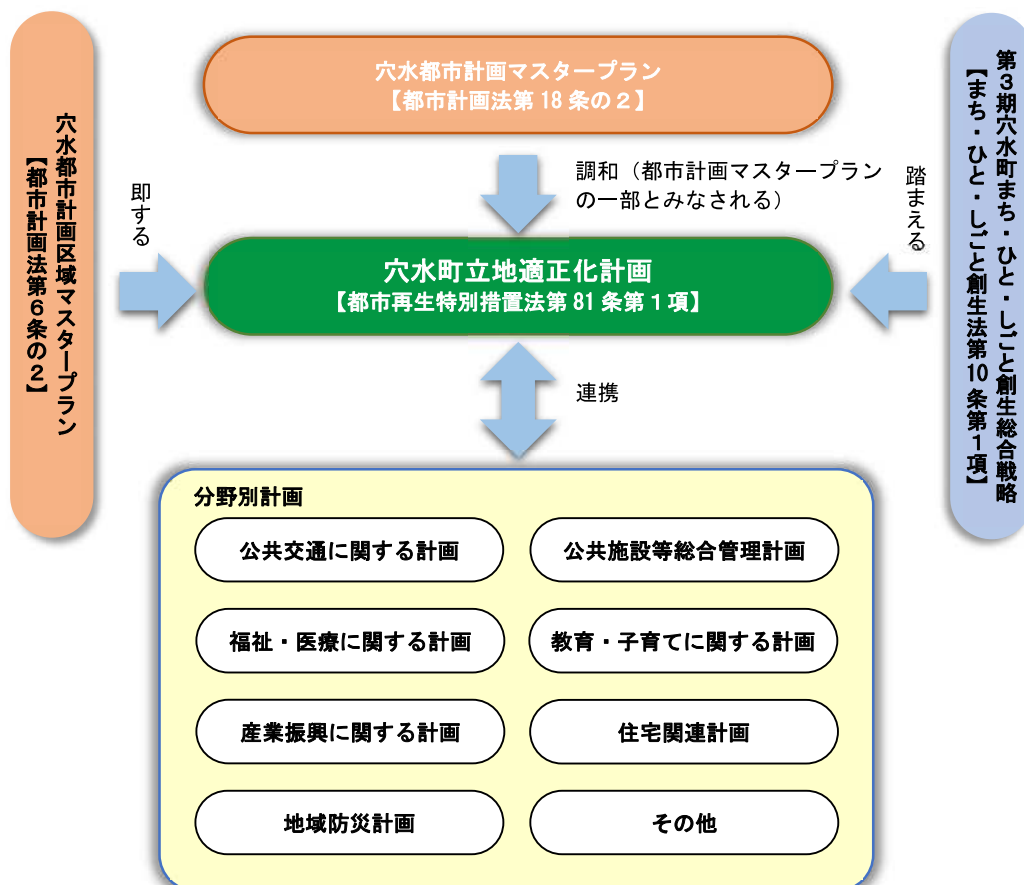


図. 穴水町立地適正化計画の位置づけ

(3) 計画に定めるべき事項

立地適正化計画には、その区域を記載するほか、概ね以下に掲げる必須事項（法第81条第2項）を記載するものとされています。また、必要に応じ以下に掲げる任意事項（法第81条第2～11項）について記載することができます。

(必須事項)

記載事項	基本的な考え方
立地適正化計画の区域	●区域は都市計画区域内でなければなりません が、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域 全体を立地適正化計画の区域とすることが基 本となります。
立地の適正化に関する基本的な方針	●中長期的に都市の生活を支えることが可能と なるようなまちづくりの理念や目標、目指すべ き都市像の設定とその実現のための主要課題 を整理するほか、一定の人口密度の維持や生活 サービス機能の計画的配置及び公共交通の充 実のための施策を実現するうえでの基本的な 方向性を記載します。
居住誘導区域	●人口減少の中にあっても一定のエリアにおい て人口密度を維持することにより、生活サー ビスやコミュニティが持続的に確保されるよう 、居住を誘導すべき区域です。 ●都市の人口や土地利用、交通、財政の現状と将 来見通しを勘案しつつ、区域内外にわたる良好 な居住環境を確保し、公共投資や公共公益施設 の維持運営などの都市経営が効率的に行われ るよう定める必要があります。
都市機能誘導区域	●医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を 誘導する区域です。 ●原則として、居住誘導区域内において設定され るもので、都市機能を都市の中心拠点や生活拠 点に誘導し集約することにより各種サービス の効率的な提供が図られるよう定める必要が あります。
誘導施設	●都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都 市機能増進施設として設定するもので、当該区 域及び都市全体の人口構成や将来の人口推計、 施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を 定めるものです。
防災指針	●居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる 都市の防災に関する機能を確保するための指 針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合 わせて定めるものです。

(任意事項)

記載事項	基本的な考え方
駐車場配置適正化区域	<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能誘導区域内で、都市機能の誘導・集積に伴い、自動車流入の集中とともに、歩行者の往来が予想され、駐車場へ向かう自動車と歩行者の交錯を生じるおそれが高いエリアにおいて、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上を図るため、駐車場の配置の適正化を図る区域です。
跡地管理区域	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域外の既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理をするために設定する区域です。 ●良好な生活環境の確保や美観風致の維持を図ることを目指し、当該区域内の跡地等の管理に係る指針を定めます。
公共交通等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定と併せて、居住誘導区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保する必要があります。 ●このため、交通事業者等の関係者と連携のもと、公共交通、徒歩、自転車等に関する交通施設の整備等について総合的に検討し、居住の誘導のために講ずべき公共交通の確保等の施策を記載します。

(4) 計画の策定手続

市町村は、立地適正化計画を策定しようとする時は、あらかじめ住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされています。(法第81条第17項)

また、立地適正化計画を策定した時は、遅滞なく公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならないとされています。(法第81条第18項)

1-2. 穴水町立地適正化計画の改定方針

(1) 改定の目的

人口減少・少子高齢化の進展に伴って、市街地における人口密度の低下が続くと、日常生活を支える様々なサービスが行き届かなくなり、生活利便性が低下することが考えられます。

さらに、郊外・町外への人口流出により、市街地の空き家・空き地が増加するなど、市街地の居住環境が悪化する恐れもあります。

また、人口減少、町民の郊外・町外への人口流出は、利用者の減少などから公共交通のサービス水準まで影響を及ぼすことも考えられ、様々な日常生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されます。

立地適正化計画を策定することで、このような問題を解消し、コンパクトシティを形成することで、日常生活サービス機能や公共交通の利便性が持続・向上し、都市全体の活性化が期待されます。

本町においても、少子高齢化を背景に人口減少や中心市街地部の空洞化が進行しており、地域の活力・賑わいが低下しています。加えて、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により町内において甚大な被害が生じ、穴水駅周辺の中心市街地においても、空き地をはじめ空き家や空き店舗が増加し、地域コミュニティをはじめ都市全体の活力低下の進行が懸念されます。

災害の影響による町外への人口流出も進み、その結果、まちなかの人口密度の低下、商業施設の閉店や撤退など都市の活力の低下・町民の生活利便性の悪化、利用者の減少に伴う公共交通の維持負担の増大が懸念されます。

こうした諸問題に対応するには、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨からの創造的復興とともに、長期的な視点に立った将来にわたり持続可能な都市構造を構築することが求められており、本町においても集約型のまちづくりを目指し、立地適正化計画を改定するものです。

(2) 策定体制

立地適正化計画の改定にあたり、町内外の学識経験者・有識者から構成される「穴水町立地適正化計画策定委員会」において計画内容の審議を行います。

また、本計画については、都市計画審議会に諮り、意見聴取を行うほか、町民に対する計画内容の周知・意見聴取を行うためのパブリックコメントを実施します。

加えて、町民の意向把握には穴水町復興計画の策定にあたり実施したアンケート調査の結果を計画改定の基礎資料とします。

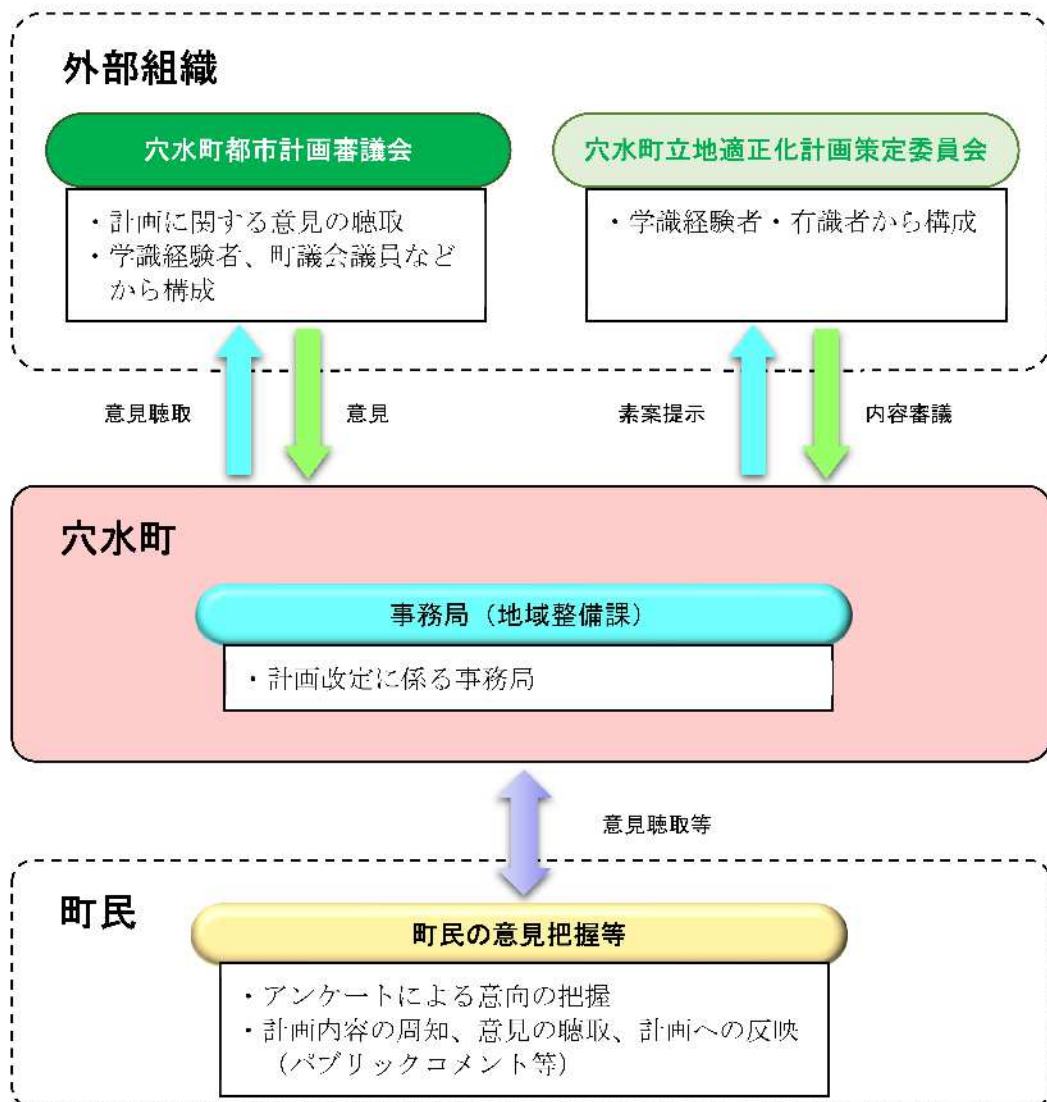


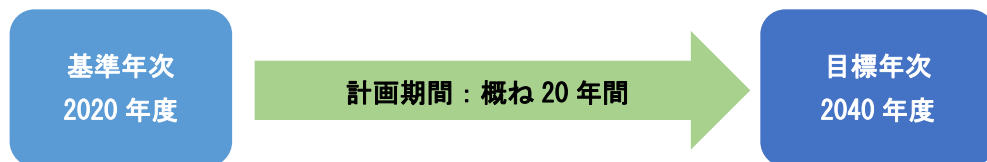
図. 策定体制

(4) 目標年次・見直しの考え方

立地適正化計画の検討にあたっては、将来像として概ね 20 年後の都市の姿を展望しながら考えることが必要とされています。

また、概ね 5 年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきであるとされています。(都市計画運用指針)

本計画は、2020 年度を基準年とし、穴水都市計画マスタープランの目標年次に合わせて 2040 年度を目標年次としますが、将来にわたり持続可能な都市を構築するためには、それ以上の長期的な視点も必要であり、20 年以上先を想定しながら検討していきます。



また、計画の見直しにあたっては、概ね 5 年ごとに評価を行い、将来の人口見通しや財政見通しを踏まえ、柔軟に見直しを行うものとします。

第2章. 穴水町の現況及び課題

2-1. 現況調査

(1) 人口等

- ・人口は経年的に減少傾向となっています。
- ・大町地区や由比ヶ丘地区で増加傾向を示し、地蔵坊地区、天神谷地区及び宇留地区などで、30%を超える高い減少率を示しています。
- ・大町地区、川島地区など用途地域が指定されている中心市街地で高い人口密度を示しています。
- ・経年的に年少人口と生産年齢人口が減少する一方、老年人口の増加が顕著となっています。
- ・将来人口の見通しでは、人口減少が進行し、20年後には総人口が5,000人を下回ると予測されています。
- ・人口動態は、死亡が出生を上回る自然減、転出が転入を上回る社会減の傾向でしたが、近年では一定の転入者がおり、これらの年における増減は10人程度の減少となっています。
- ・しかし、令和6年能登半島地震が発生した2024（R6）年には転出が大幅に増加し、増減も240人程度の減少と過去10年間で最も大きく減少しています。
- ・通勤の状況からは、本町は就業の場としての性格を有し、通学の状況からは町外への通学者が多くなっていることが伺えます。

1) 人口・世帯数

国勢調査による本町の人口、世帯数の推移を見ると、いずれも経年的に減少傾向を示しています。

人口は、2010（H22）年には1万人を下回り、2020（R2）年時点では7,890人となっています。また、2005（H17）年を境に調査年ごとに減少率が高くなっており、2010（H22）年から2020（R2）年の10年間では、約20%減少しています。

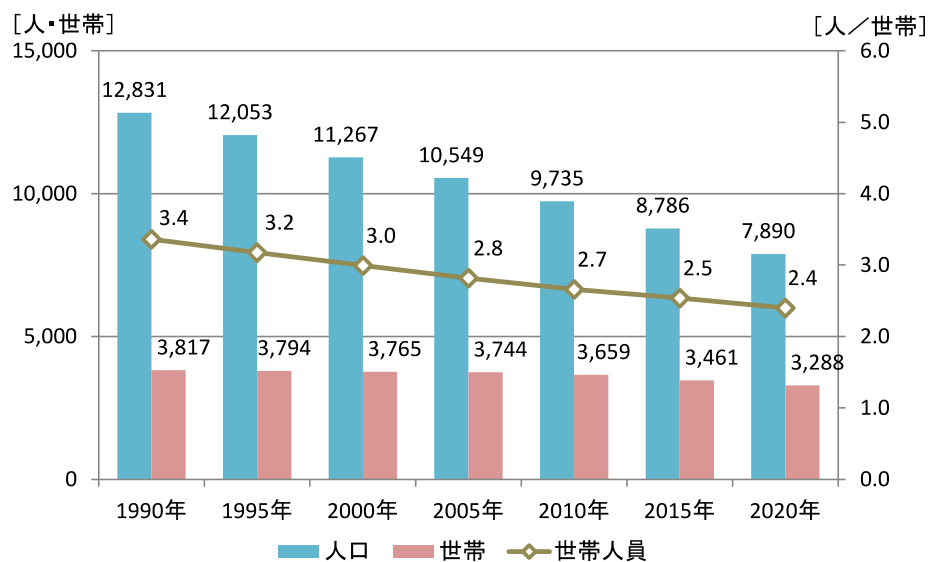
世帯数については、減少傾向の中、減少率は2005（H17）年調査時点までは、概ね横ばい状態でしたが、2010年以降に高くなりました。

表. 人口、世帯、世帯人員の推移

(単位：人、世帯、人/世帯)

区 分	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)
人 口	12,831	12,053	11,267	10,549	9,735	8,786	7,890
増減率(%)	-	▲ 6.1	▲ 6.5	▲ 6.4	▲ 7.7	▲ 9.7	▲ 10.2
世 帯	3,817	3,794	3,765	3,744	3,659	3,461	3,288
増減率(%)	-	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 2.3	▲ 5.4	▲ 5.0
世 帯 人 員	3.4	3.2	3.0	2.8	2.7	2.5	2.4
増減率(%)	-	▲ 5.5	▲ 5.8	▲ 5.8	▲ 5.6	▲ 4.6	▲ 5.5

【資料：各年国勢調査】



【資料：各年国勢調査】

2) 地区別人口の増減

2010 (H22) 年から 2020 (R2) 年における国勢調査に基づく、小地域別人口増減率を見ると、全町的に人口が減少する中、大町地区や越の原地区で増加傾向を示し、由比ヶ丘地区や鶴島地区では 10%以上増加しています。

しかしながら、その他の地域では減少が見られ、都市計画区域西部の地蔵坊地区、天神谷地区及び宇留地地区などで、マイナス 30%未満と大きく減少しています。

【資料：各年国勢調査】

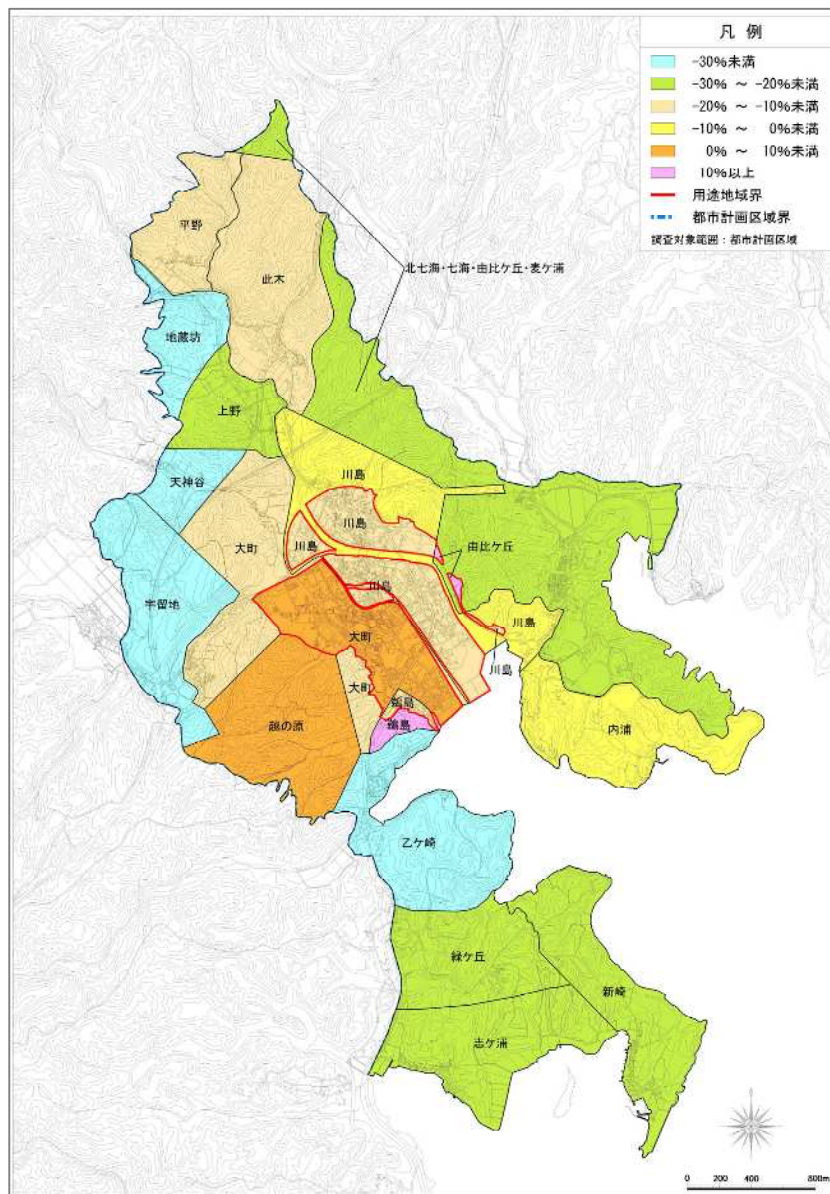


図. 地区別人口増減率図 (2010→2020 年)

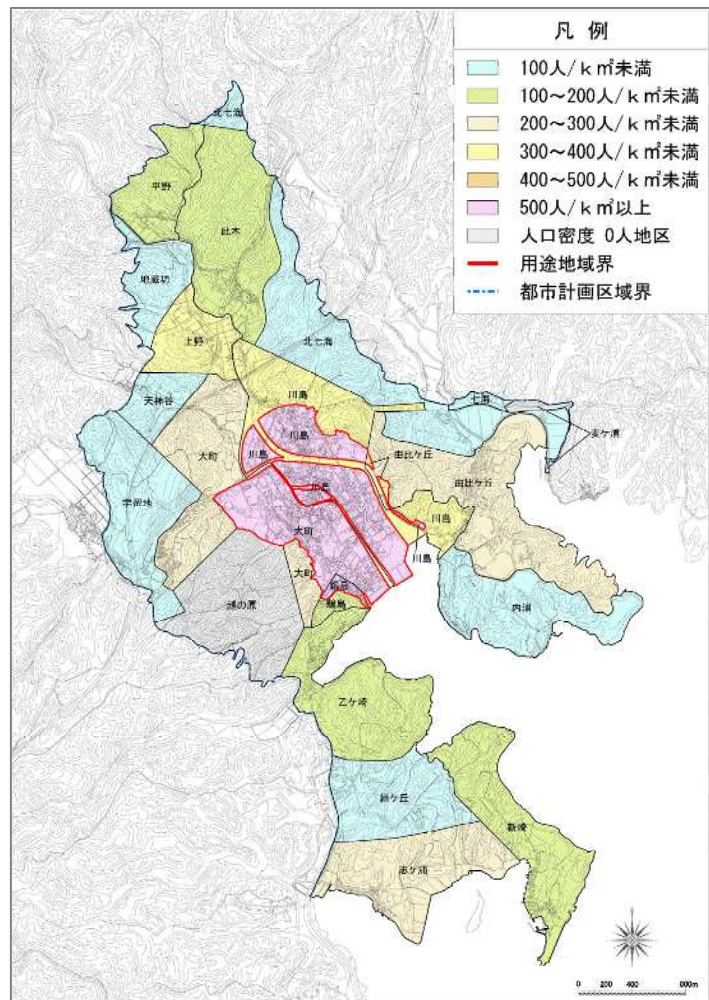
3) 人口密度

2010 (H22) 年から 2020 (R2) における国勢調査に基づく、用途地域内人口密度を見ると、人口減少に伴い 22.9 人/ha から 20.9 人/ha と減少しており、さらに 2040 (R22) 年は 17.3 人/ha となり、2010 年と比較すると 30 年間で約 5.0 人/ha 近く減少することが予測されています。

表. 人口及び人口密度

区域	面積(ha)	過去(2010年)		現況(2020年)		将来(2040年)	
		総人口(人)	人口密度(人/ha)	総人口(人)	人口密度(人/ha)	総人口(人)	人口密度(人/ha)
行政区域	18,324.0	9,735	0.5	7,890	0.4	4,963	0.3
都市計画区域	1,080.0	4,374	4.1	3,782	3.5	3,256	3.0
用途地域	112.5	2,579	22.9	2,352	20.9	1,950	17.3

【資料：2020 年国勢調査、日本の地域別将来人口推計（2023 年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）】



【資料：2020 年国勢調査】

図. 地区別人口密度現況※

※本文中では人口密度の単位を「人/ha」と記載していますが、小地域毎の人口密度の違いを明示するため、図中の単位は「人/㎥」としています。

4) 年齢3区分別人口

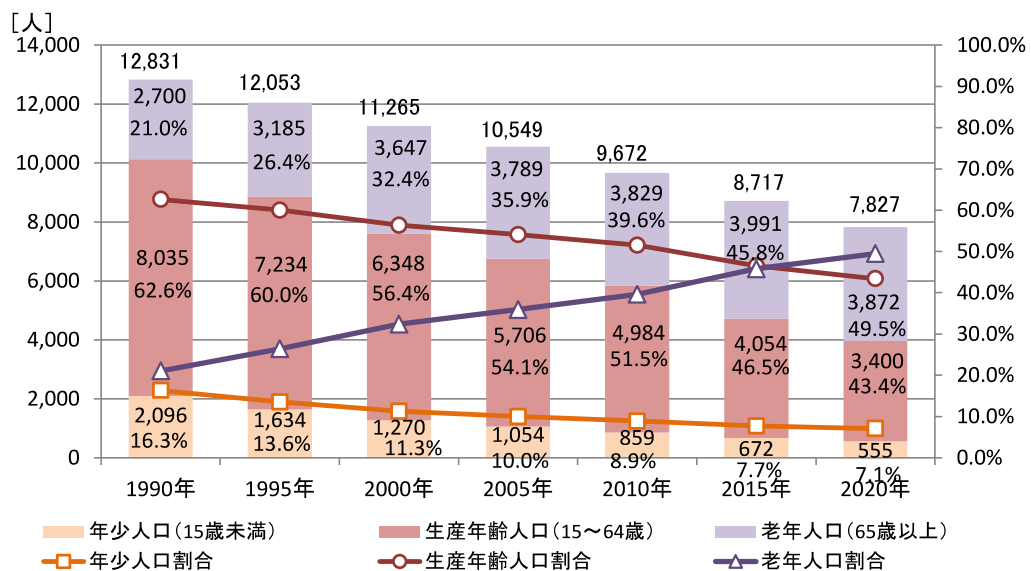
国勢調査による本町の年齢3区分別人口（年齢不詳を除く）の推移を見ると、経年的に年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）の増加が顕著です。

2020（R2）年時点においては、年少人口割合が約7%、生産年齢人口割合が約43%、老年人口割合が約50%となっており、生産年齢人口割合と老年人口割合がほぼ同じ割合となっています。

表. 年齢3区分別人口及び割合の推移（年齢不詳を除く）

区 分	(単位：人)						
	1990年 (H2)	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)
年少人口 (15歳未満)	2,096 16.3%	1,634 13.6%	1,270 11.3%	1,054 10.0%	859 8.9%	672 7.7%	555 7.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	8,035 62.6%	7,234 60.0%	6,348 56.4%	5,706 54.1%	4,984 51.5%	4,054 46.5%	3,400 43.4%
老年人口 (65歳以上)	2,700 21.0%	3,185 26.4%	3,647 32.4%	3,789 35.9%	3,829 39.6%	3,991 45.8%	3,872 49.5%
合 計	12,831 100.0%	12,053 100.0%	11,265 100.0%	10,549 100.0%	9,672 100.0%	8,717 100.0%	7,827 100.0%

【資料：各年国勢調査】



【資料：各年国勢調査】

図. 年齢3区分別人口及び割合の推移（年齢不詳を除く）

5) 将来人口の見通し

2040 (R22) 年における将来人口の推計を見ると、総人口は4,965人、年齢3区分別人口割合は年少人口が5.9%、生産年齢人口割合が38.8%、老年人口が55.3%となっており、老年人口割合の高さが顕著です。

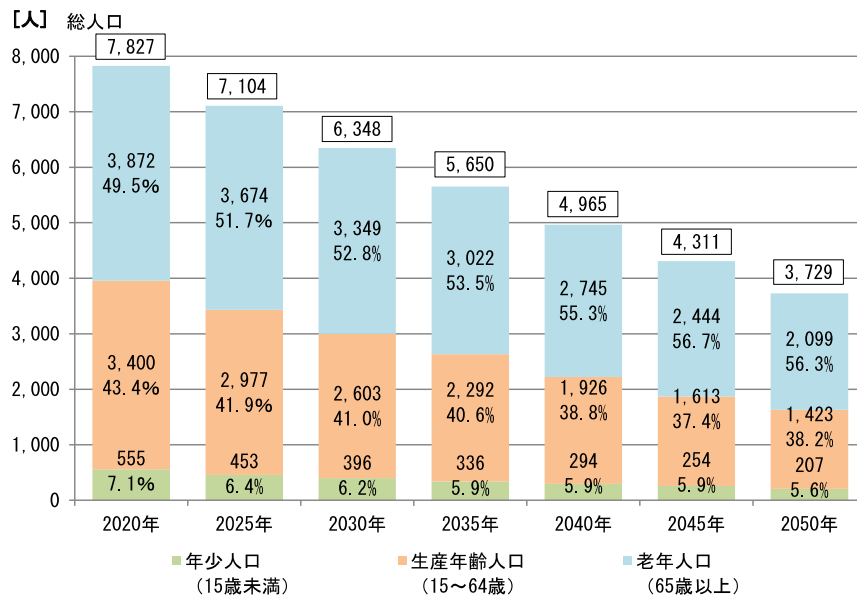
総人口は減少見込みである一方で、老年人口割合は、年少人口、生産年齢人口に比べ、変化が小さいです。他の年齢区分で減少傾向が推計されていることが、その要因であることが推測されます。

表. 将来の年齢3区分別人口及び割合の見通し

(単位: 人)

区 分	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)	2050年 (R32)
年少人口 (15歳未満)	555 7.1%	453 6.4%	396 6.2%	336 5.9%	294 5.9%	254 5.9%	207 5.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	3,400 43.4%	2,977 41.9%	2,603 41.0%	2,292 40.6%	1,926 38.8%	1,613 37.4%	1,423 38.2%
老年人口 (65歳以上)	3,872 49.5%	3,674 51.7%	3,349 52.8%	3,022 53.5%	2,745 55.3%	2,444 56.7%	2,099 56.3%
合 計	7,827 100.0%	7,104 100.0%	6,348 100.0%	5,650 100.0%	4,965 100.0%	4,311 100.0%	3,729 100.0%

【資料：2020年国勢調査、日本の地域別将来人口推計（2023年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）】



【資料：2020年国勢調査、日本の地域別将来人口推計（2023年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）】

図. 将来人口推計【2020～2045年】（2020年は実績値）

また、2020 (R2) 年から 2040 (R22) 年推計の国勢調査による小地域別年齢3区分別人口密度の変化を見ると、年少人口では、概ね用途地域内の大町地区で 2.5 人/ha 以上から 2.0~2.5 人/haに、川島地区で 2.5 人/ha以上から 1.5~2.0 人/haに減少が推計されるほか、用途地域周辺では 0.5 人/haまで、さらに都市計画区域外縁部では 0 人まで減少する恐れがあります。

生産年齢人口を見ると、概ね用途地域内では、2.5 人/ha 以上は維持することが推計されるものの、その他多くの地域で減少することが推計されていますが、年少人口に比べると、いくらか減少の幅は小さいといえます。

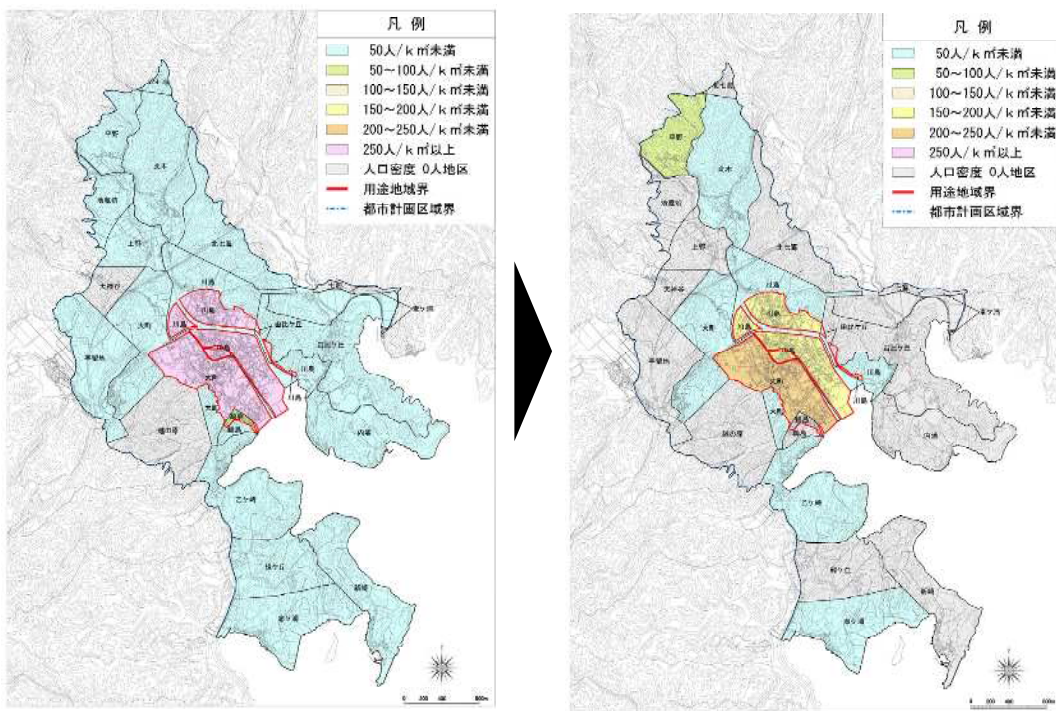
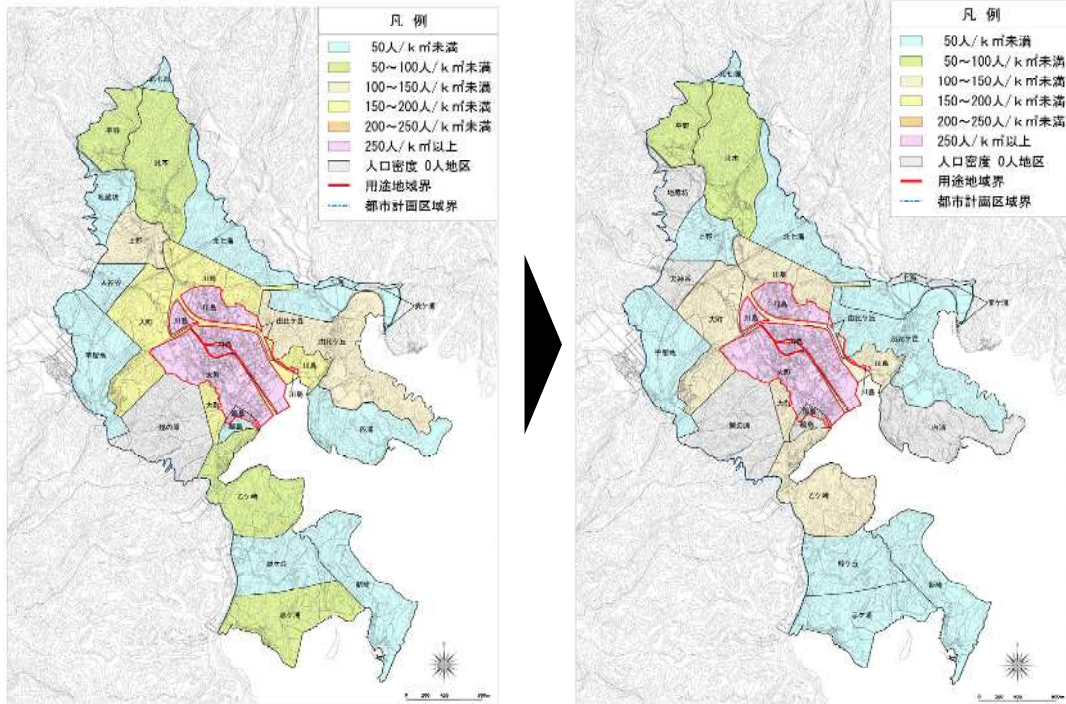


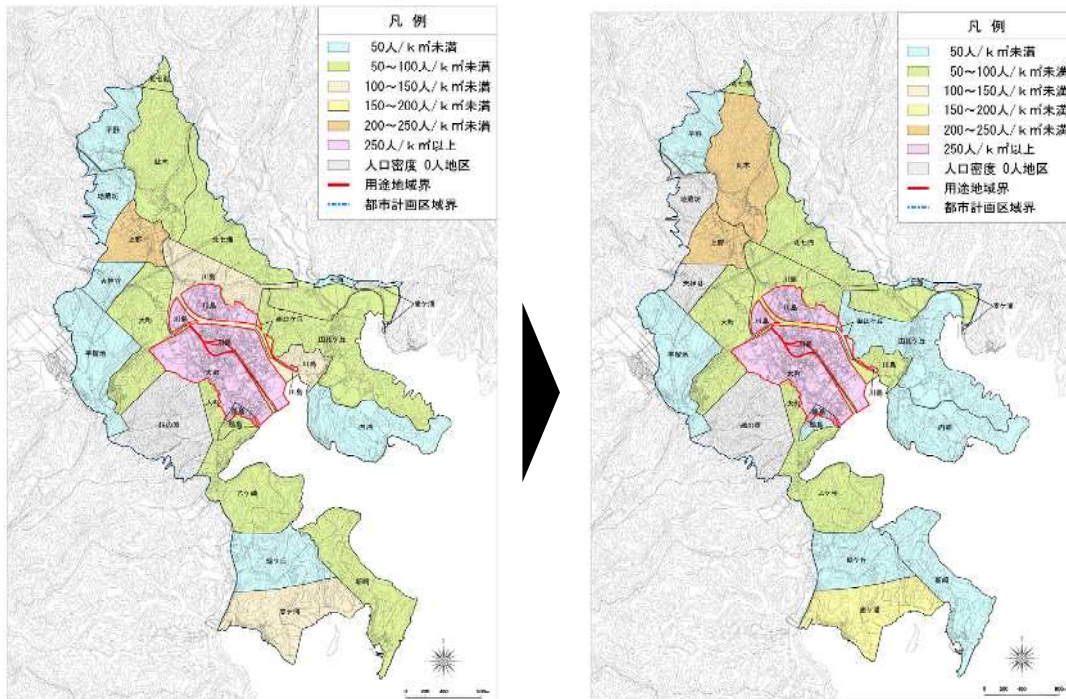
図. 地区別現況人口密度（2020年：左）及び将来人口密度予測（2040年：右）（年少人口）※
【2020年国勢調査を基に作成】

※本文中では人口密度の単位を「人/ha」と記載していますが、小地域毎の人口密度の違いを明示するため、図中の単位は「人/㎥」としています。



【2020年国勢調査を基に作成】

図. 地区別現況人口密度（2020年：左）及び将来人口密度予測（2040年：右）（生産年齢人口）※



【2020年国勢調査を基に作成】

図. 地区別現況人口密度（2020年：左）及び将来人口密度予測（2040年：右）（老年人口）※

※本文中では人口密度の単位を「人/ha」と記載していますが、小地域毎の人口密度の違いを明示するため、図中では「人/㎢」としています。

6) 人口動態

「石川県の人口と世帯」による本町の自然増減及び社会増減の推移を見ると、どちらも全ての年で減少しています。

自然動態では、死亡数が出生数を大きく上回る傾向で、2025（R7）年時点における増減は、125人の減少となっています。

一方、社会動態は、転出が転入を上回る傾向ですが、2021（R3）年、2022（R4）年では一定の転入者があり、これらの年における増減は10人程度の減少となっていました。しかし、令和6年能登半島地震が発生した2024（R6）年には転出が431人となっており、増減も240人程度の減少と過去10年間で最も大きく減少しています。

表. 自然動態の推移

(単位: 人)

区分	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
出生	29	33	33	26	28	28	38	29	26	19	25
死亡	169	206	180	180	194	175	168	184	219	220	150
増減	▲ 140	▲ 173	▲ 147	▲ 154	▲ 166	▲ 147	▲ 130	▲ 155	▲ 193	▲ 201	▲ 125

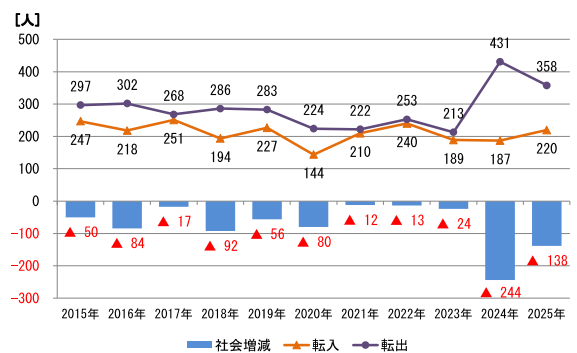
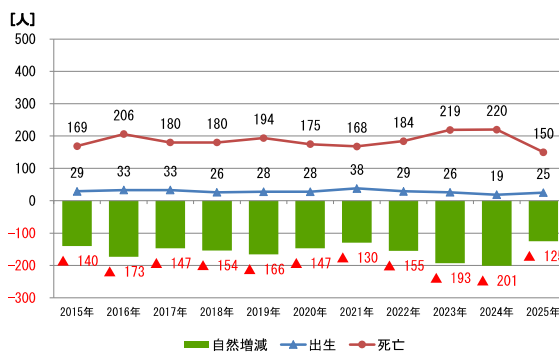
※各年 10月1日から9月30日まで

表. 社会動態の推移

(単位: 人)

区分	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
転入	247	218	251	194	227	144	210	240	189	187	220
転出	297	302	268	286	283	224	222	253	213	431	358
増減	▲ 50	▲ 84	▲ 17	▲ 92	▲ 56	▲ 80	▲ 12	▲ 13	▲ 24	▲ 244	▲ 138

※各年 10月1日から9月30日まで



【資料：石川県の人口と世帯】

図. 自然動態、社会動態の推移

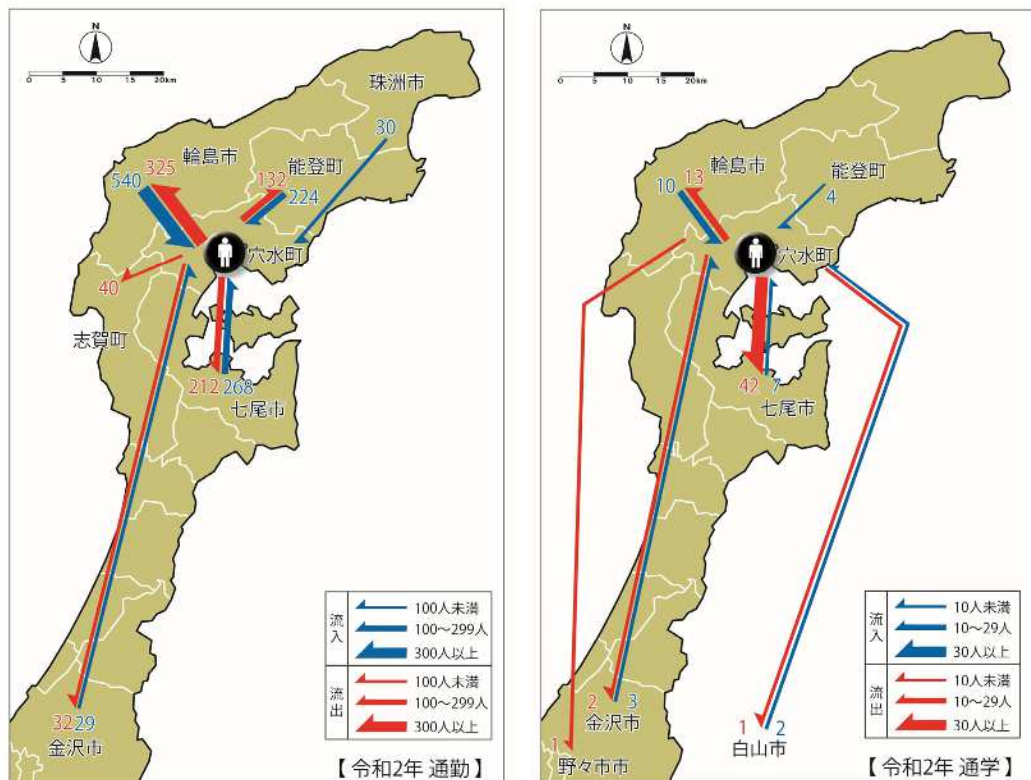
7) 通勤・通学動態

本町の通勤の状況からの流出入人口を見ると、2020（R2）年時点では流出者数 830 人に対し、流入者数が 1,206 人となっており、本町は就業の場としての性格を有しています。

通勤の流出先では近年輪島市が最も多く、次いで七尾市、能登町の順に多くなっています。一方流入先は、輪島市が最も多く、次いで能登町、七尾市の順に多くなっています。

また、通学の状況からの流出入人口を見ると、2020 年時点では流出者数 66 人に対し、流入者数が 36 人となっており、町外に通学する者が多くなっています。

通学の流出先では七尾市が最も多く、次いで輪島市、金沢市の順に多くなっています。流入先は、輪島市が最も多く、次いで七尾市、能登町の順に多くなっています。



【資料：R4 都市計画基礎調査】

図. 通勤・通学動態

(2) 土地利用等

- ・全町的には自然的土地利用が多くを占める中、穴水駅周辺において用途地域が指定され、用途地域内では約9割を都市的土地利用が占めています。
- ・用途地域内北部及び西部エリアに農地やその他の空地が散在するほか、県道沿いにも空地が存在しています。

1) 土地利用状況

本町の都市計画区域（面積 1,080ha）における土地利用の現況は、自然的土地利用が約 818ha、都市的土地利用が約 262ha となっており、都市計画区域面積に対する割合は、それぞれ 75.7%、24.3%で、自然的土地利用が都市的土地利用の3倍以上を占めています。

自然的土地利用の内訳を見ると、山林が最も多く 80.9%を、次いで農地（田・畑）が 11.8%となっています。同様に都市的土地利用では、宅地が最も多く 38.6%、次いで公共・公益用地が 26.5%となっています。

一方、用途地域（面積約 113ha）内では、自然的土地利用が約 11ha、都市的土地利用が約 102ha となっており、都市的土地利用が約9割を占めています。

表. 土地利用現況

(単位: ha)

		用途地域内	用途地域外	都市計画区域	
自然的 土地 利用	農地	田	3.7	66.9	70.6
		畑	2.8	23.1	25.9
		小計	6.5	90.0	96.5
	山林		0.6	660.7	661.3
	水面		0.1	17.3	17.4
	その他の自然地		3.8	38.5	42.3
小計		11.0	806.5	817.5	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	31.4	33.7	65.1
		商業用地	9.6	15.7	25.3
		工業用地	3.2	7.8	11.0
		小計	44.2	57.2	101.4
	農業用施設用地		0.0	0.9	0.9
	公共・公益用地		18.1	51.4	69.5
	道路用地		19.1	41.1	60.2
	交通施設用地		2.3	1.4	3.7
	その他公的施設用地		0.0	0.0	0.0
	その他の空地		17.8	9.0	26.8
小計		101.5	161.0	262.5	
合計		112.5	967.5	1,080.0	

※四捨五入の関係で計が一致しない場合があります。

【資料:R4 都市計画基礎調査】

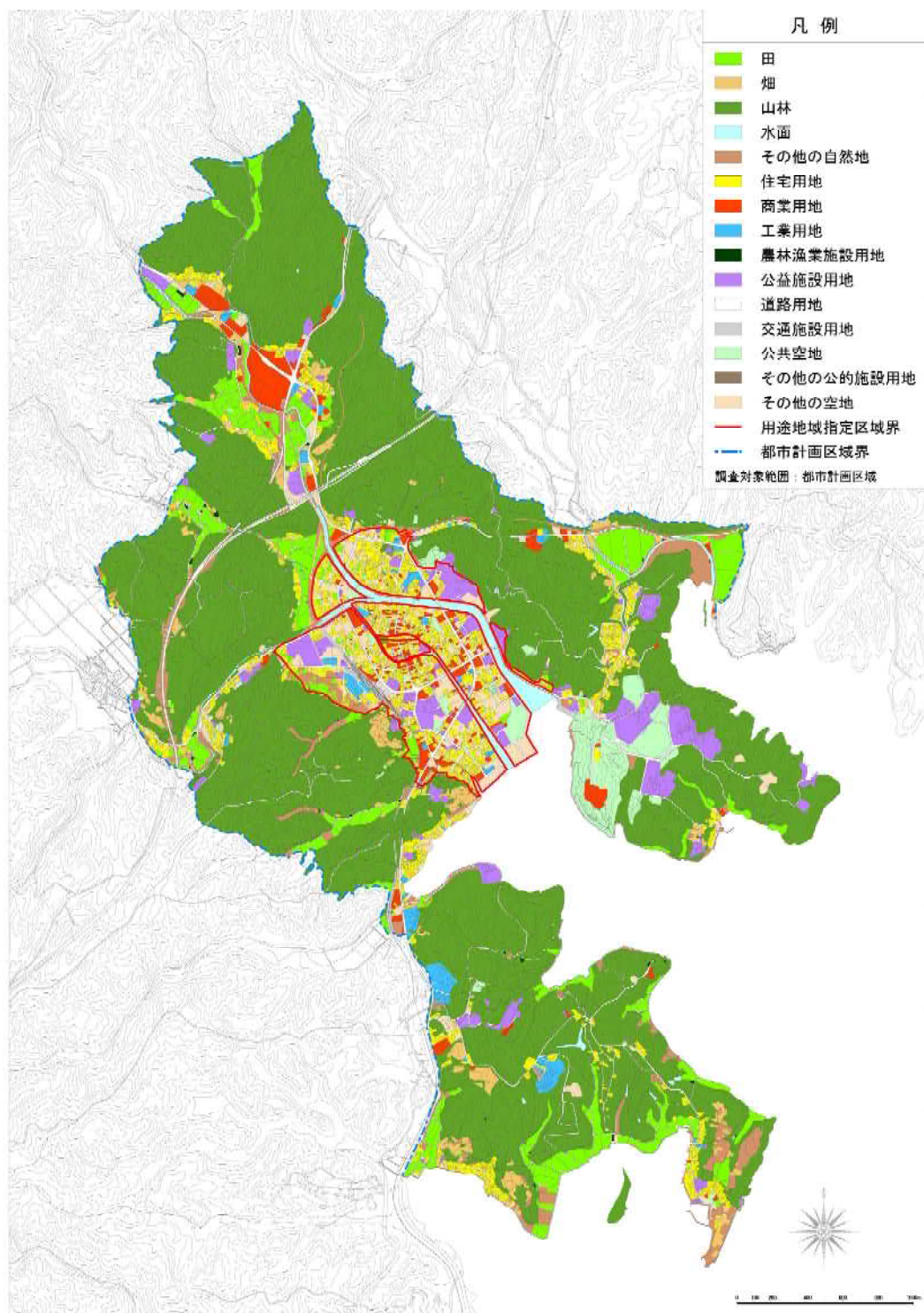


図. 土地利用現況

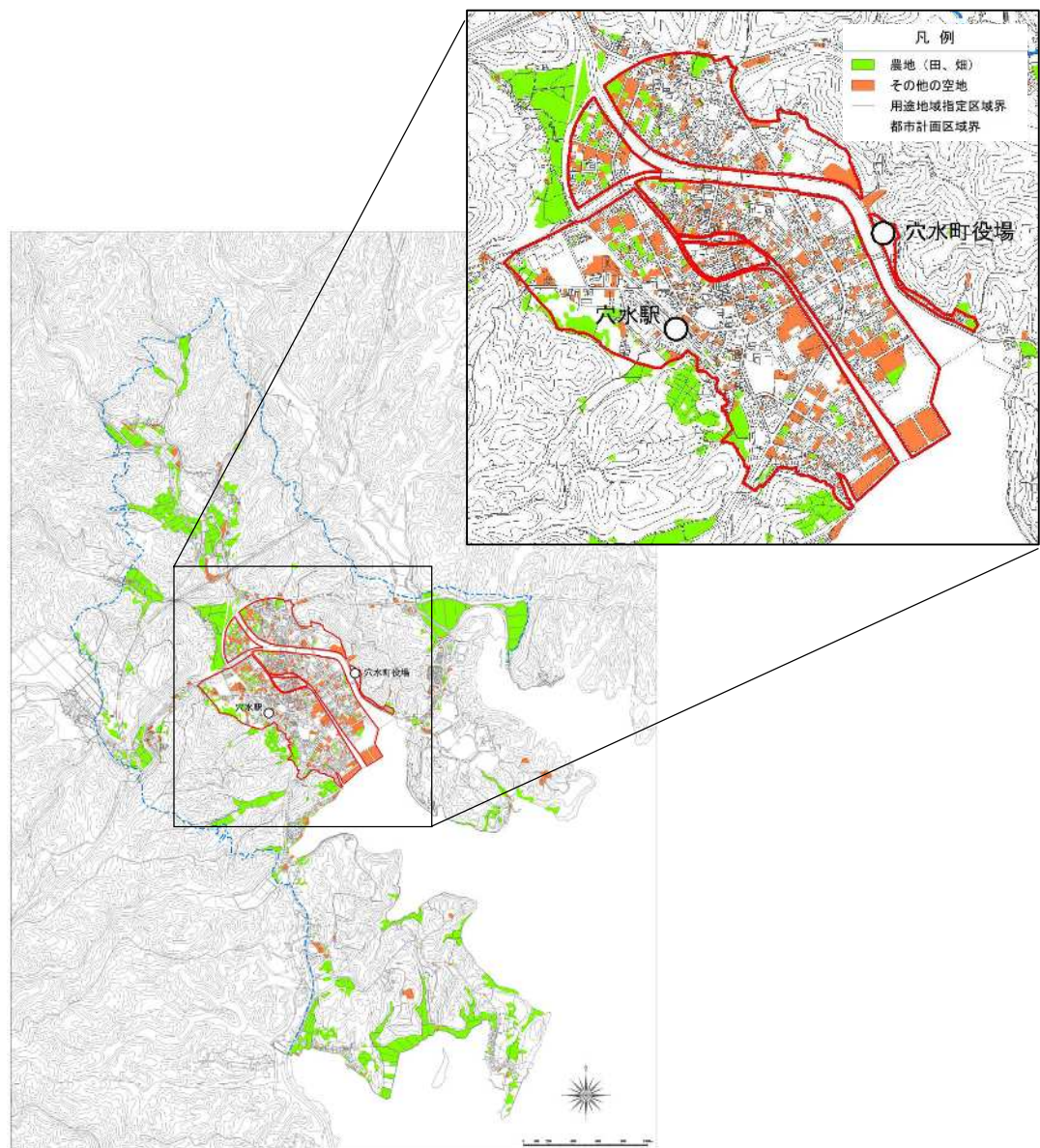
【資料：R4 都市計画基礎調査】

2) 低未利用地

本町の都市計画区域内の低未利用地（農地及びその他空地）の状況を見ると、用途地域内の北部及び西部において農地が存在するほか、その他の空地が散在しています。

特に用途地域内では、令和6年能登半島地震により多くの建物が全壊・半壊し、公費解体が進む中で低未利用地が増加しています。町独自調査では、震災の前後で約1.5倍に増加しており、中心市街地のスポンジ化が進行しています。

用途地域外の都市計画区域内では、ほとんどが農地であり、穴水IC周辺の上野地区や麦ヶ浦地区沿岸部、志ヶ浦沿岸部などにまとまって存在しています。



【資料：R4 都市計画基礎調査】

図. 低未利用地現況図

(3) 公共交通

- ・ 公共バスの年間利用者数は、2009 年をピークに 2013 年まで減少傾向が顕著となっています。
- ・ 公共バスによって町民の日常的な移動環境は概ね確保されています。
- ・ 町内には穴水駅及び能登鹿島駅が立地しており、年間乗降客数はどちらも減少傾向となっています。

1) 公共バス（年間利用者数の推移）

公共バスの年間利用者数の推移を見ると、合計では 2009 年の年間約 83.7 万人をピークに、2013 年まで減少傾向が顕著です。その後 2014 年から 2016 年にかけては復調の兆しが見られましたが、伸びは続かず 2019 年には約 47.9 万人となっています。

路線別では、路線転換バスの利用者が最も多く、廃線されたのと鉄道区間利用者の貴重な交通手段となっていることが伺えます。

表. 公共バス年間利用者数の推移

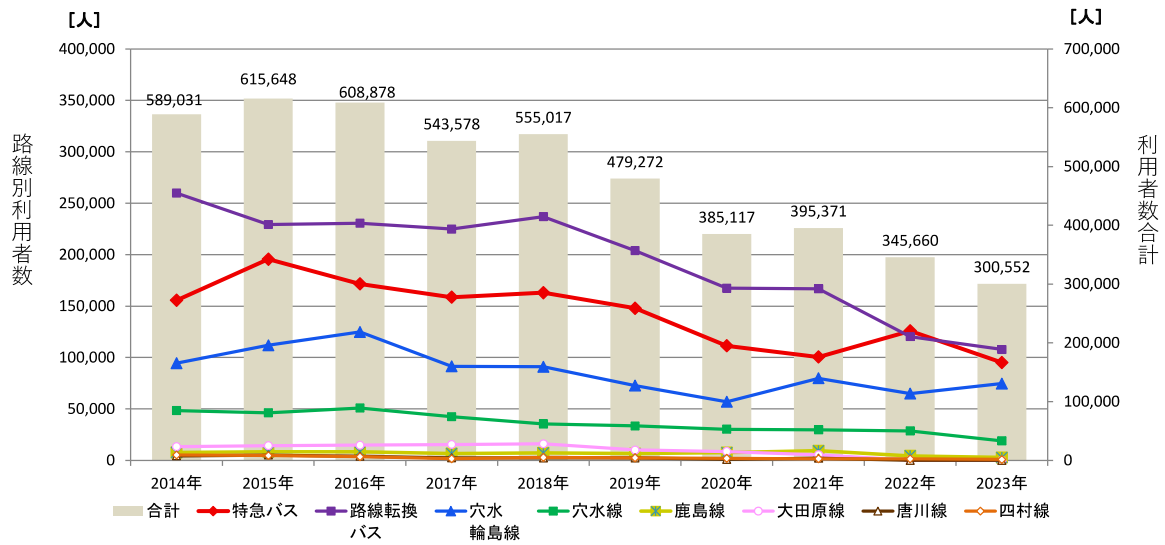
(単位：人)

年次	特急バス	路線転換バス	穴水輪島線	穴水線	鹿島線	大田原線	唐川線	四村線	合計
2008年	159,390	394,913	145,849	50,169	10,215	22,046	12,392	—	794,974
2009年	166,654	439,506	142,699	48,284	9,415	20,904	9,386	—	836,848
2010年	156,989	372,817	117,899	60,936	9,558	19,599	11,900	—	749,698
2011年	148,579	330,902	107,055	58,549	7,019	14,196	9,079	—	675,379
2012年	156,116	294,005	101,461	48,934	7,535	12,101	5,973	—	626,125
2013年	147,605	230,217	80,012	46,371	8,084	12,977	4,681	—	529,947
2014年	155,668	259,865	94,442	48,428	7,720	13,281	4,396	5,231	589,031
2015年	195,615	229,252	112,013	46,351	8,292	14,275	5,148	4,702	615,648
2016年	171,626	230,629	124,830	50,956	8,391	14,871	3,957	3,618	608,878
2017年	158,557	224,931	91,439	42,484	6,621	15,472	2,412	2,495	543,578
2018年	163,009	237,067	90,981	35,451	7,225	16,065	2,357	2,862	555,017
2019年	147,820	203,889	72,629	33,505	6,535	10,090	2,372	2,432	479,272
2020年	111,341	167,398	57,101	30,346	7,499	8,579	953	1,900	385,117
2021年	100,470	166,824	79,859	29,721	9,401	5,529	2,070	1,497	395,371
2022年	125,795	120,201	64,925	28,663	4,458	179	—	1,493	345,660
2023年	95,150	107,823	74,764	19,025	2,863	10	—	917	300,552

【資料：北陸奥能登バス】

※ 四村線については、2014年10月から能登観光自動車(株)に業務委託変更

第2章. 穴水町の現況及び課題



【資料：北陸奥能登バス】

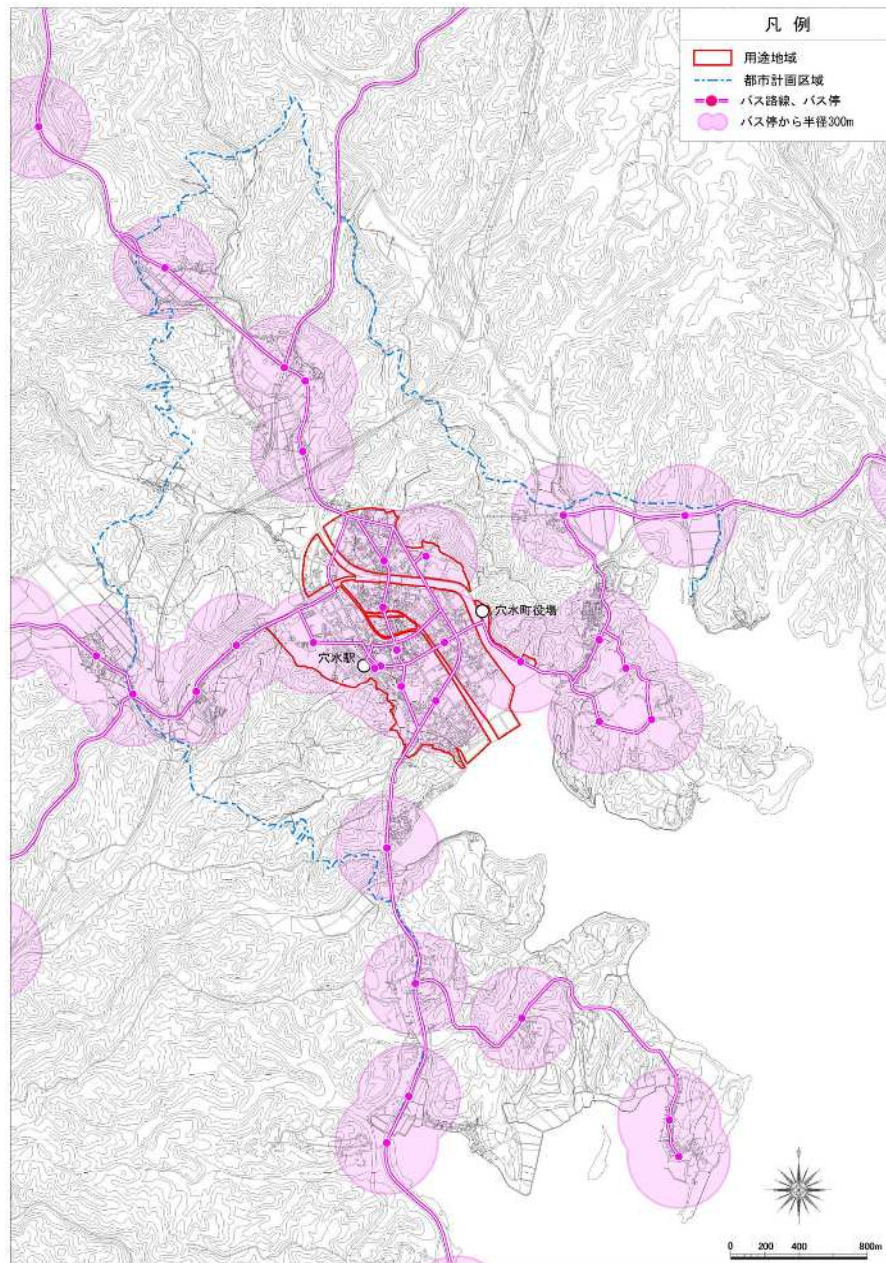
※ 四村線については、2014年10月から能登観光自動車(株)に業務委託変更

図. 公共バス年間利用者数の推移

2) 公共バスの利用圏域

都市計画区域内の公共バスの利用圏域を見ると、用途地域内のほぼ全域がバス停から半径 300m 圏内に含まれており、居住地からバス停までは概ね徒歩圏内にあります。

都市機能が集積する穴水駅周辺市街地から東西南北に延びる公共バスによって、都市計画区域内における町民の日常的な移動環境は確保されていると言えます。



【資料：国土数値情報】

図. 公共バスの利用圏域

3) 鉄道

のと鉄道においては、2001年には輪島線とも呼ばれていた七尾線の穴水―輪島間を、2005年には能登線の穴水―蛸島間全線を廃止し、最盛期には100kmを超えた営業路線も現在では第三セクターとして設立されたのと鉄道株式会社が七尾線穴水―七尾間のみを運行しています。

本町には、そのうち穴水駅及び能登鹿島駅が立地しています。

各駅の年間乗降客数の推移を見ると、穴水駅については、2017年まで減少傾向でしたが、2018年には一時的に増加に転じました。しかしながら、再び減少に転じ2025年時点においては、約6.4万人となっています。

また、能登鹿島駅についても、2022年には年間乗降客数が約1.2万人を超えていましたが、2025年時点では約3,300人まで減少しています。

2015年3月には穴水駅に隣接する場所に物産館「四季彩々」が開業し、それにあわせて穴水駅舎外観のリニューアルが行われ、2015年11月に道の駅に登録されたこともあり、能登地域の観光拠点の一つとして積極的に活用されています。

また、能登鹿島駅は、「能登さくら駅」の愛称で親しまれ、1999年の第一回中部の駅百選にも選ばれるなど、春の桜シーズンの際は多くの観光客で賑わいを見せています。

表. のと鉄道年間乗降客数の推移

(単位：人)

年次	穴水駅	能登鹿島駅
2015年(H27)	98,550	2,190
2016年(H28)	94,900	2,920
2017年(H29)	78,110	2,190
2018年(H30)	87,235	2,555
2019年(R1)	86,140	3,285
2020年(R2)	—	—
2021年(R3)	93,440	7,665
2022年(R4)	92,710	12,045
2023年(R5)	90,885	6,935
2024年(R6)	69,715	5,840
2025年(R7)	64,240	3,285

【資料：のと鉄道】

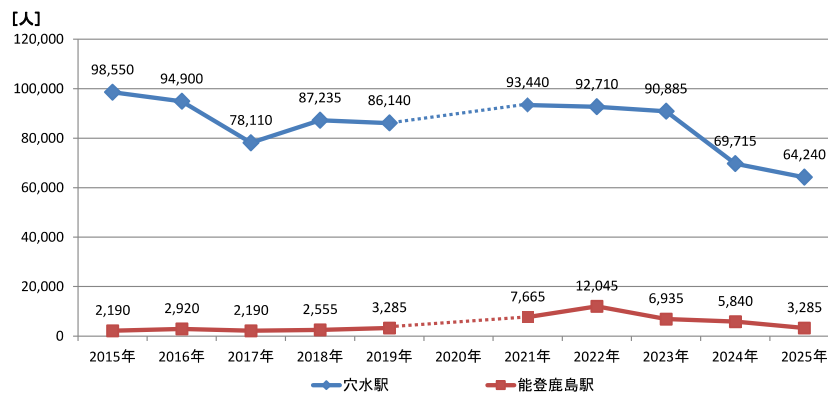


図. のと鉄道年間乗降客数の推移

(4) 都市機能

- ・商業施設は主に国道 249 号及び此木地区に集積しており、穴水駅周辺の中心市街地において商業的な活力低下が見られます。
- ・町役場や総合病院、子育て支援施設など、子どもから高齢者まで多くの町民が利用する公共施設が用途地域東部の崖際に立地しています。
- ・要介護者数は増加傾向であり、町内の特別養護老人ホームには常に待機者が存在しています。
- ・特に令和 6 年能登半島地震以降、中心市街地から商業施設が減少しているほか、震災による建物被害の影響で、施設の立地が減退している状況です。

1) 商業施設

商業施設は、都市計画区域内に10箇所（スーパー2箇所、コンビニエンスストア3箇所、薬局4箇所、大型電気店等1箇所）あり、うち用途地域内には6箇所（スーパー1箇所、コンビニエンスストア2箇所、薬局3箇所）立地しています。

用途地域を除く都市計画区域内には4箇所（スーパー1箇所、コンビニエンスストア1箇所、薬局1箇所、大型電気店等1箇所）立地し、主に国道249号沿道及び此木地区に集積しています。

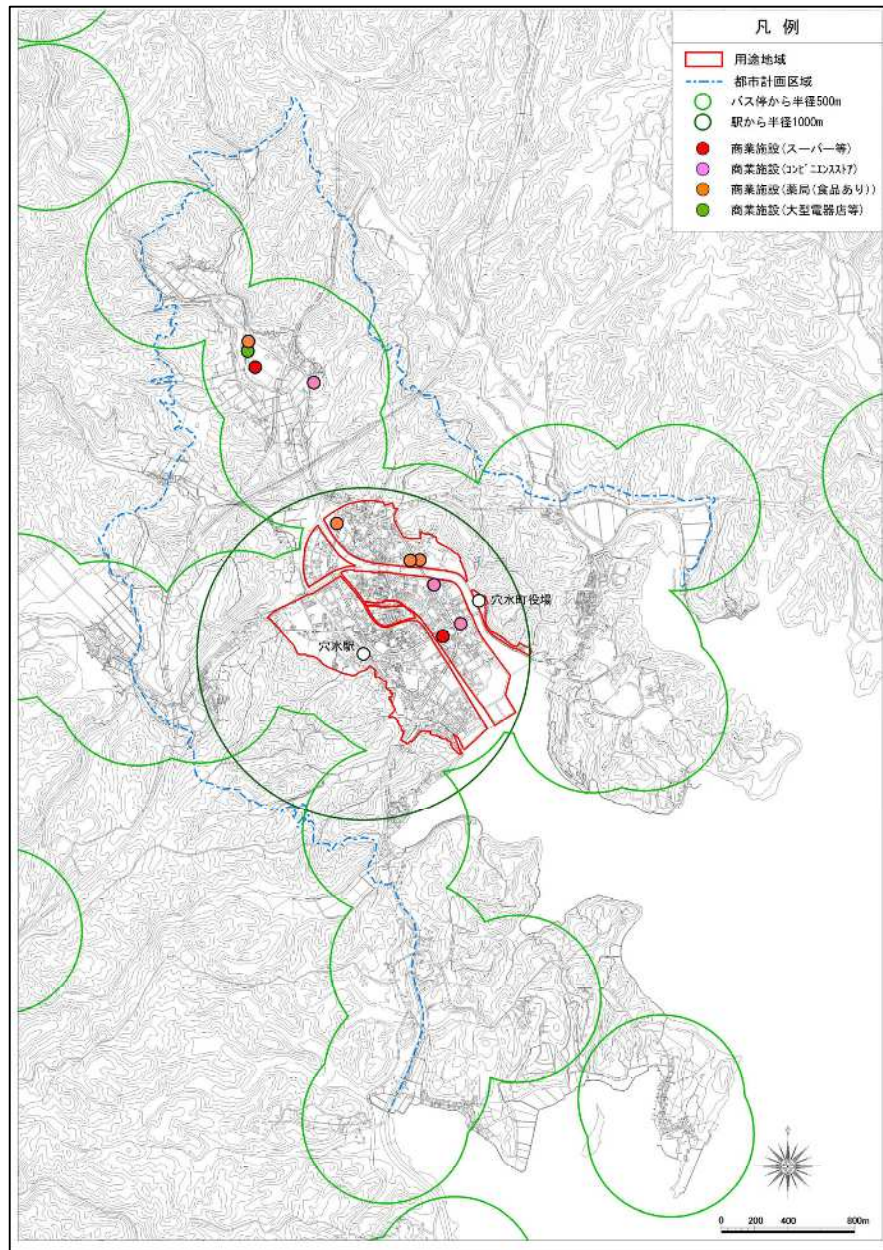


図. 商業施設の立地状況

2) 医療機関

医療機関は、都市計画区域内に8箇所（総合病院1箇所、診療所4箇所、歯科医院3箇所）あり、うち用途地域内に、7箇所（総合病院1箇所、診療所3箇所、歯科医院3箇所）立地しています。

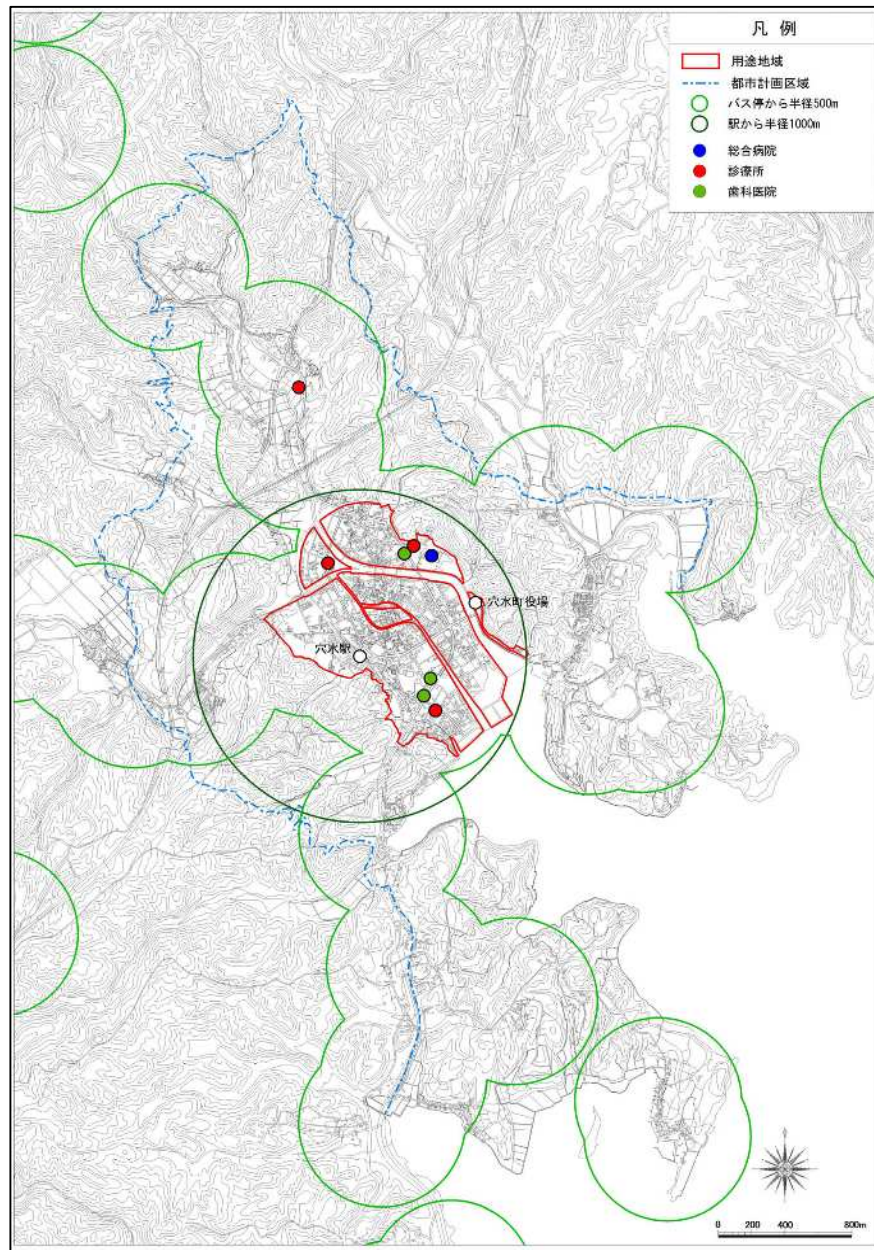


図. 医療機関の立地状況

3) 子育て支援施設（保育所・認定こども園）

子育て支援施設は、都市計画区域内に3箇所（保育所1箇所、放課後児童クラブ2箇所）あり、全て用途地域内に立地しています。

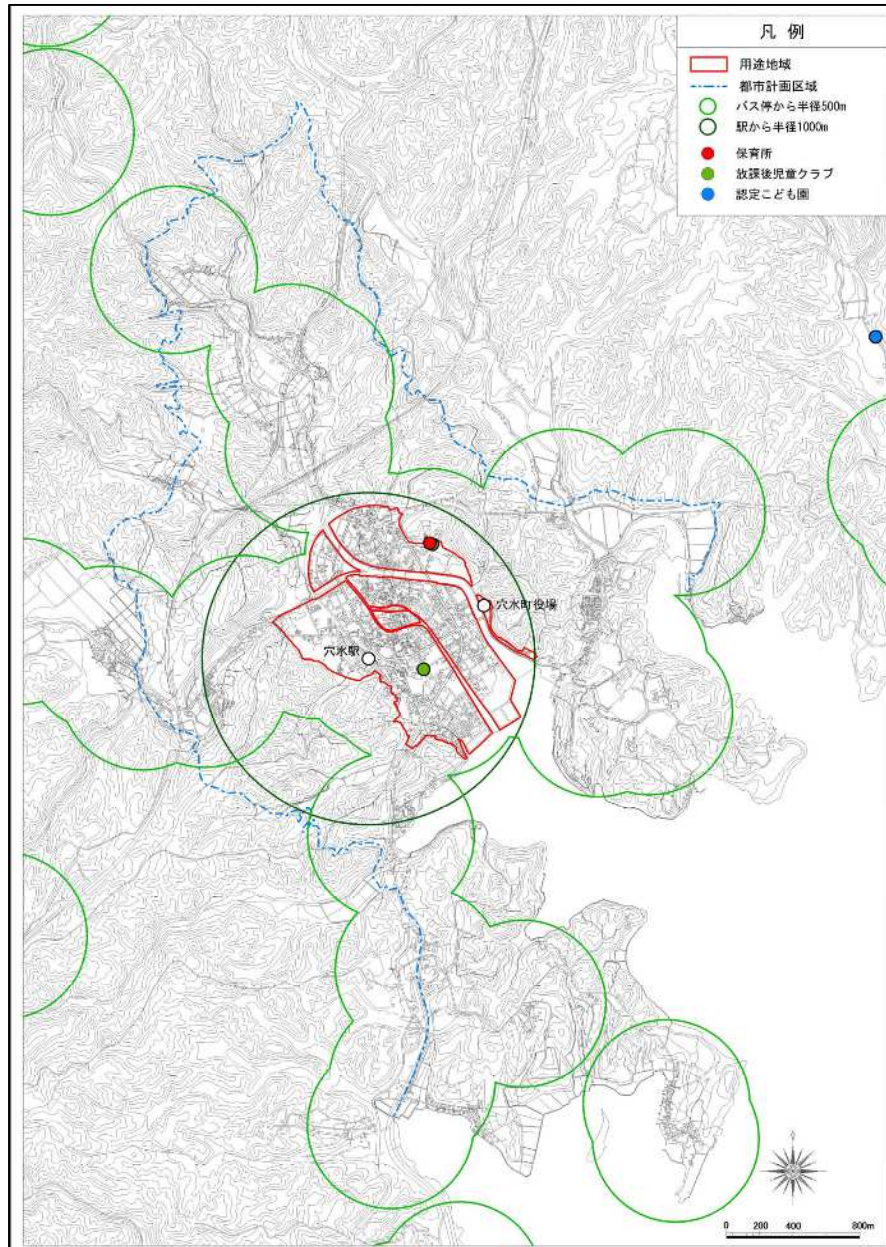


図. 子育て支援施設の立地状況

4) 教育・文化交流施設（学校、コミュニティセンター等、図書館等）

学校は、3箇所（小学校1箇所、中学校1箇所、高等学校1箇所）立地しています。

コミュニティセンター等は、5箇所（公民館1箇所、コミュニティセンター等4箇所）立地しています。

図書館等は、3箇所（図書館1箇所、文化ホール1箇所、歴史館1箇所）立地しています。

県立穴水高等学校と文化ホール（のとふれあい文化センター）、志ヶ浦コミュニティセンター、来迎寺地区集会所、新崎地区集会所の5箇所は用途地域外で、その他の施設については、全て用途地域内に立地しています。

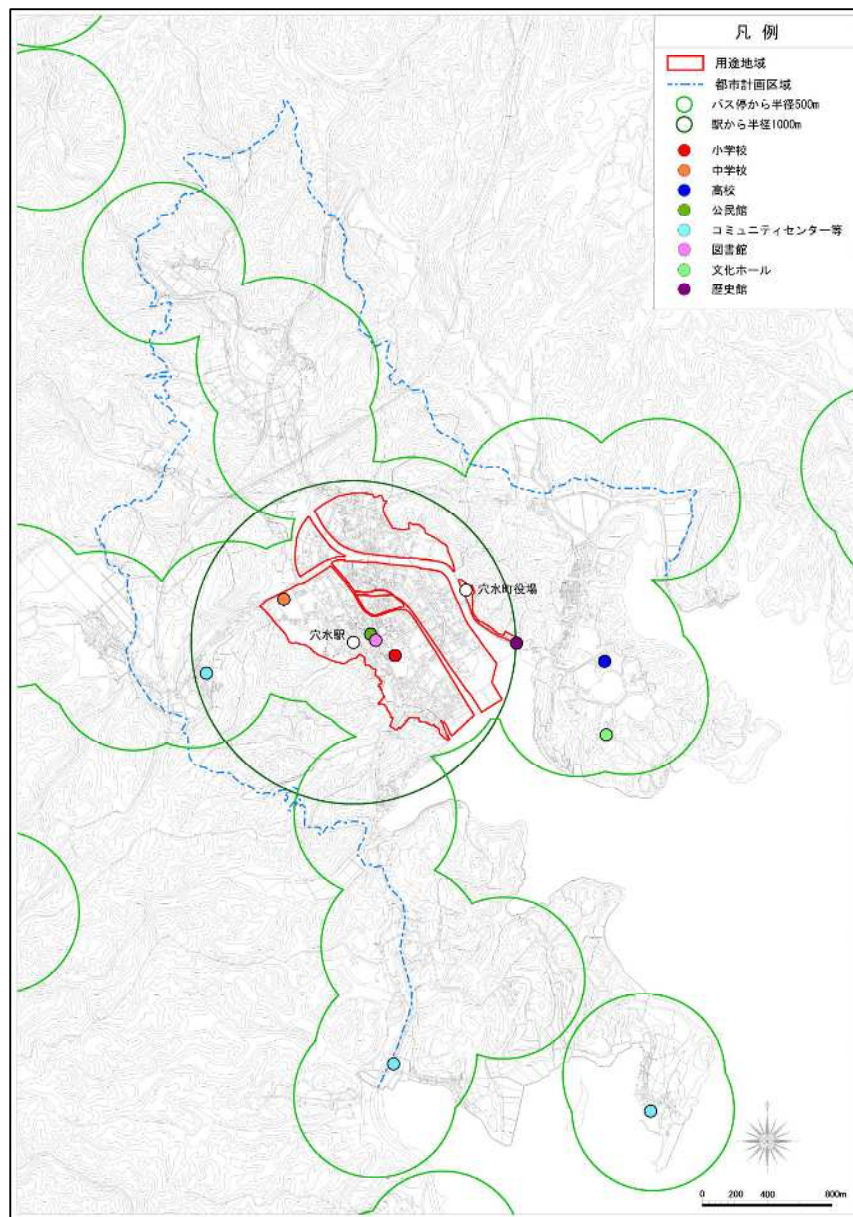


図. 教育・文化交流施設の立地状況

5) 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設は、都市計画区域内に6箇所（有料老人ホーム1箇所、グループホーム2箇所、ケアハウス1箇所、介護療養型医療施設1箇所、介護老人福祉施設1箇所）あり、用途地域内に4箇所、用途地域外（此木地区周辺）に2箇所立地しています。

都市計画区域内に立地する施設についてはバス停から半径 500m の範囲内にあります。

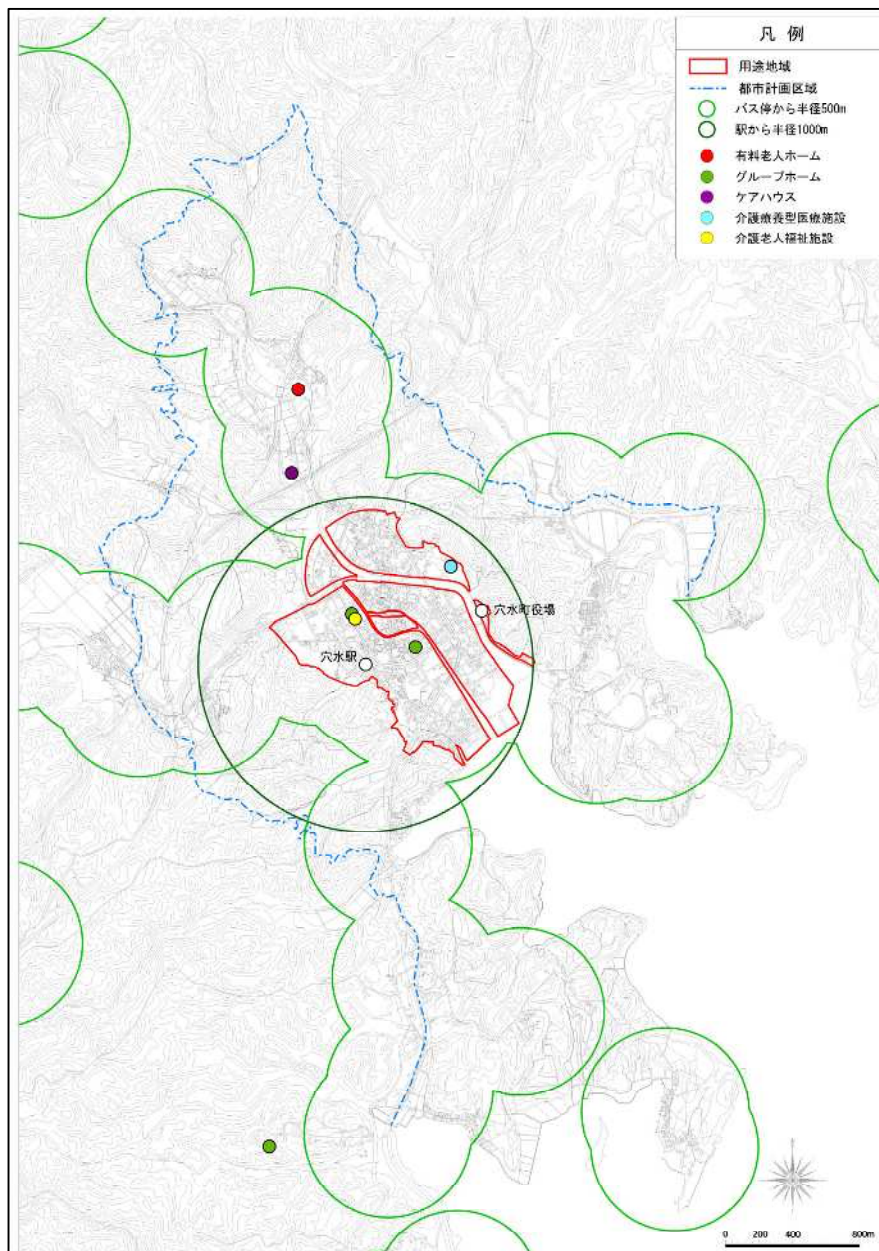


図. 高齢者福祉施設の立地状況

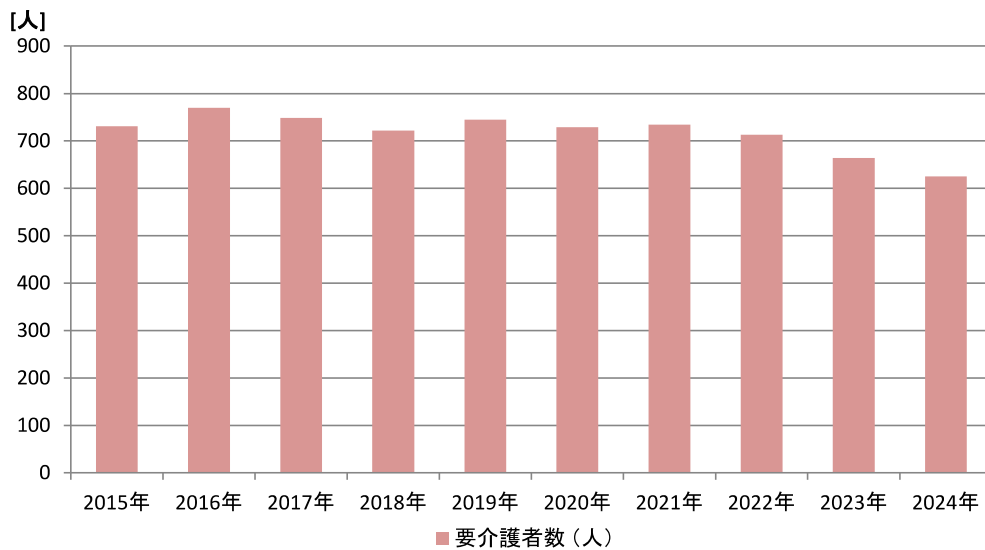
■ 要介護者数の推移

2015年から2024年までの10年間の要介護者数を見ると、概ね600～700人前後で推移しており、年によってばらつきはあるものの、傾向としては減少しています。

表. 要介護者数の状況

年	要介護者数 (人)
2015年	731
2016年	770
2017年	749
2018年	722
2019年	745
2020年	729
2021年	734
2022年	713
2023年	664
2024年	625

【資料：要介護者数は介護保険事業状況報告月報（暫定版）3月保険者別第2表、特養待機者数は穴水町資料】



【資料：要介護者数は介護保険事業状況報告月報（暫定版）3月保険者別第2表、特養待機者数は穴水町資料】

図. 要介護者数の推移

6) 金融機関、農業協同組合、郵便局

金融機関は3箇所（銀行1箇所、信用金庫2箇所）、農業協同組合は1箇所、郵便局は3箇所立地しています。

来迎寺谷簡易郵便局は鉄道駅から離れているものの、その他は用途地域内に立地しており、全て鉄道駅から半径1,000mの範囲内にあります。

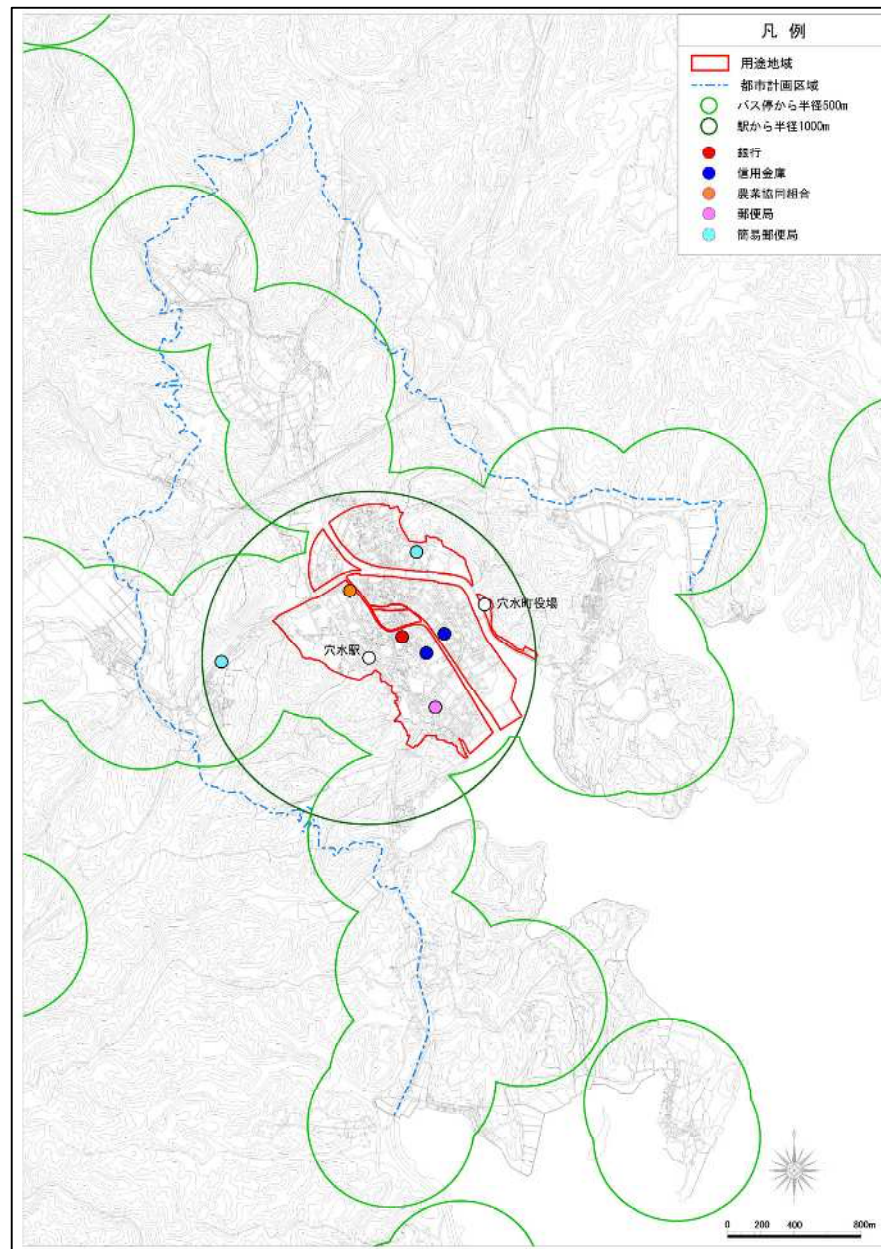


図. 金融機関、農業協同組合、郵便局の立地状況

(5) 地価

- ・用途地域内の地価は経年的に低下傾向となっています。
- ・穴水駅東側の近隣商業地域は他の地点に比べ公示価格は高いものの、下落率が大きくなっています。

1) 地価公示標準地の価格の推移

本町の3地点（下記参照）における地価公示標準地の1995（H7）年から2025（R7）年までの価格の推移を見ると、全地点において経年的に低下傾向となっています。

その中でも、他の地点に比べ公示地価が高かったA地点のある穴水駅東側近隣商業地域の下落が目立っており、1995（H7）年に76,000円/㎡だったものが、2025（R7）年には15,400円/㎡と約8割近く下落しています。

同様に、B地点では7割以上、C地点では約6割下落しています。

表. 地価公示標準地の価格の推移

(単位: 円/㎡)

年	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
A	76,000	70,000	65,000	60,500	58,500	57,500	55,500	53,500	51,200	49,000	46,500	44,500	43,000
B	47,000	45,000	44,000	42,500	41,500	41,000	40,000	39,000	38,000	36,800	35,500	34,500	34,000
C	30,000	29,000	28,000	27,000	26,000	25,700	25,000	24,000	23,700	23,500	23,200	23,000	23,000
年	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)
A	39,000	36,500	34,500	33,300	32,200	30,300	28,500	26,900	25,400	24,000	22,800	21,500	20,300
B	32,300	30,500	28,700	27,800	26,900	26,200	25,000	23,500	22,100	20,900	19,900	18,900	17,900
C	22,200	21,500	20,700	20,200	19,800	19,600	19,000	18,300	17,800	17,000	16,300	15,600	14,900
年	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)								
A	19,200	18,300	17,500	16,900	15,400								
B	16,900	16,000	15,300	14,900	13,300								
C	14,200	13,500	13,400	13,400	12,600								

A: 字大町ニ34番, B: 字川島サ42番3外, C: 字川島ろ97番

【資料: 国土交通省地価公示・都道府県地価調査_1月時点データ】

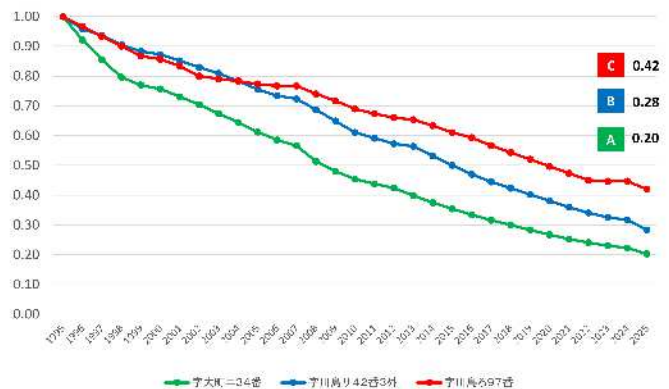


図. 地価公示標準地の位置と価格変動率の推移

(6) 災害

- ・用途地域指定区域の東側及び南西側の山際に急傾斜地の崩壊特別区域等災害リスクの高い区域が指定され、そこには町役場をはじめ総合病院や福祉施設等が立地しています。
- ・小又川を対象とした洪水浸水想定では、穴水駅周辺の用途地域内のほぼ全域で0.5～3.0mの浸水被害が想定されているほか、此木地区一帯で3.0m以上の浸水被害が想定されています。
- ・津波浸水箇所は、沿岸部の湾部や真名井川、小又川河口部に広く分布しています。

1) 土砂災害

都市計画区域内の土砂災害ハザードの分布状況を見ると、市街地の間近に山林が立地する本町の特性から、概ね用途地域指定区域の東側及び南西側の山際において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所が見られます。

また、山間地域の谷部においては、同じく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が多く、一定の災害リスクを抱えていると言えます。

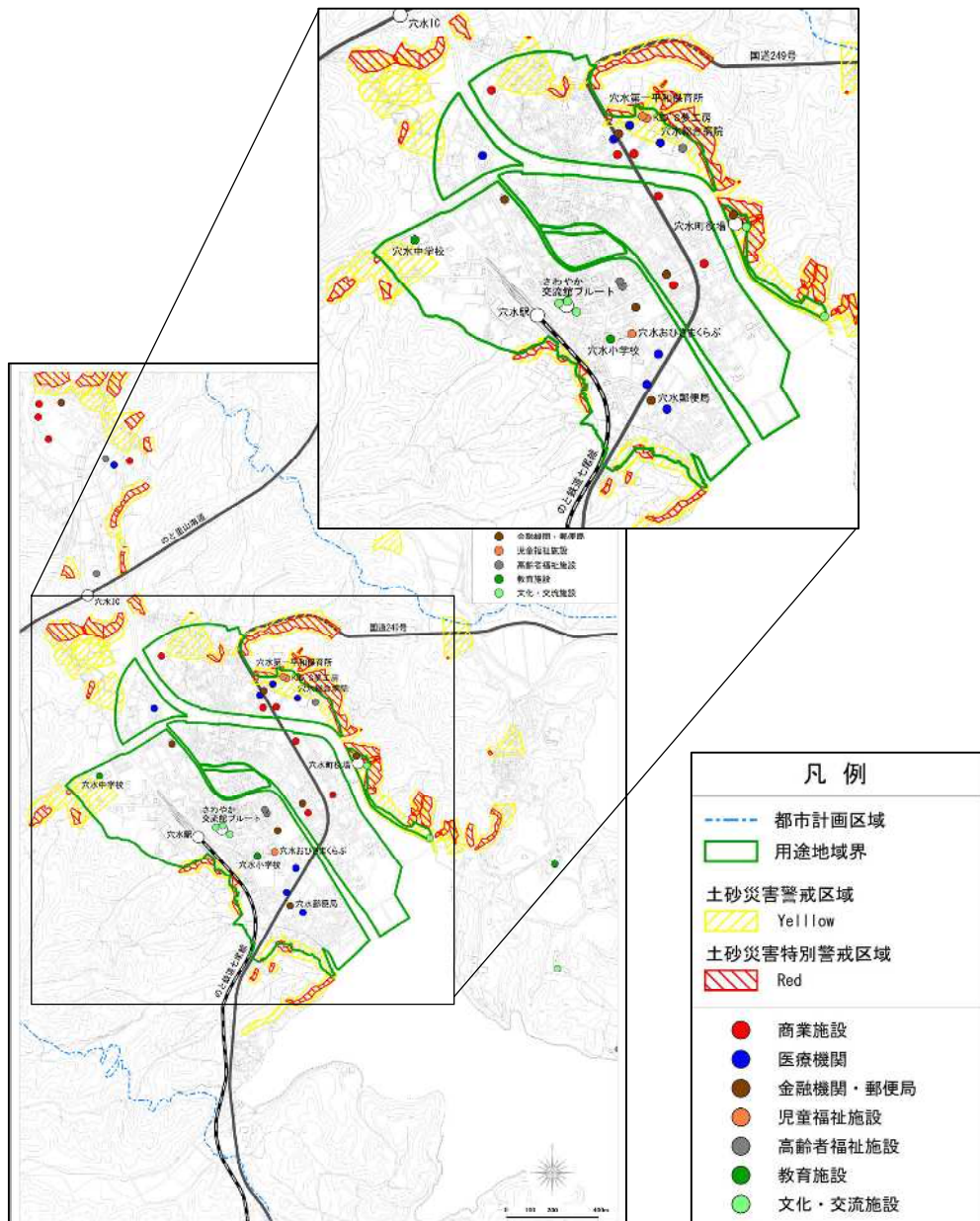


図. 土砂災害ハザードの分布状況

2) 洪水災害

洪水ハザードマップにおいて、想定し得る最大規模の降雨（小又川流域の24時間の総雨量813mm）による都市計画区域内の浸水想定を見ると、小又川を対象とした場合において、穴水駅周辺の用途地域内のほぼ全域で0.5～3.0mの浸水被害が想定されています。

また、周囲を山地に囲まれた低地部である此木地区一帯においては、3.0m以上の浸水被害が想定されています。

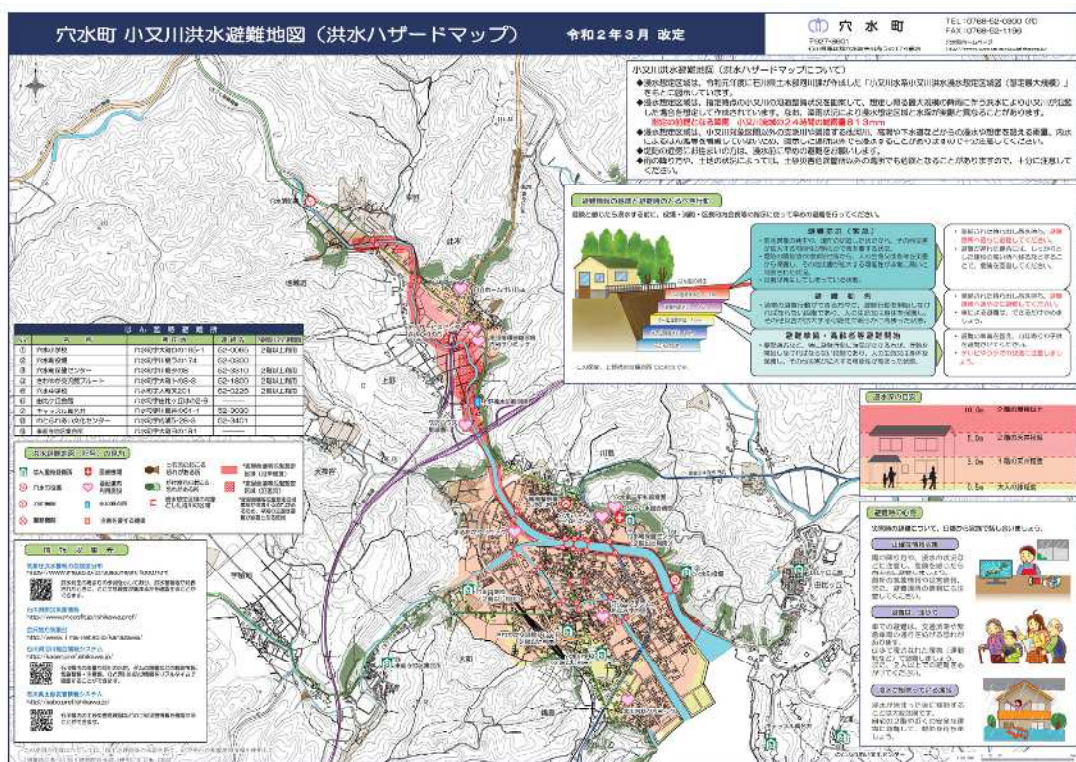


図. 洪水ハザードマップ

3) 津波災害

津波ハザードマップにおいて、都市計画区域内の津波浸水箇所をみると、海に面する立地特性からは、沿岸部の湾部において津波浸水箇所が広く分布しています。用途地域内においては、真名井川、小又川河口部に広く浸水箇所が見られます。

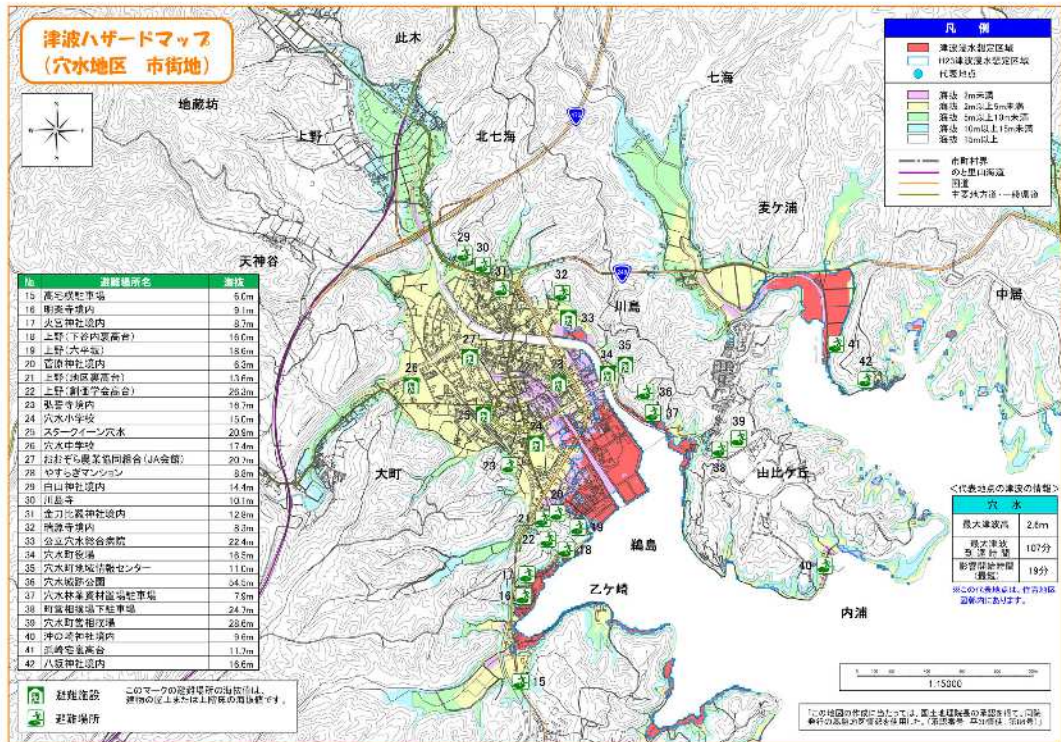


図. 津波ハザードマップ

(7) 住民意向

- ・公共交通の利用機会が少なく、主な移動手段として自動車を利用していることがうかがえます。
- ・これからも住み続けていくために「保健・医療・福祉等の環境」「買い物環境の確保」「道路、橋、公共施設などのインフラの復旧」「地震・断層・津波からの安全性確保」が重視する点と考えられています。

1) 調査の目的

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向け、穴水町復興計画の策定に向けた基礎情報とすることを目的として、平成17年4月1日以前に生まれた穴水町に住んでいるまたは避難している全員を対象としてアンケート調査を実施しました。

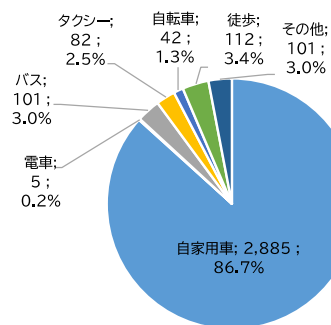
2) 調査方法等

- 調査期間：令和6年7月15日～7月31日
- 配布回収方法：区長町内会長を通じて配布（一部郵送にて配布）、郵送による回収
- 配布数：6,321件 ●回収数：3,524件 ●回収率：55.8%

3) 集計結果

①買い物や通院など、町内を移動する場合の主な交通手段(1つだけ○)

移動の主な手段は「自家用車」が8割以上と最も多く、次いで「徒歩」(3.4%)及び「バス」(3.0%)、「タクシー」(2.5%)となっています。



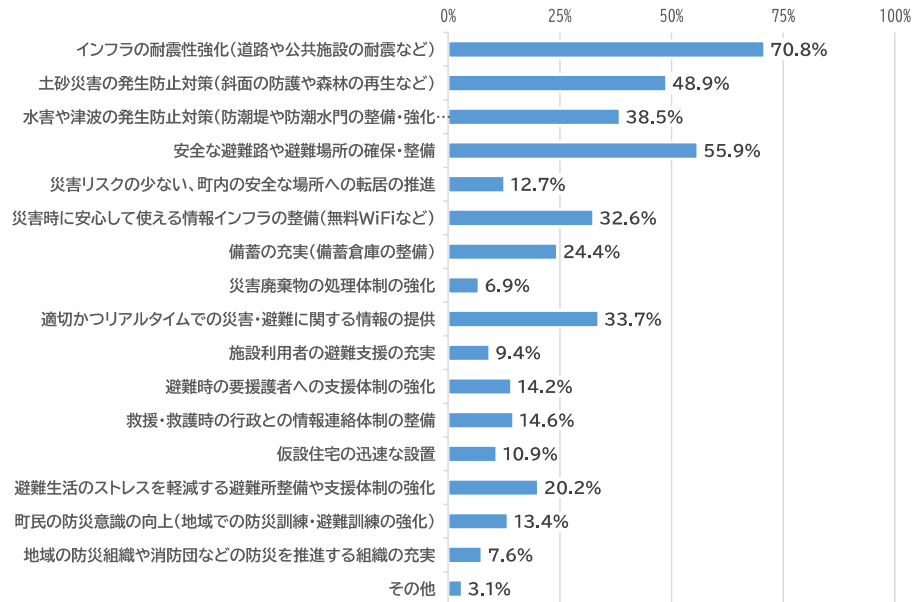
②今後、穴水町が目指すべきまちの姿(3つまで○)

目指すまちの姿としては、「医療・福祉が充実した安心なまち」が約6割と最も多く、次いで「災害に強いまち」が約5割、「道路や公園などが整った、住環境がよく暮らしやすいまち」が約3割となっています。



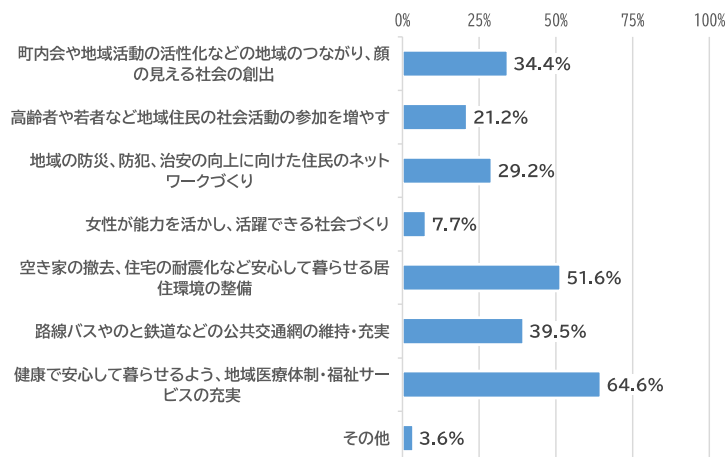
③災害に強いまちづくりを実現するための対策（5つまで〇）

対策として、「インフラの耐震性強化（道路や公共施設の耐震など）が約7割と最も多く、次いで「安全な避難路や避難場所の確保・整備」が約6割、「土砂災害の発生防止対策（斜面の防護や森林の再生など）」が約5割となっています。



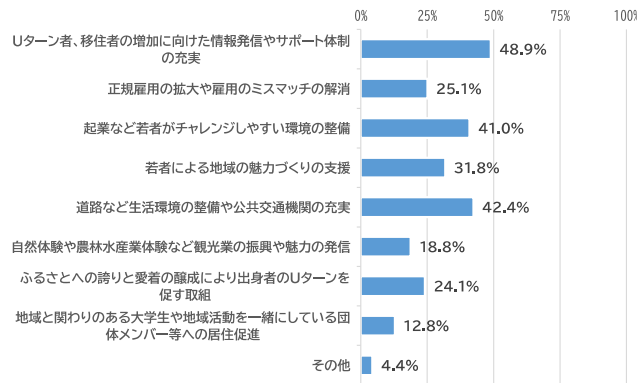
④人口減少社会の中でも安心して暮らせる地域づくりの取組（3つまで〇）

取組として、「健康で安心して暮らせるよう、地域医療体制・福祉サービスの充実」が約65%と最も多く、次いで「空き家の撤去、住宅の耐震化など安心して暮らせる居住環境の整備」が約5割、「路線バスやのと鉄道などの公共交通網の維持・充実」が約4割となっています。



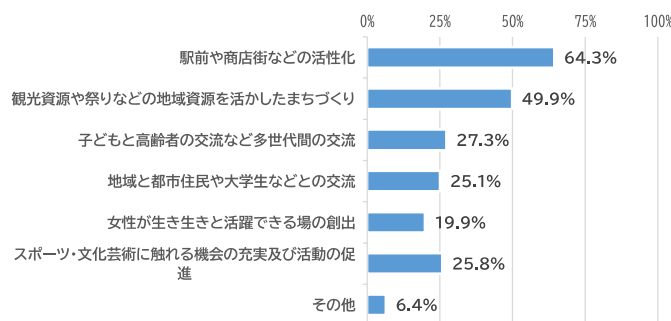
⑤本町へ来訪・移住・定住を促すために重要な取組(3つまで〇)

取組として、「Uターン者、移住者の増加に向けた情報発信やサポート体制の充実」が約5割と最も多く、次いで「道路など生活環境の整備や公共交通機関の充実」と「起業など若者がチャレンジしやすい環境の整備」が約4割となっています。



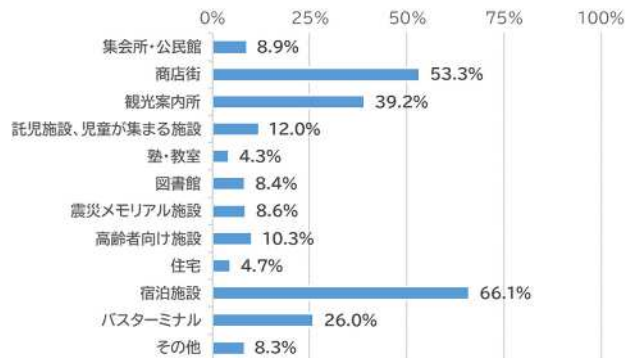
⑥今後の穴水町の地域活性化及びにぎわい創出を目指すための取組(3つまで〇)

取組としては、「駅前や商店街などの活性化」が約65%と最も多く、次いで「観光資源や祭りなどの地域資源を活かしたまちづくり」が約5割、「子どもと高齢者の交流などの世代間の交流」が約3割となっています。



⑦奥能登の玄関口として駅または駅周辺にあるとよい施設(3つまで〇)

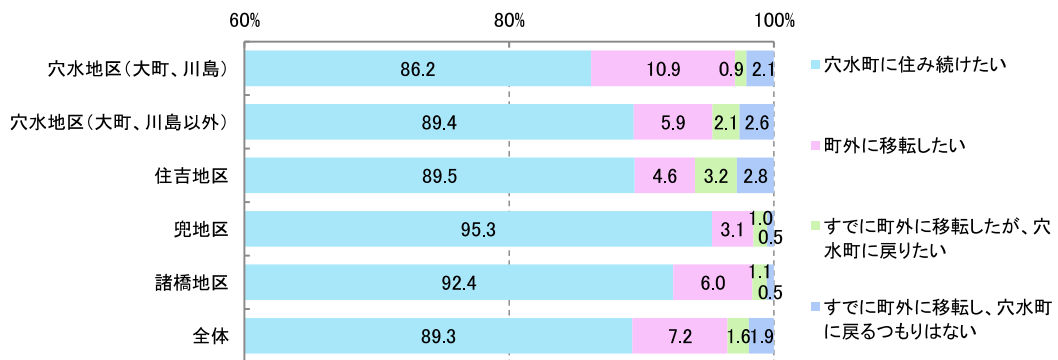
穴水駅周辺を奥能登の玄関口として再開発するとした場合に、駅または駅周辺にあるとよい施設については、「宿泊施設」が約7割と最も多く、次いで「商店街」が約5割、「観光案内所」が約4割となっています。



⑧穴水町への永住意欲(1つだけ〇)

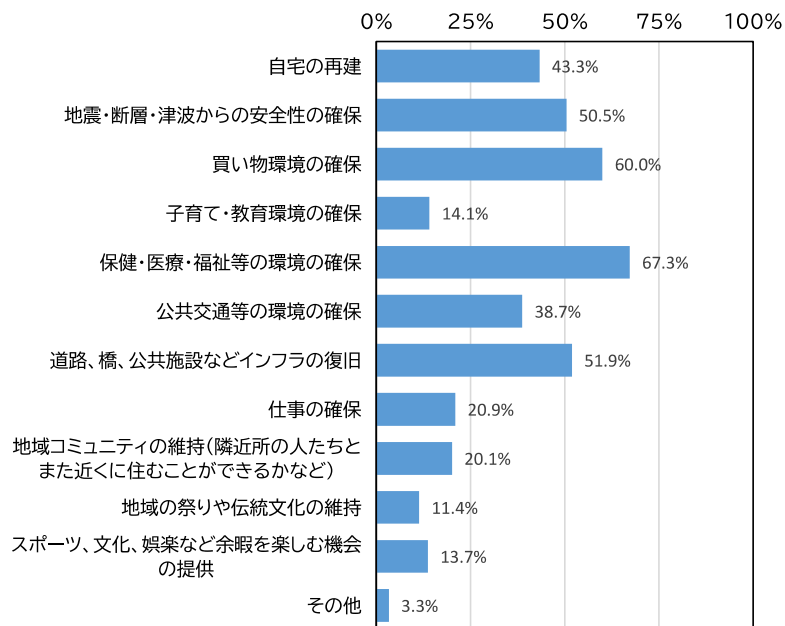
「将来的に穴水町に住み続けるか」については、「穴水町に住み続けたい」が約9割と最も多く、次いで「町外に移転したい」が7%、「すでに町外に移転し、穴水町に戻るつもりはない」が2%となっています。

各地区も同様の傾向ですが、将来的に町外に住むことを望んでいる世帯は中心市街地の穴水地区(大町、川島)では約10%を超え高くなっています。



⑨穴水町に将来的に住み続けるために重視する点(5つまで〇)

穴水町に将来的に住み続ける際に重視することは、「保健・医療・福祉等の環境」が約7割と最も多く、次いで「買い物環境の確保」が6割、「道路、橋、公共施設などのインフラの復旧」、「地震・断層・津波からの安全性確保」が約5割となっています。



2-2. 現状分析

(1) 人口等

まちの活力に影響する人口減少と少子高齢化の進展

課題①に関連

人口・世帯数が経年的に減少傾向にある中、人口密度は高いものの、用途地域を含む地区での人口減少が目立っており、本来都市づくりを牽引すべき中心市街地部における活力の低下が懸念されます。

また、総人口に占める年少人口・生産年齢人口割合が減少する一方、老年人口割合の増加傾向が顕著で、少子高齢化に伴い、ますますその傾向が強まり、都市の活力を支える世代が減少の一途をたどることが予想されています。

さらに、2040年には用途地域を含む地区での大幅な人口密度の低下、さらに都市計画区域外縁部においては、年少人口の人口密度が0人/haとなる地区も出現するなど、全町的な人口減少、少子高齢化は、本町の都市づくりにおいて、非常に大きな懸念事項です。

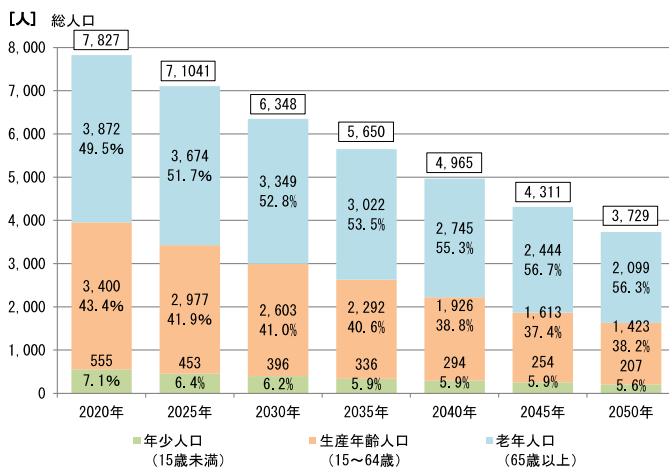


図. 将来人口推計【2020~2050年】(2020年は実績値)(再掲)

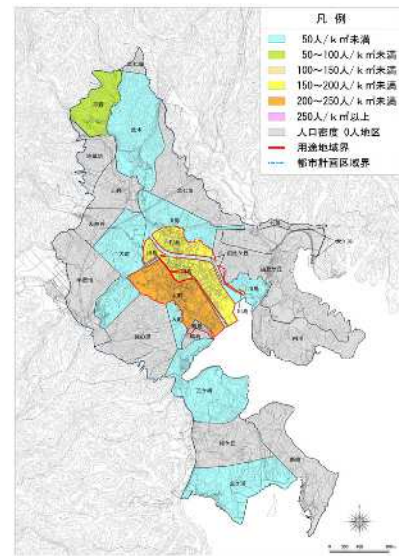


図. 2040年における地区別人口密度推計【年少人口】(再掲)

(2) 土地利用等

用途地域内でも目立つ未利用地

課題①、②に関連

都市的土地利用は用途地域指定区域で全体の9割近くを占めており、用途地域を中心としたコンパクトな都市づくりが進められていると言えます。

そのような中、此木地区においては、大型の商業施設の集積が見られ、一定の賑わいを創出しています。

しかしながら、用途地域内においても、特に幹線道路である県道沿いや沿岸部の臨港地区などにおいて、大規模な空地が立地している状況です。

さらに、令和6年能登半島地震により建物が倒壊し、その後更地となった敷地が散見される状況であり、特に比較的規模の大きい敷地については未利用地化を抑制するための都市的土地利用の誘導が求められます。

また、用途地域内の農地については、北部、西部エリアに散在しています。

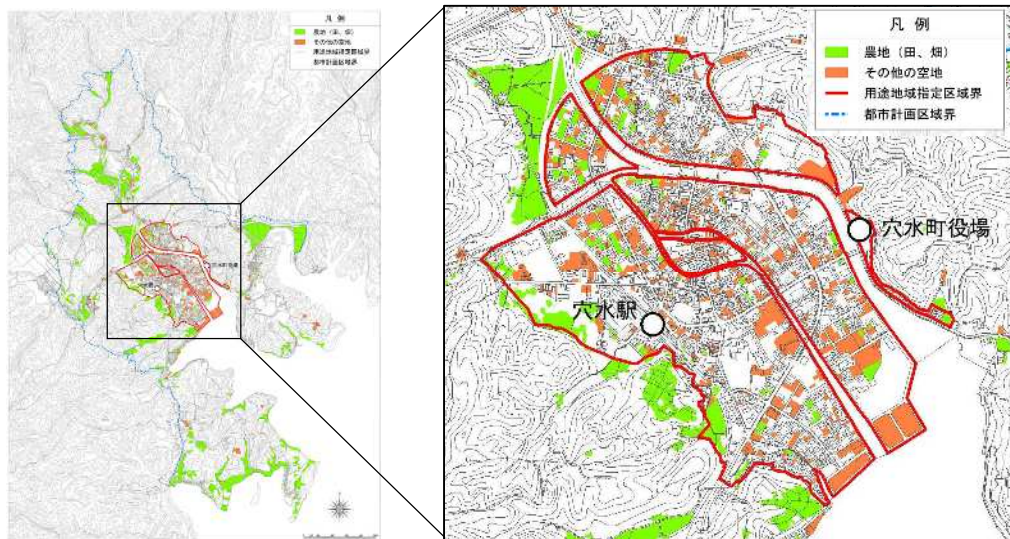


図. 低未利用地現況 (再掲)

図. 用途地域指定エリア拡大 (再掲)

(3) 公共交通

公共バス利用者は、近年減少傾向	課題③に関連
現状では、中心市街地の循環ルートが未整備	課題③に関連

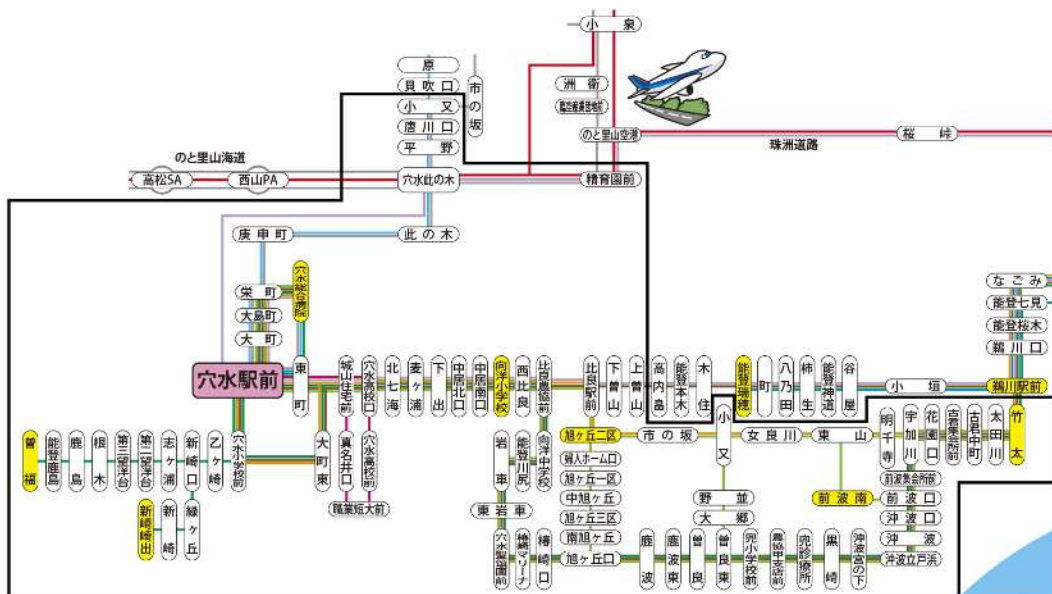
本町には、のと鉄道穴水駅及び能登鹿島駅が立地するほか、公共バスによる公共交通が確保されています。

鉄道利用者は、概ね経年的に減少傾向にあります。金沢方面から鉄道を利用した唯一の移動手段であり、能登方面への貴重なルート及び玄関口となっています。

バス路線は、用途地域内及び山間沿岸部の集落地域、さらには金沢市、輪島市方面と、町内及び広域の移動・連絡を確保しており、都市計画区域内において、山間部を除き、公共バスによる町民の日常的な移動環境は確保されている状況です。

ただし、公共バス利用者数は、近年減少傾向にあり、また、総人口の減少、高齢化の進展などを背景に、公共バスの持続的な維持への影響が懸念されます。

なお、現在のところ主な路線ルートにおいて、交通結節点である穴水駅をはじめ、穴水総合病院や町役場など穴水駅周辺の主要な都市機能へはアクセス可能であり、中心市街地を効率的にかつ安全・快適に移動できる循環ルートについては、市街地循環バスにおいて確保されています。



【資料：北鉄奥能登バス(株)】

図. バス路線図

(4) 都市機能

用途地域内に集積立地／商業機能は此木地区へ立地	課題①に関連
老朽化する用途地域内の公共施設	課題②に関連

本町における医療・教育・福祉施設等の都市機能は、人口が集中する用途地域内に集積立地しています。

商業機能に関しては、穴水 I C 以北の此木地区における集積立地が特徴的です。それを示すように、小売業年間販売額密度が最も高いエリアが中心市街地から此木地区へ変化しています。

また、主要な公共施設が老朽化している状況であり、子ども達や高齢者など町民の施設利用時の快適性の確保が必要と考えられます。

表. 公共施設の築年数

施設名称	建築年度	2025 年時点
		築年数(年)
穴水町役場	1972 年	53
穴水総合病院	1981 年	44
穴水町立穴水中学校 (校舎)	1985 年	40

(5) 地価

用途地域内の地価が低下傾向にある中、中心市街地の商業地の下落が顕著	課題①に関連
-----------------------------------	--------

本町の用途地域内における 3 つの地点の地価は、いずれも経年的に低下傾向にあります。

特に大町地区（穴水駅東側近隣商業地域）においては、3 地点の中では最も高い値を維持しているものの、その他の地点に比べ下落の傾向が顕著で、ここ約 30 年間で約 8 割近く下落しています。

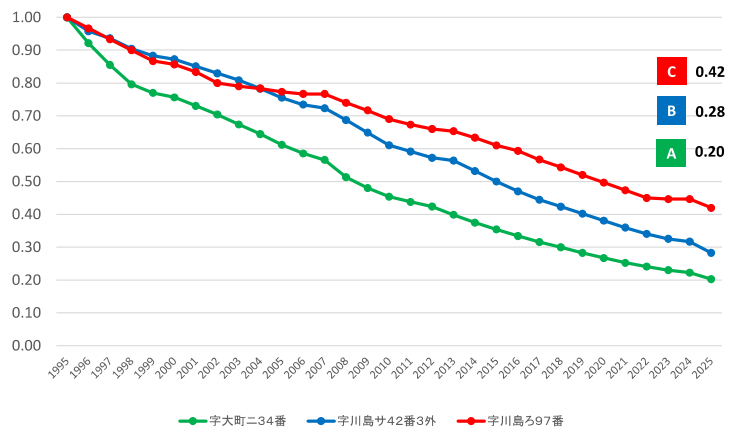


図. 地価公示標準地価格変動率の推移 (再掲)

(6) 災害

山際、沿岸部、河川に隣接する都市機能はハザードのリスク 課題②に関連

土砂災害（特別）警戒区域は、概ね用途地域指定区域の東側及び南西側の山際において指定されているほか、山間地域の谷部においても、同様の指定区域が多く、一定の災害リスクを抱えていると言えます。

特に多くの町民や子ども、高齢者等が利用する町役場や穴水総合病院及び高齢者福祉施設、子育て支援施設が、用途地域指定区域東側の土砂災害等災害リスクが高いエリアに立地している状況です。

用途地域の大部分が洪水浸水想定区域に指定されており、また、津波浸水想定区域は主に沿岸部に指定されています。

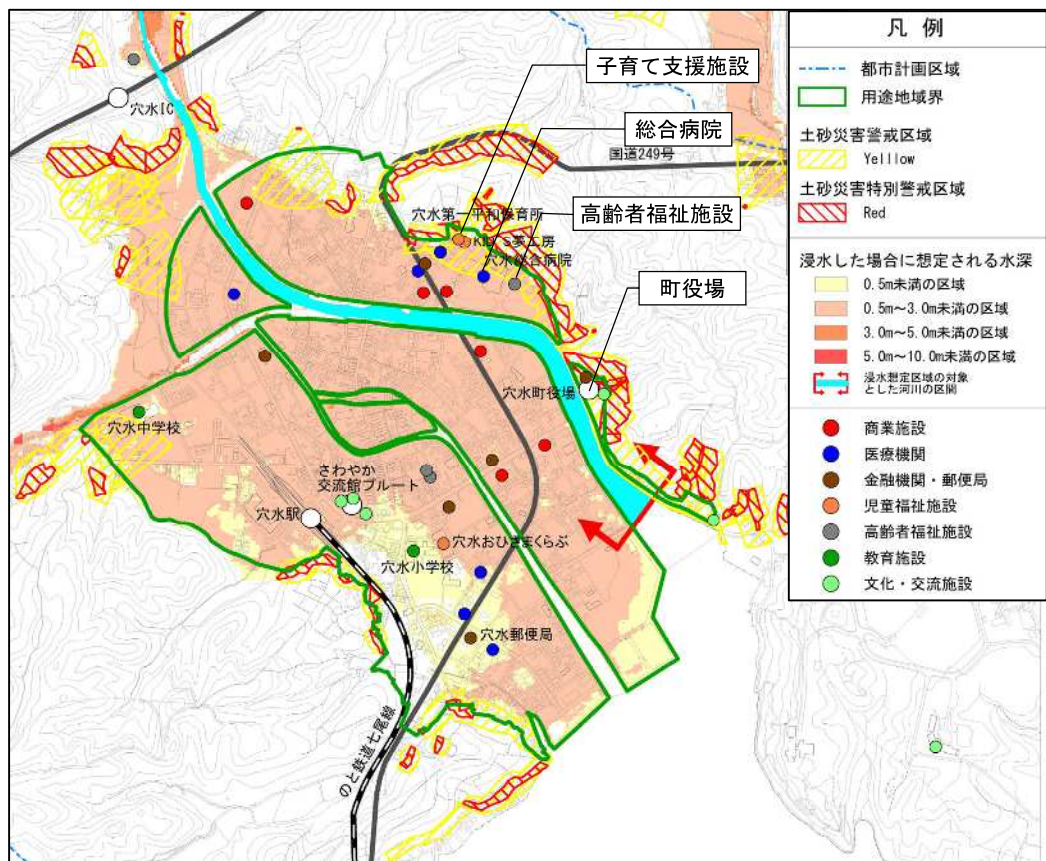


図. 土砂災害（特別）警戒区域・洪水浸水想定区域と主要な都市機能の分布状況

2-3. 立地適正化に向けた課題の整理

課題① 中心市街地における人口減少と空き店舗、空き地の増加による町の活力の低下

今後も予測される人口減少傾向、さらに、若い世代の定住意向の低さ、中心市街地における空き店舗、空き地の増加や地価下落など、まちの活力低下に直結する大きな課題が見られます。加えて、令和6年能登半島地震の影響により、さらにそれらの課題が深刻化することが懸念されます。

そのため、創造的復興に向けた穴水駅周辺や中心市街地における土地の有効活用をはじめ、特に若い世代の流出を抑制していくことが必要です。

さらに、若い世代や働き盛りの世代に対しては、穴水町に暮らし続けたいと思ってもらえるような、中心市街地の魅力向上が求められます。このことは、新たな人口流入促進や交流人口増を図っていく上でも重要な課題として挙げられます。

課題② 公共施設の老朽化が著しく、維持管理費が増大 地震や土砂災害、豪雨、豪雪など多様な自然災害に対する都市の脆弱性

穴水駅周辺をはじめとする中心市街地には、町役場のほか、小・中学校、総合病院、保育所、図書館など、子どもから高齢者まで多様な町民が利用する主要な公共施設が集積立地しており、コンパクトにまとまった使いやすいまちが形成されています。

そのような中、重要な都市機能である公共施設の老朽化が著しく、今後さらに施設の維持管理費が増大していくことが懸念されます。

また、甚大な被害が生じた令和6年能登半島地震をはじめ、2018年2月の北陸地方を中心とした豪雪などの経験を通じ、本町でも自然災害に対する都市の脆弱性が明らかになりました。

災害リスクを踏まえた強靱な都市施設の整備をはじめ、公共施設等の建替えに合わせた誘導立地・分散立地、町民・事業者等の防災意識の向上及び実効性のある防災訓練の実施など、ハード・ソフト両面で多様な災害リスクに備えておくことが求められています。

課題③ 町全域で自動車を運転できない高齢者が増加 高齢者ドライバーの増加による交通事故の増加

本町においては、鉄道による広域的な移動と路線バス等による身近な生活圏内の移動手段は概ね確保されている状況です。

また、町内で受けることのできない高度の医療等は、特急バス等を利用して町外の医療機関で利用されています。

しかしながら、多くの町民が自動車を利用し公共交通を利用していない状況をはじめ、今後高齢化率が50%を超えることが予測される中、高齢による運転免許返納者の増加や免許を持たない交通弱者が増加すれば、将来的には公共交通の効率的な運行が必要になってきていると考えられます。

そのため、高齢者をはじめ、多くの町民の日常の移動手段あるいは二次交通として公共交通を気軽に利用できるよう、その利便性の向上と利用促進を図っていくことが課題として挙げられます。

特に、今後中心市街地等への集約的な都市機能の配置を図っていく場合においては、郊外部に暮らす町民の利便性確保をはじめ、中心市街地において効率的な移動手段としてのバス等公共交通ネットワークの充実を図っていくことも求められます。

第3章. 立地の適正化に関する基本的な方針

3-1. まちづくりの基本的考え方

(1) 基本的考え方

第2期穴水町まち・ひと・しごと創生総合戦略や穴水都市計画マスタープランなど、本町の上位関連計画におけるまちづくりの方向性としては、令和6年能登半島地震からの復旧・復興・発展の各段階に応じた取り組みを計画的かつ着実に進め、未来を見据えた創造的復興を目指すこととしています。

このことを前提に、本町の最重要課題である人口減少を抑制するとともに交流人口を拡大するため、里山・里海の豊かな自然環境と共生しながら、町の規模に応じた都市基盤整備を進めているところです。

今後も、「元気」のあるまち、「ふれあい」のあるまち、「安らぎ」のあるまちづくりに向けて、「町民が誇りを持って暮らせて来訪者等にも魅力ある穴水」の実現を推進していきます。

立地適正化計画においても、その全町的なまちづくりの方向性との整合を図りながら、効果的な都市機能の誘導、公共交通等による連携により、中心市街地の活性化や集約的なまちづくりにより、さらに住みよい穴水町の実現を目指すこととし、まちづくりのテーマを次のとおり位置づけます。

<まちづくりのテーマ>

創造的復興とともに 里山里海と共生する、
元気・ふれあい・安らぎのあるまち
魅力にあふれ町民だれもが満足する ～誇りある穴水暮らし～

(2) まちづくりの方針

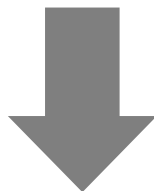
まちづくりのテーマや、先に整理した立地適正化に向けた課題等を踏まえ、目指すべき本町のまちづくりの方針を次のように定めます。

本町では、計画的に市街化を図る区域である用途地域内で適正な市街地の誘導を継続していくことが、立地適正化計画の趣旨からもまちづくりの前提となります。

その上で、本町の中心として発展してきた穴水駅周辺の市街地においては、人口減少や低未利用地、空き家、空き店舗の立地の顕在化などの課題を踏まえて、集積する都市機能のさらなる純化を進め、高齢者等に優しく、若い世代にも魅力あるまちなかを形成していくものとします。

また、まちなかと集落部のネットワークを確保する公共交通の利便性向上や利用促進を図るとともに、都市機能の適正な配置により、元気に快適・安心で便利な暮らしが続けられる生活環境を再生・維持・確保していくものとします。

さらに、豊かな自然環境や資源を活かした産業活性化等を含め、穴水らしい多様なふれあいを創出する魅力的なまちづくりを総合的に推進していくものとします。



<まちづくりの方針>

魅力と賑わいのある、安全安心の都市空間の形成

※穴水町立地適正化計画においては、穴水駅周辺への集約的・効果的都市機能配置と、公共交通による集落地等との連携による、コンパクト&ネットワークのまちづくりを基本に、令和6年能登半島地震からの創造的復興及び全町民の総合的な生活環境の向上を目指すとともに、主に移住・定住促進を目的とした効果的な施策の展開を図っていくものとします。

※本計画で示す「まちなか」とは「3-3. 目指すべき都市の骨格構造の設定」で位置づける「穴水生活・にぎわいエリア」を指すものとします。

3-2. 課題解決のための誘導方針の検討

まちづくりの方針を実現するため、課題解決のための誘導方針を以下のように定めます。

方針1：魅力とにぎわいのある中心市街地への移住・定住の促進

本町のまちづくり上重要な役割を担っている穴水駅周辺を中心としたまちなかについて、人口減少の抑制、土地の有効活用、町民の生活利便性向上に資する計画的かつ集約的なまちづくりの展開を図ります。

特に、令和6年能登半島地震により甚大な被害が生じた穴水駅周辺の中心市街地においては、復興公営住宅の整備をはじめ、本町の創造的復興を象徴するまちなかの活気を再生・創出するため、若い世代や子育て世代の移住・定住生活ニーズに対応した魅力ある都市機能の集積と充実を図ります。

また、穴水らしい豊かな農海産物等を活かした、多様な交流によるまちなかの活性化を図ります。

上記以外の地区についても、令和6年能登半島地震の被災を受け復興公営住宅が整備される地区及び商業施設等が集積立地する地区について、まちなかを補完する魅力とにぎわいのある地域の生活拠点や地域コミュニティの持続的発展拠点として位置づけ、既存施設を活用しながら日常的な生活サービスの提供を図ります。

方針2：安全安心な都市空間の形成

老朽化した公共施設やハザード区域に位置する公共施設は、町民がいつでも安全に利用できる施設として機能を維持するため、「穴水町公共施設等総合管理計画」に沿って統廃合、再配置を図ります。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等災害の危険性が高い区域などを中心に、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策により、町民誰もが安心して暮らせる災害に強い都市空間の形成を計画的かつ具体的に推進します。

方針3：公共交通の利便性向上による、車に依存しないまちづくり

本町の公共交通ネットワーク網を活かしたまちづくりをさらに推進するため、利便性の向上と利用促進を図るとともに、まちなかにおける循環型交通ネットワークの確保の検討、歩行者空間の整備などにより、公共交通を軸とした、車に依存しないまちづくりを推進します。

また、居住を誘導する区域と既存集落を結ぶ移動環境を維持・向上させ、郊外部に暮らす町民の利便性の確保を図ります。

3-3. 目指すべき都市の骨格構造の設定

居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定に向けて、立地適正化に向けた課題やまちづくりの方針等及び穴水都市計画マスタープランの「将来都市構造」を踏まえ、本町の目指すべき都市構造を設定します。

本町の都市構造上の核となる「穴水駅周辺まちづくりコア」及びそれを補完しながら地域住民等の生活の拠点となる「穴水生活・にぎわいエリア」とともに、町内及び広域・近隣都市間を連絡する交通網を、「連携・ネットワーク軸」として位置づけます。

(1) 穴水駅周辺まちづくりコア

本町及び能登地域への玄関口で交通機能を有する穴水駅を中心に、駅に隣接立地する物産館「四季彩々」、「さわやか交流館プルート」及び数々の商店が存在する駅東側、穴水中学校隣接地への穴水小学校の移転、福祉施設の移転及び復興公営住宅の配置などを予定している駅西側、これら新たなまちづくりの拠点を一体的に捉えた「穴水駅周辺まちづくりコア」に位置づけます。

「穴水駅周辺まちづくりコア」は、町民の生活に密着しながら、多様な交流の場、学びの場、暮らしの場など活気・交流を創出する本町の都市構造上の核となる、創造的復興を牽引する重要な地区となります。



写真. 穴水駅周辺市街地（駅東側）



写真. 穴水中学校周辺（駅西側）

(2) 穴水生活・にぎわいエリア [本計画における「まちなか」として位置づけ]

用途地域指定区域のうち、「穴水駅周辺まちづくりコア」周辺の住居系既成市街地を「穴水生活・にぎわいエリア」として位置づけます。

「穴水生活・にぎわいエリア」は、穴水駅周辺へのアクセス性や既存都市機能の集積立地を活かした生活利便性の高い暮らしの場として、一定程度の人口密度の維持を図ります。



写真. 穴水市街地用途地域指定区域

(3) 連携・ネットワーク軸 [広域都市連携軸・町内連携軸]

前記(1)(2)の両拠点及び集落部を連絡する公共バスによるネットワークについて、町民をはじめ来訪者の快適で便利な移動手段として、かつ各種都市機能の効率的利用を可能とする「町内連携軸」として位置づけます。

また、金沢市等広域的な都市間、近隣都市間を連絡する鉄道・能越自動車道、国道、県道等について、広域的な連携を促す「広域都市連携軸」として位置づけます。



写真. 穴水輪島線

■ 此木エリア及び集落地区の位置づけ

此木エリアについては、穴水都市計画マスタープランの「将来都市構造」において、商業業務を中心とした本町の核の一つとして位置づけています。

町内各地に散在する農村集落(集落地区)については、穴水都市計画マスタープランの「都市整備基本方針」の中で、地域内における生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、地域住民の生活利便性の維持を図る地区として位置づけられています。

特に、此木エリアでは商業機能の集積や穴水ICへの近接性を活かした地域づくりを、また、主要な集落地においては復興公営住宅の整備と一体となった生活拠点づくりを目指しています。

以上を踏まえて、下記に示す考え方にに基づき、中心市街地以外の地域である此木エリア及び主要な集落地を本計画において町独自の指定エリア「**地域生活拠点**」に位置づけます。

- 此木エリアでは、立地特性や都市機能の立地状況等を踏まえつつ、防災機能の向上とともに本町のまちづくりの「核」となる拠点性を向上させる
- 集落地区では、これまで通り暮らし続けるための居住基盤づくり(復興公営住宅含む)を進める
- 地域での暮らしを支える機能を集約し、公共交通ネットワークの充実と合わせて地域の生活利便性を向上させる

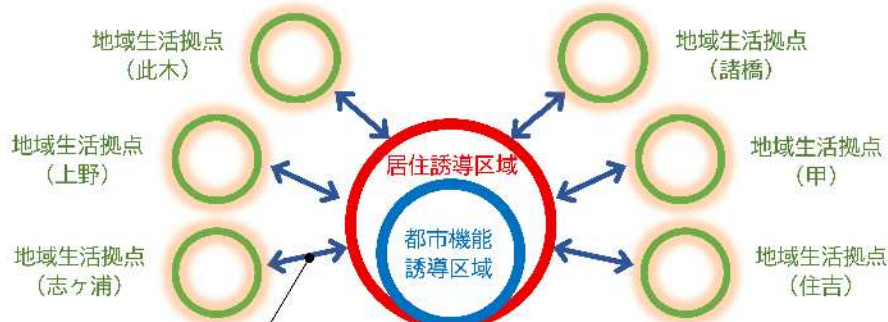


図. 地域生活拠点のイメージ

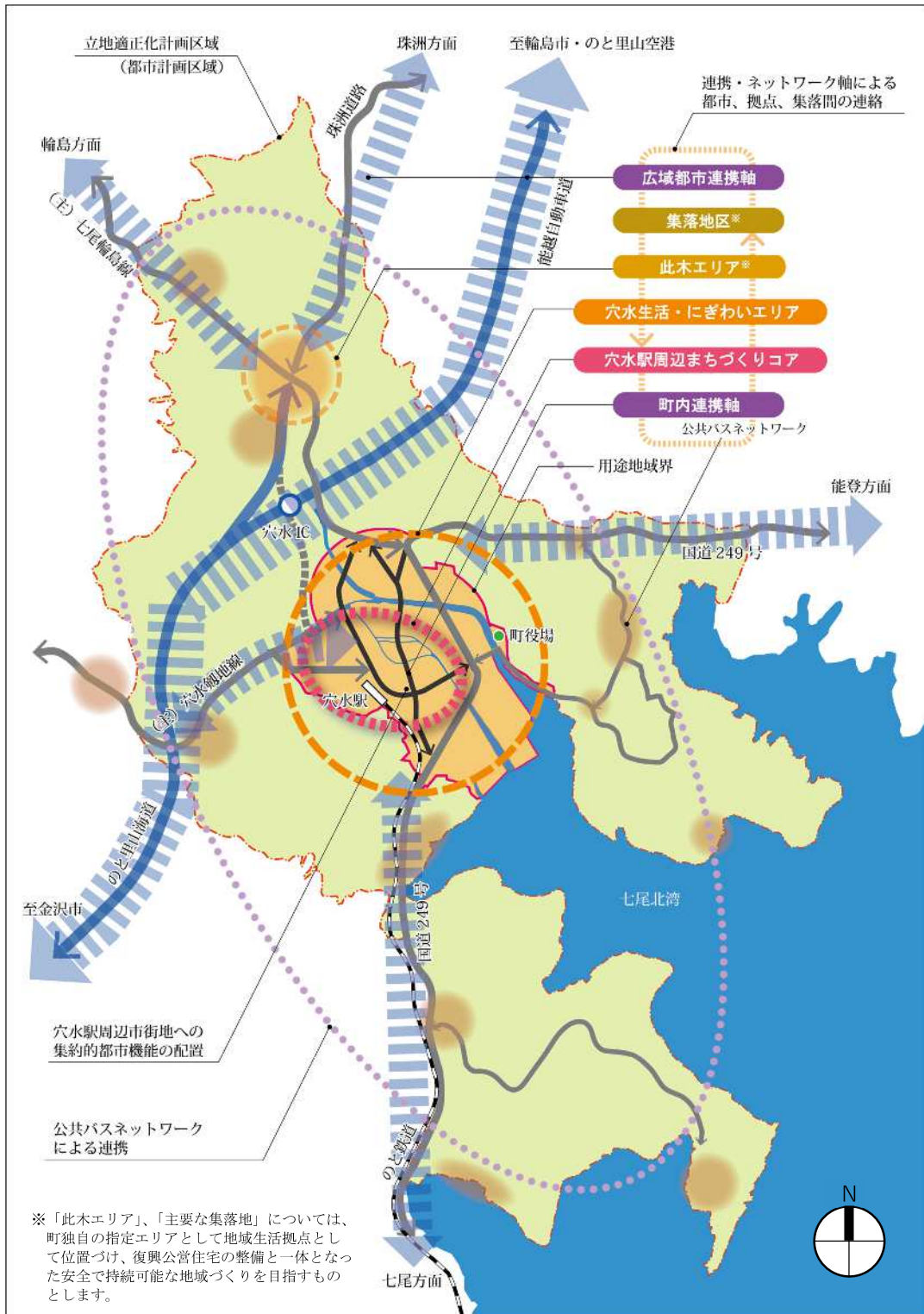


図. 都市の骨格構造イメージ

第3章. 立地の適正化に関する基本的な方針

穴水都市計画マスタープランでは、下図で示すように中心市街地において様々な拠点を位置づけて都市の骨格を形成しています。拠点の多くが当初の都市機能誘導区域に位置しており、さらに今回の改定に伴い穴水駅西側において学びと交流の拠点や駅西新暮らしの拠点、復興公営住宅を新たに位置づけています。

これらの拠点は穴水町のまちづくりと創造的復興を牽引する核であり、本計画では「穴水駅周辺まちづくりコア」として位置づけ、新たに穴水駅西側を都市機能誘導区域・居住誘導区域に含めることとし、誘導施策の重点的な実施により、魅力とにぎわいのある中心市街地の形成を推進していきます。

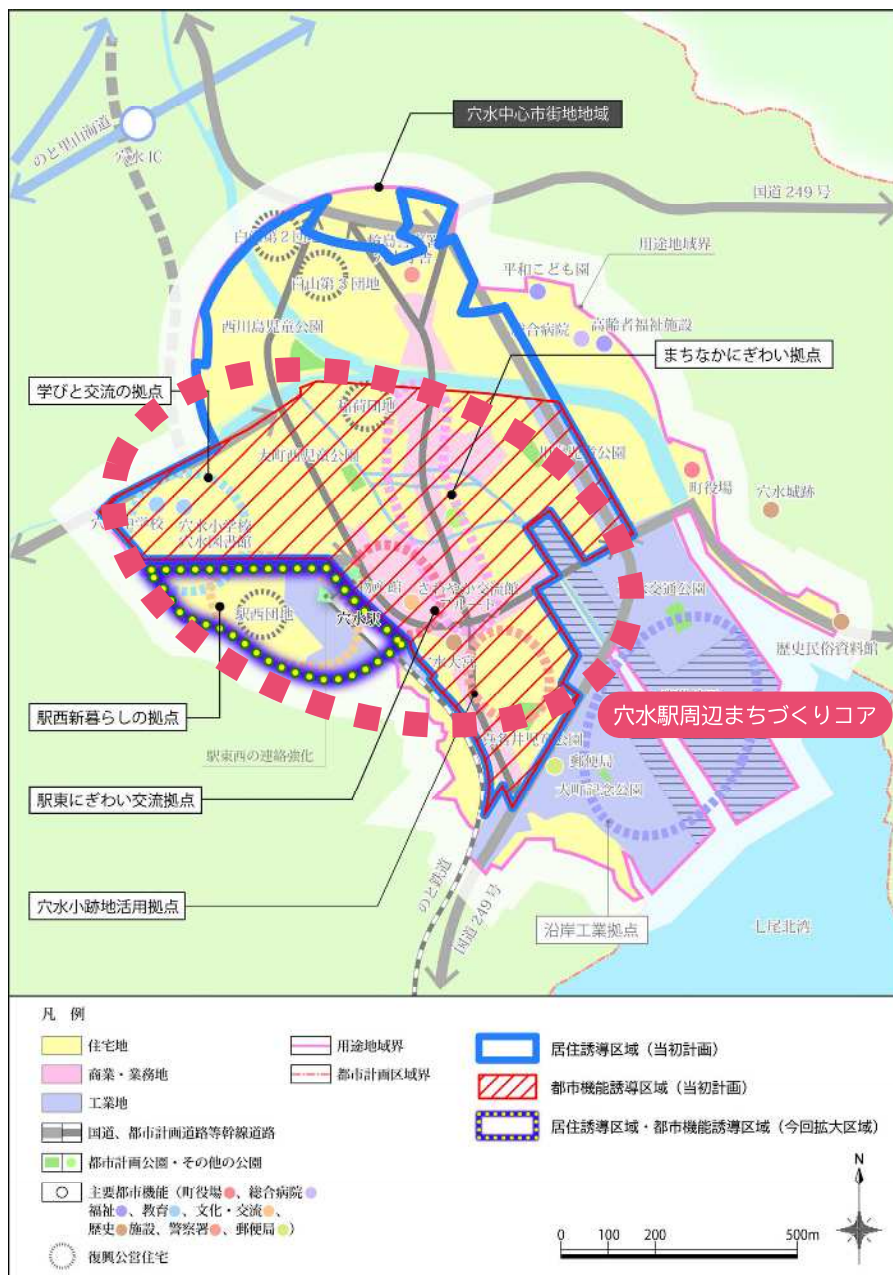


図. 都市計画マスタープランに示す都市構造と穴水駅周辺まちづくりコアの関係

第4章. 居住誘導区域の設定

4-1. 居住誘導区域の概要

(1) 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、都市再生特別措置法で「立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるもの」と規定されています。

都市計画運用指針では、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」とされています。

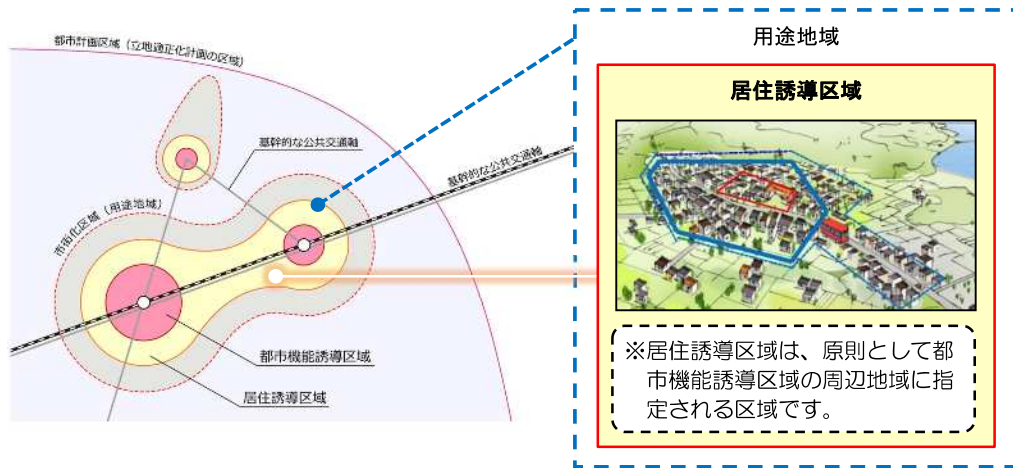


図. 居住誘導区域のイメージ (出典資料を基に作成)

[出典：国土交通省資料]

4-2. 居住誘導区域の検討

(1) 居住誘導区域の設定方針

■方針1：穴水駅周辺市街地における集約的なまちづくりの推進

穴水駅を中心とした既成市街地については、本町の生活・にぎわい拠点として、町役場等行政中枢機能をはじめ、総合病院や文化・交流施設、各種商業業務施設等の都市機能の集積立地を今後も維持・向上しながら、鉄道、バス等の公共交通による地域との連携を図り、だれもが暮らしやすい居住空間の形成を図っていくものとします。

そのため、計画的な土地利用及び建築物等の適正な立地誘導が可能な用途地域指定区域を基本に、居住誘導区域の検討を行います。

用途地域が指定されている穴水駅周辺市街地を居住誘導区域の基本とする

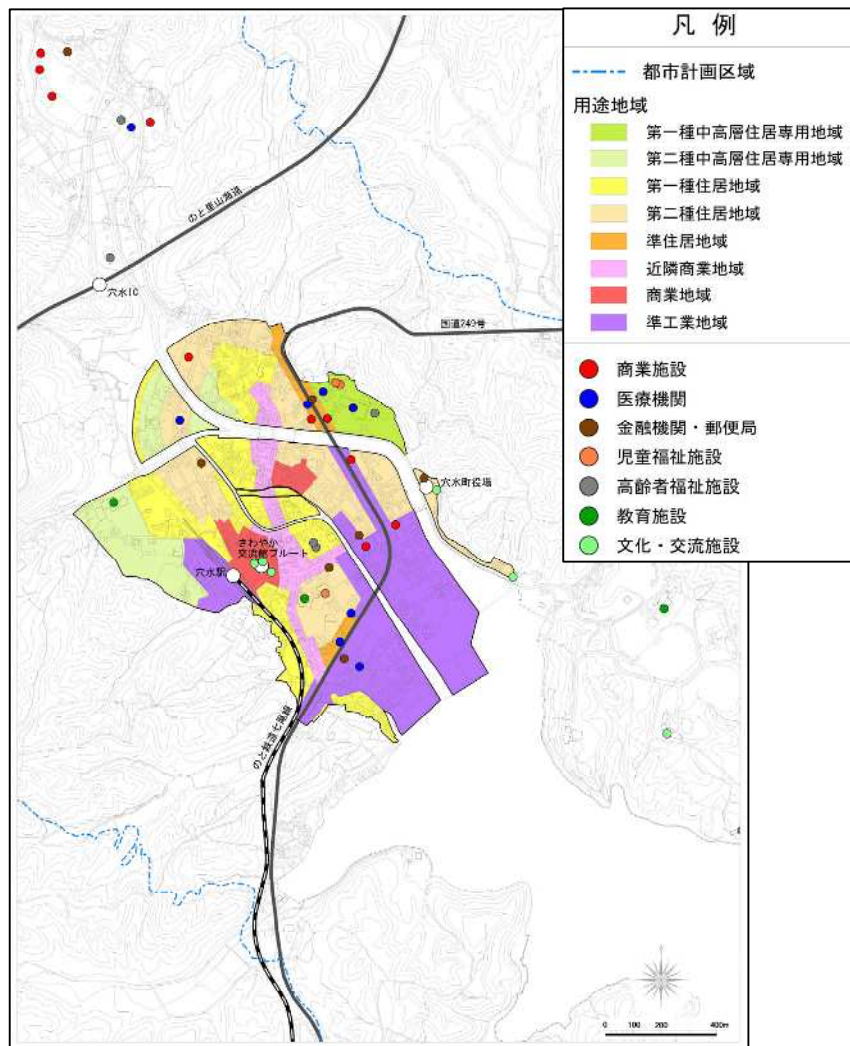


図. 用途地域、都市機能の立地状況

■方針2：安全・安心な暮らしの確保

穴水駅を中心とした既成市街地について、安全・安心な暮らしを確保するため、災害リスクの高い区域については、用途地域内であっても積極的に居住を誘導することはふさわしくありません。

従って、以下に示す災害に対して危険な区域については、原則として居住誘導区域には含まないものとします。

【災害リスクの高い区域】

●土砂災害（特別）警戒区域

急傾斜地崩壊特別区域、急傾斜地崩壊区域、土石流特別警戒区域、土石流警戒区域、地すべり警戒区域

●土砂災害危険箇所

急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、土石流危険区域

●津波浸水箇所

災害リスクの高い区域は、原則として居住誘導区域に含めない

■居住誘導区域に含める場合の防災対策

土砂災害警戒区域が含まれる区域については、土砂災害の対策工事の推進を関係機関に要請するとともに、情報伝達体制の強化、避難地等の住民への周知徹底など、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害への対策を図り、十分な安全性を確保することとします。また、警戒区域内の要配慮者利用施設は、地域防災計画にその名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報などの伝達方法を定め、施設管理者等にあつては、「避難確保計画」を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施します。

また、洪水浸水想定区域については、すでに市街地が形成されている区域について、河川の堆積土砂の除去による浸水対策や、建築物の地盤のかさ上げ、浸水時にも施設機能を確保するための構造的な検討、避難誘導標識・案内板の整備による避難路の確保などの対策を進めます。また、防災行政無線をデジタル化して個別受信機を全戸配布することや、エリアメールによる通信端末への通知、Lアラートによるテレビやラジオでの通知など、防災情報周知の迅速化・多様化に向けたソフト対策を進めることで、浸水災害対策を総合的に行い、十分な安全性を確保することとします。

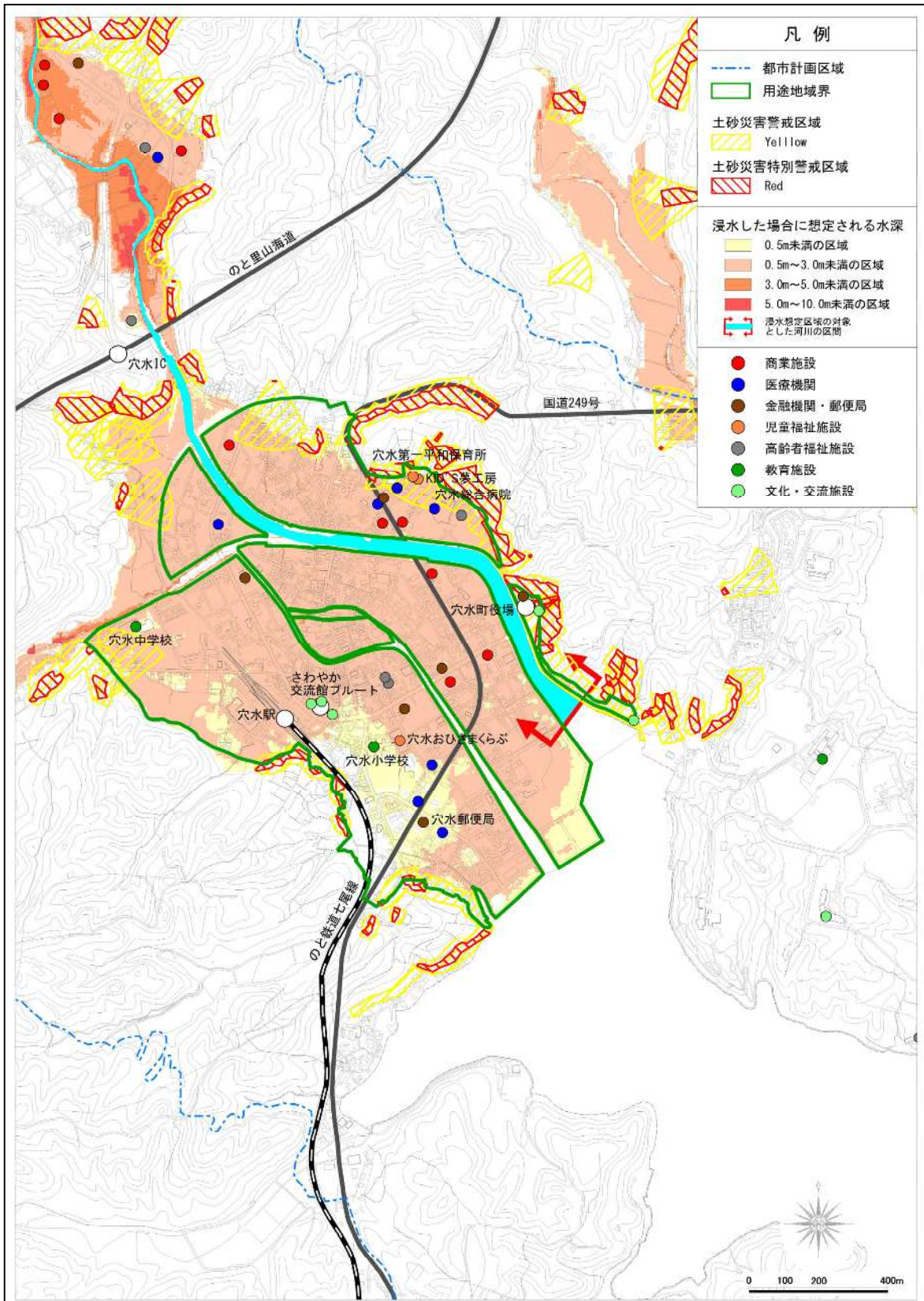
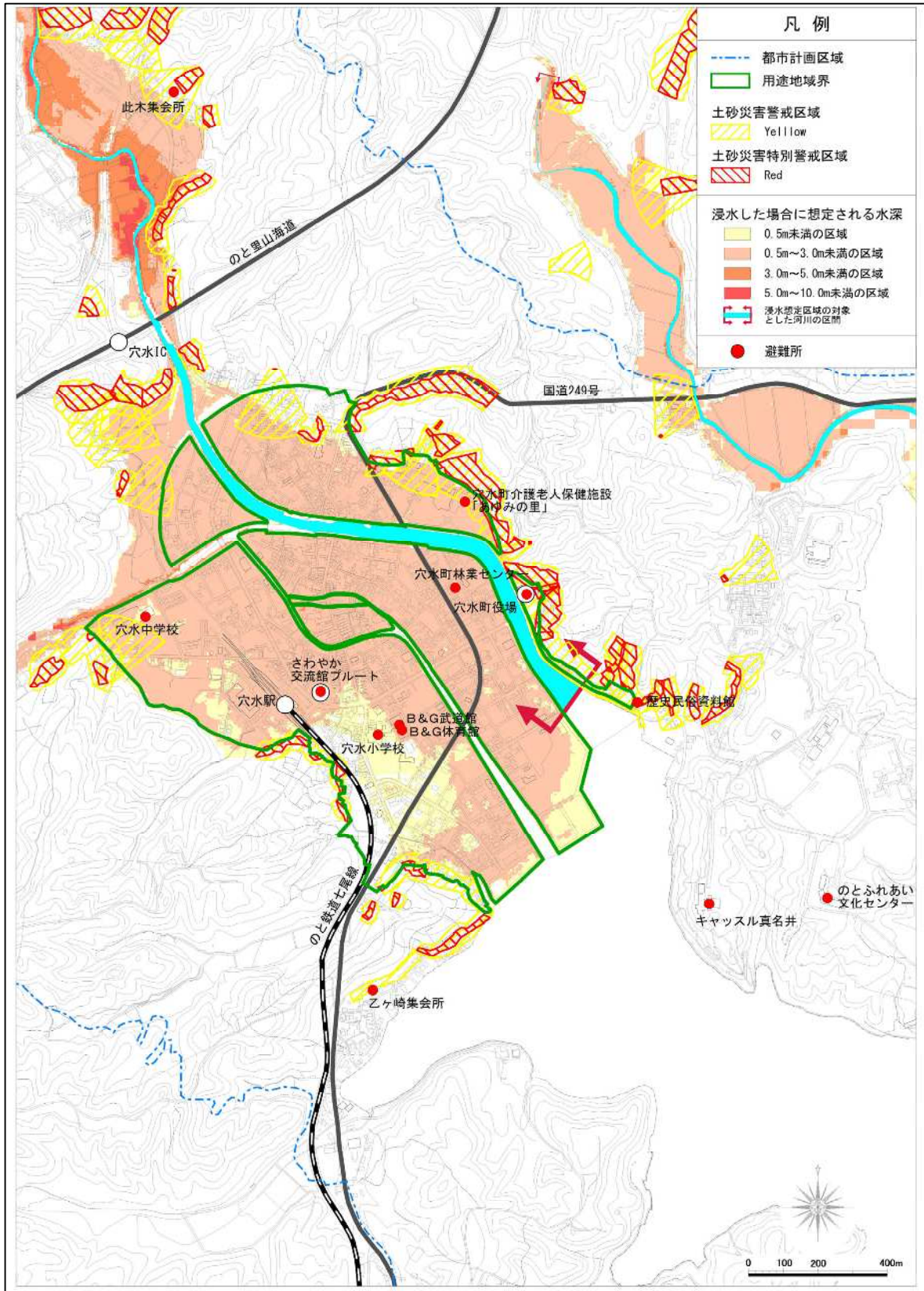


図. 洪水浸水想定区域（想定規模最大）、土砂災害（特別）警戒区域



【資料：穴水町指定避難場所】

図. 洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域と避難所の立地状況

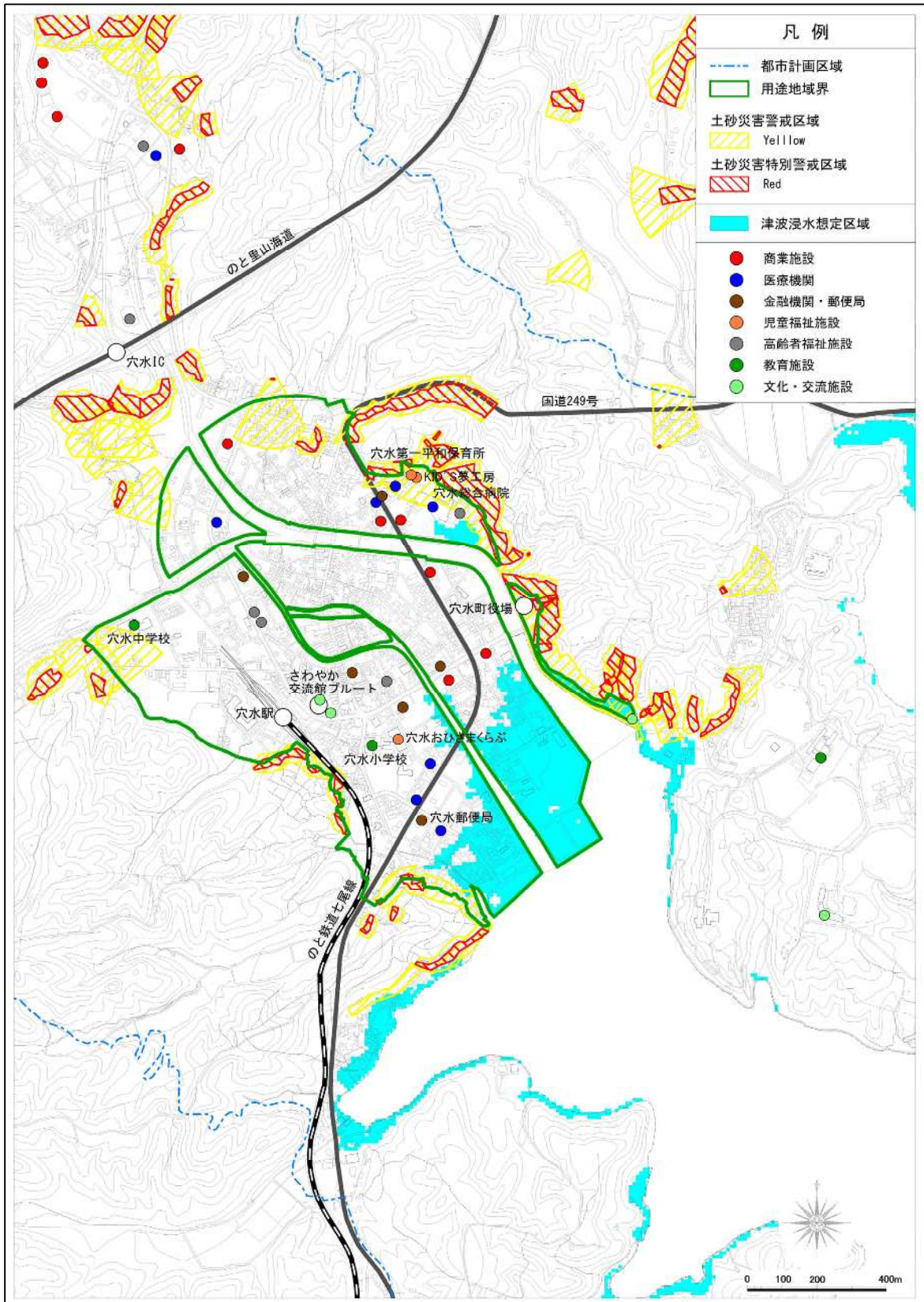
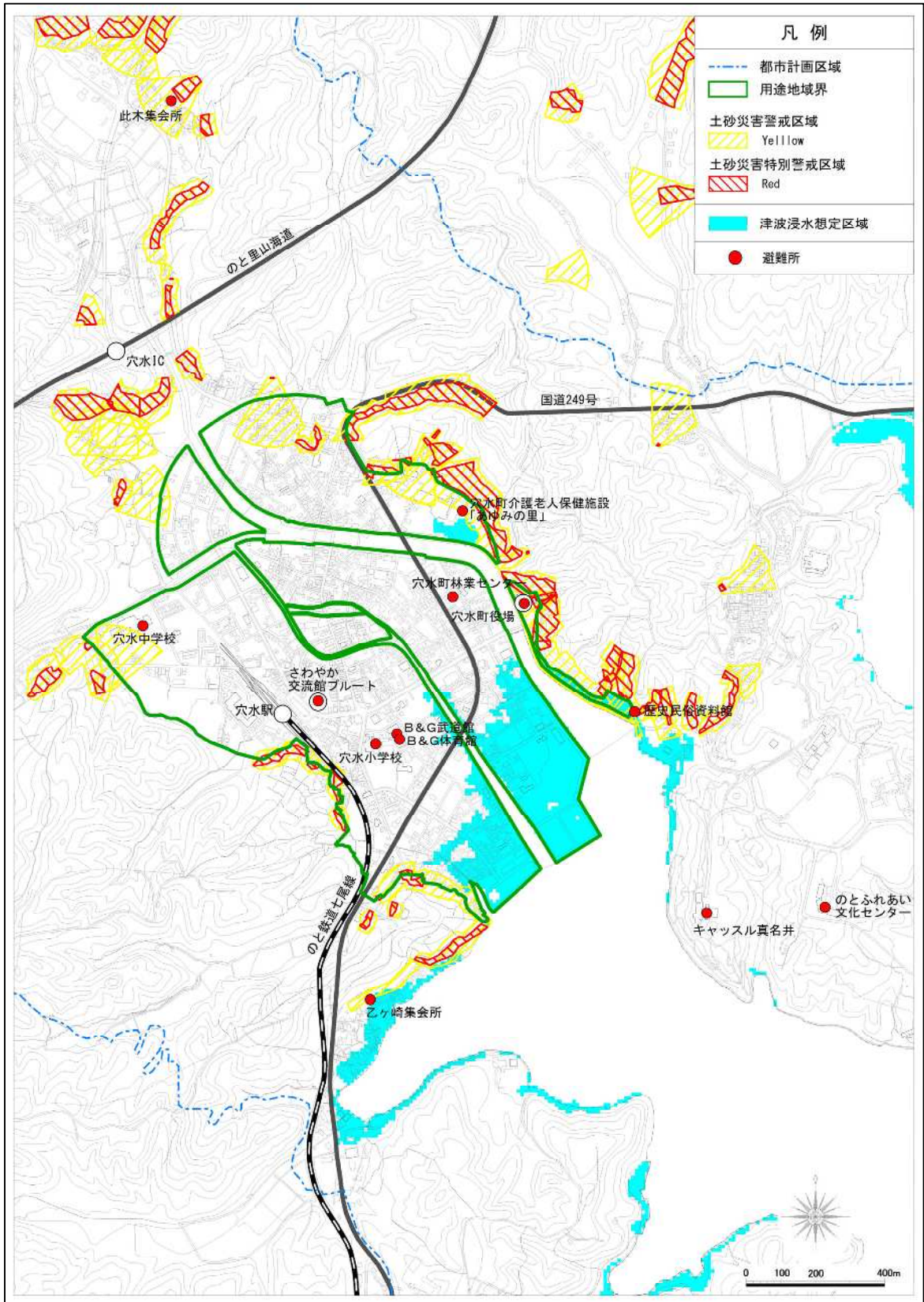


図. 津波浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域



【資料：穴水町指定避難場所】

図. 津波浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域と避難所の立地状況

■方針3：適切な居住誘導による良好な居住環境の確保

用途地域に指定されているエリアのうち、海側及び穴水駅西側においては、準工業地域が指定されています。加えて海側の準工業地域内には、臨港地区が指定されています。

臨港地区は、都市計画法で定められた地域地区の一つで、港湾を管理運営するために定められる地区であり、基本的には住宅は立地できません。

準工業地域は、住宅立地の制限はなく比較的小規模な工場や店舗、住宅等との混在立地が可能ですが、居住誘導区域に含めないものとし、居住については住居系用途地域に誘導し、より良好な居住環境を確保します。

ただし、国道249号沿道において線上に指定された準工業地域（役場口交差点から小又川までの区間）においては、沿線の住居系用途地域内の居住者の生活利便を図るエリアとして、居住誘導区域に含めることとします。

また、駅西地区に指定された準工業地域においては、「穴水駅周辺まちづくりコア」の考え方及び次章にて設定する都市機能誘導区域の指定の考え方との整合を図る観点から、居住誘導区域に含めることとします。

原則として、臨港地区を含む準工業地域は、居住誘導区域に含めない

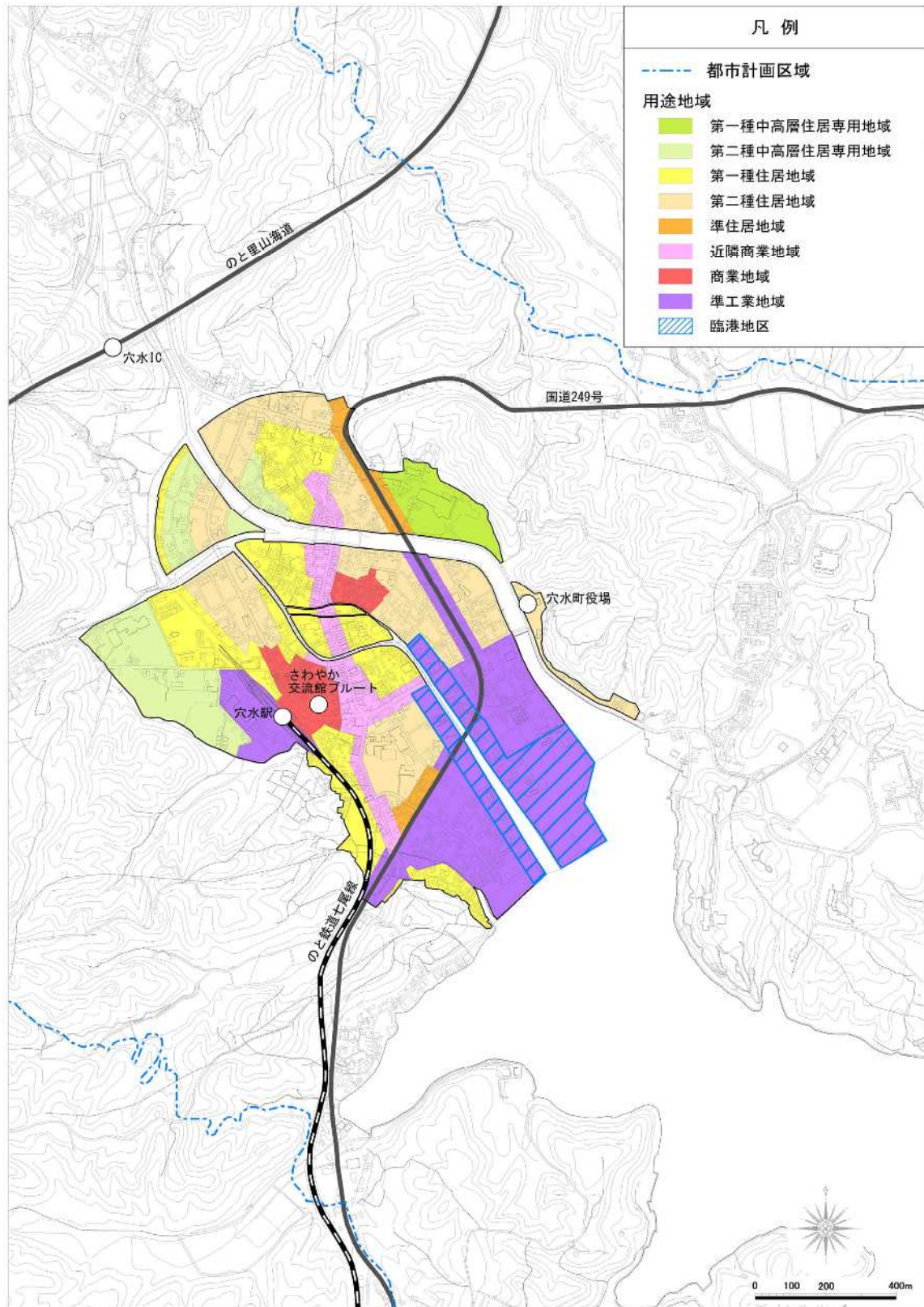


図. 臨港地区を含む準工業地域の指定区域

表. 居住誘導区域の設定方針のまとめ

含まない（候補とする）区域		本町における状況
含まない	・市街化調整区域	⇒該当なし ⇒用途地域外は区域の候補地から除外（方針1）
	・建築基準法の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域	⇒該当なし
	・農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域または農地法の農地もしくは採草放牧地の区域	⇒用途地域内に該当なし
	・自然公園法の特別地域 ・森林法の保安林の区域 ・自然環境保全法の原生自然環境保全地域または特別地区 ・森林法の保安林予定森林の区域 ・森林法の保安施設地区または保安施設地区に予定された地区	⇒用途地域内に該当なし
原則、含まない	・土砂災害特別警戒区域	⇒区域から除外する（方針2）
	・災害危険区域	
	・地すべり防止区域	
	・急傾斜地崩壊危険区域	⇒該当なし
災害に対する対策等を勘案し、含めるかどうかを総合的に判断する	・土砂災害警戒区域	⇒総合的な土砂災害対策により、一部を区域に含める（方針2）
	・浸水想定区域	⇒総合的な浸水災害対策により、区域に含める（方針2）
	・津波災害警戒区域	⇒該当なし
	・津波浸水想定区域	⇒区域から除外する（方針3）
	・都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	⇒該当なし
慎重に判断を行うことが望ましい	・工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	⇒用途地域内に該当なし
	・特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	⇒臨港地区を含む準工業地域についても、原則として区域から除外（方針3）
	・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	⇒用途地域内に該当なし

■区域の境界の調整

これまでの居住誘導区域の設定方針を踏まえながら、本町における市街地整備や土地利用の状況等総合的に判断し、居住誘導区域を設定します。

なお、居住誘導区域の区域線の考え方は以下のとおりです。

- ①都市計画等により定めた用途地域、道路等都市施設の区域、土地区画整理事業施行区域界など、明確な境界が判断できる区域とします。
- ②区域境界が明確に判断できるよう、地形地物（道路、河川、構造物等の線）に基づいた区域とします。
- ③その他、土地境界線等に基づいて設定します。

(2) 居住誘導区域の設定

これまでの検討を踏まえ、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

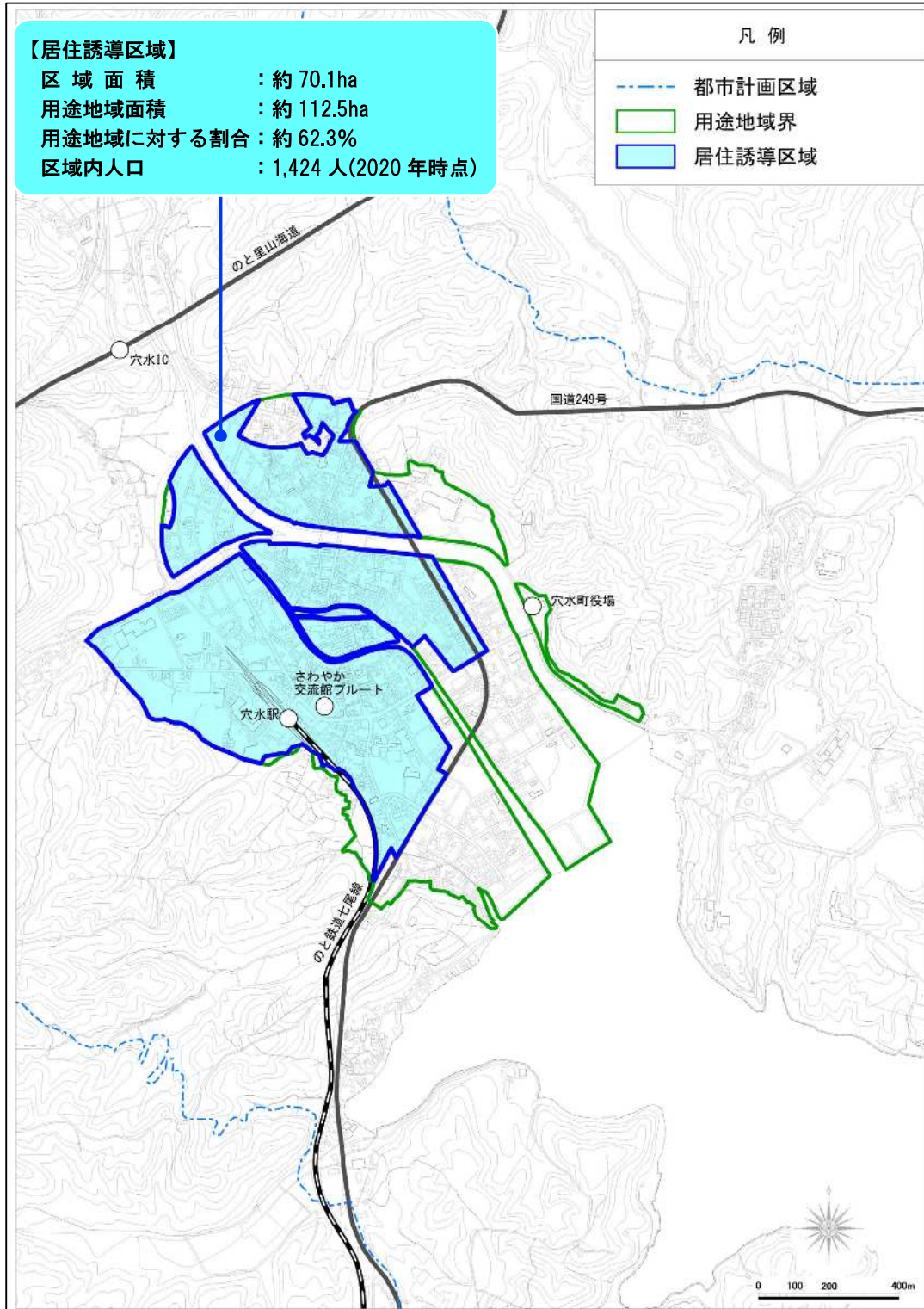


図. 居住誘導区域

第5章. 都市機能誘導区域の設定

5-1. 都市機能誘導区域の概要

(1) 都市機能誘導区域の位置づけ

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定される、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域で、これら都市機能を集約することにより、効率的なサービスの提供が図られるように定められます。

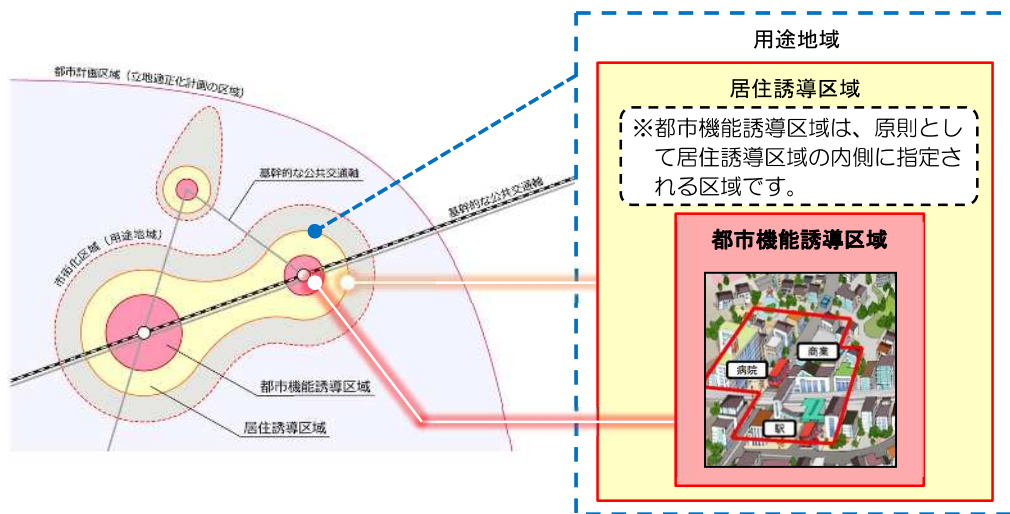


図. 都市機能誘導区域のイメージ (出典資料を基に作成)

[出典：国土交通省資料]

5-2. 都市機能誘導区域の検討

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

■方針1：居住誘導区域と一体となった都市機能の立地誘導

既存の各種都市機能の立地状況等を踏まえ、都市機能誘導区域については、穴水駅周辺の中心市街地において、現状機能の維持や生活環境の向上に向けて都市機能の立地適正化を推進していくものとします。

現状の都市機能の立地状況を踏まえて設定

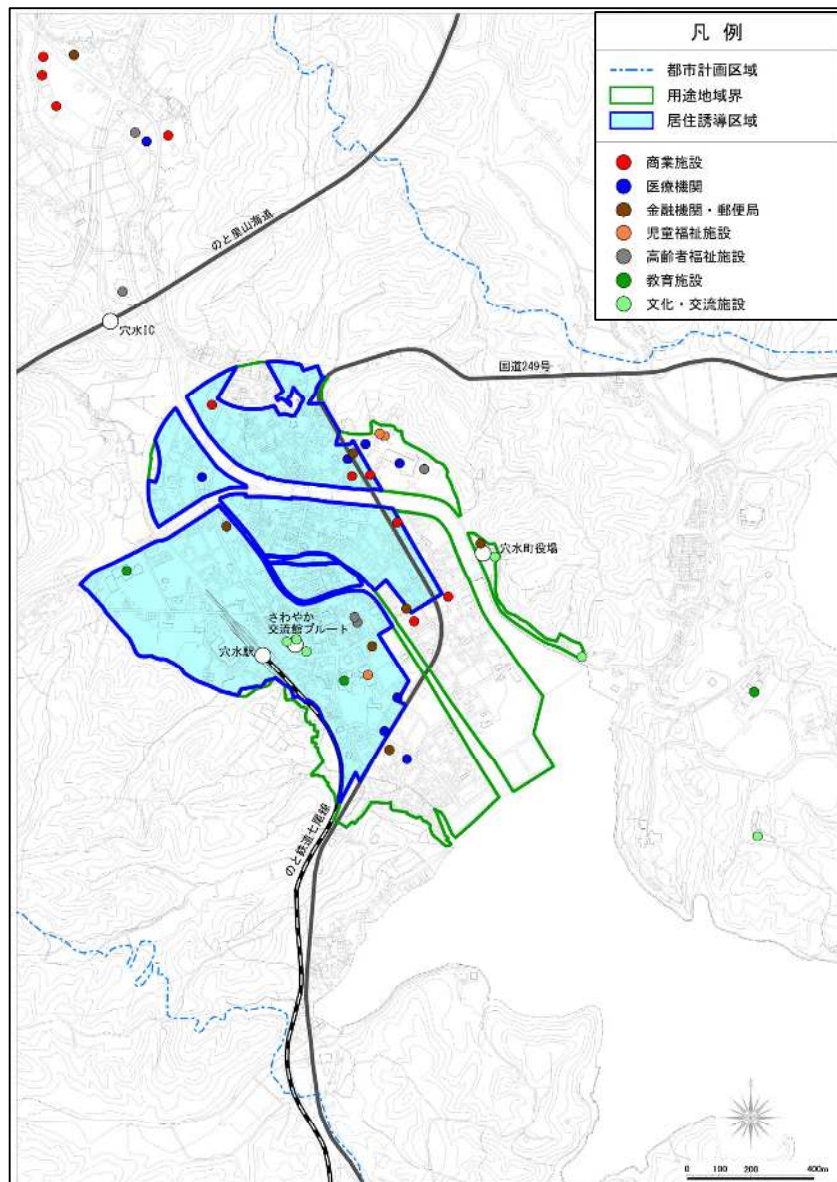


図. 居住誘導区域及び中心市街地の都市機能の立地状況

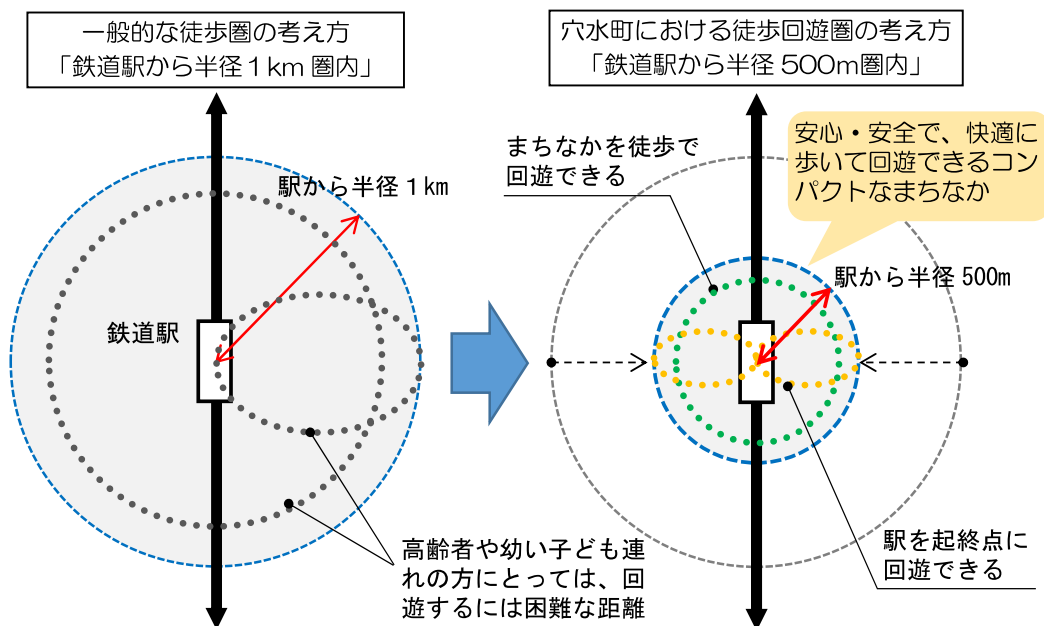
■方針2：公共交通の拠点となる穴水駅周辺の魅力、賑わいの創出

鉄道及びバスの公共交通の結節点となる穴水駅を中心とした本町の核エリアにおいて、高齢者をはじめ多様な人々が歩いて回遊できる、魅力、賑わいのある交流空間の創出を図り、魅力的で、だれもが便利に快適に利用できるまちなかを形成することが重要です。

そこで、穴水駅周辺の商業系用途地域や都市構造上の主要な拠点を念頭に置きながら、安全・安心に、快適に歩いて回遊できる徒歩回遊圏^(*)（穴水駅を中心に半径500m圏内）のまちなかエリアを都市機能誘導区域の基本とし、さらに、エリアとして一体的なまちづくりが効率的に行えるよう、分断要素である河川や鉄道との境界や、用途地域境界等により区分しながら都市機能誘導区域を設定し、計画的な都市機能の立地誘導を図っていきます。

穴水駅周辺市街地の商業系用途地域を軸に、
徒歩回遊圏や市街地の一体性・区域の明確性から都市機能誘導区域を設定

(*) 徒歩回遊圏：一般的な徒歩圏は、「鉄道駅から徒歩20分（直線距離で1km）」と言われています（「アクセシビリティ指標活用の手引き（案）」[平成26年、国土技術政策研究所]）。
本町においては、高齢者をはじめ、幼い子ども連れの方も、余裕を持って歩ける範囲、また、駅を起点に再度駅に戻るという回遊性のある、安全・安心で快適なコンパクトなまちなか形成を図るため、一般的な徒歩圏の半分の穴水駅から半径500m圏内を徒歩回遊圏と設定し、都市機能誘導区域設定の根拠の一つとします。



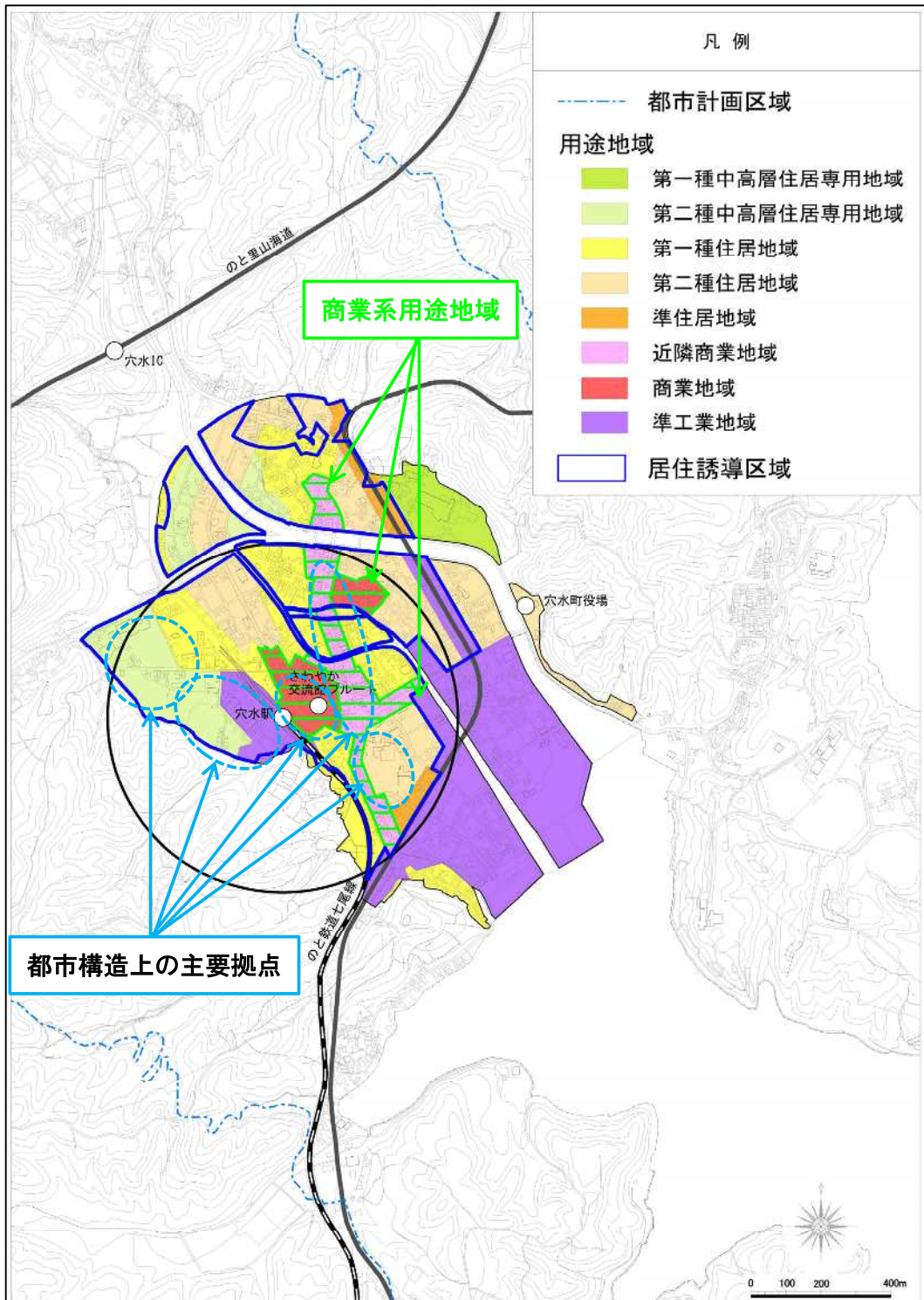


図. 穴水駅を中心とした都市機能誘導区域検討域

■方針3：都市計画道路等幹線道路を軸とした都市機能の集約

都市機能の誘導にあたっては、配置上利便性の高い場所に誘導し、公共交通等による機能間のネットワークの形成を図るなど、町民のスムーズで便利なアクセスを確保することが求められます。

そこで、穴水駅周辺市街地を通る居住誘導区域内の都市計画道路沿道に都市機能を誘導配置していくこととし、既存の沿道立地型商業施設や医療機関等と合わせ、計画的かつ集約的な都市機能の立地誘導を図っていきます。

居住誘導区域内都市計画道路等幹線道路沿道への必要な都市機能の配置

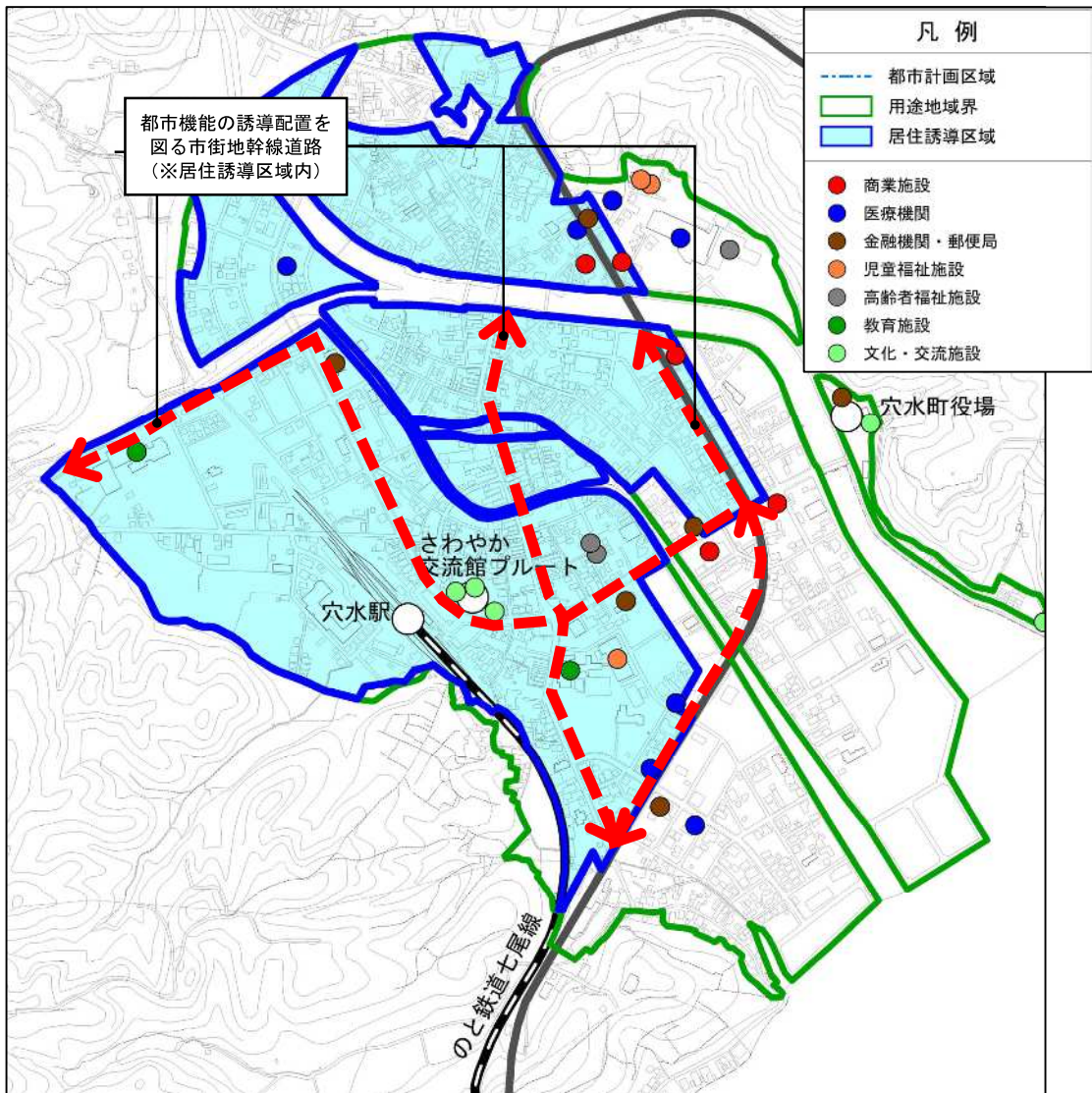


図. 幹線道路沿道への都市機能集約と沿道への都市機能の立地状況

(2) 都市機能誘導区域の設定

これまでの検討を踏まえ、都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。

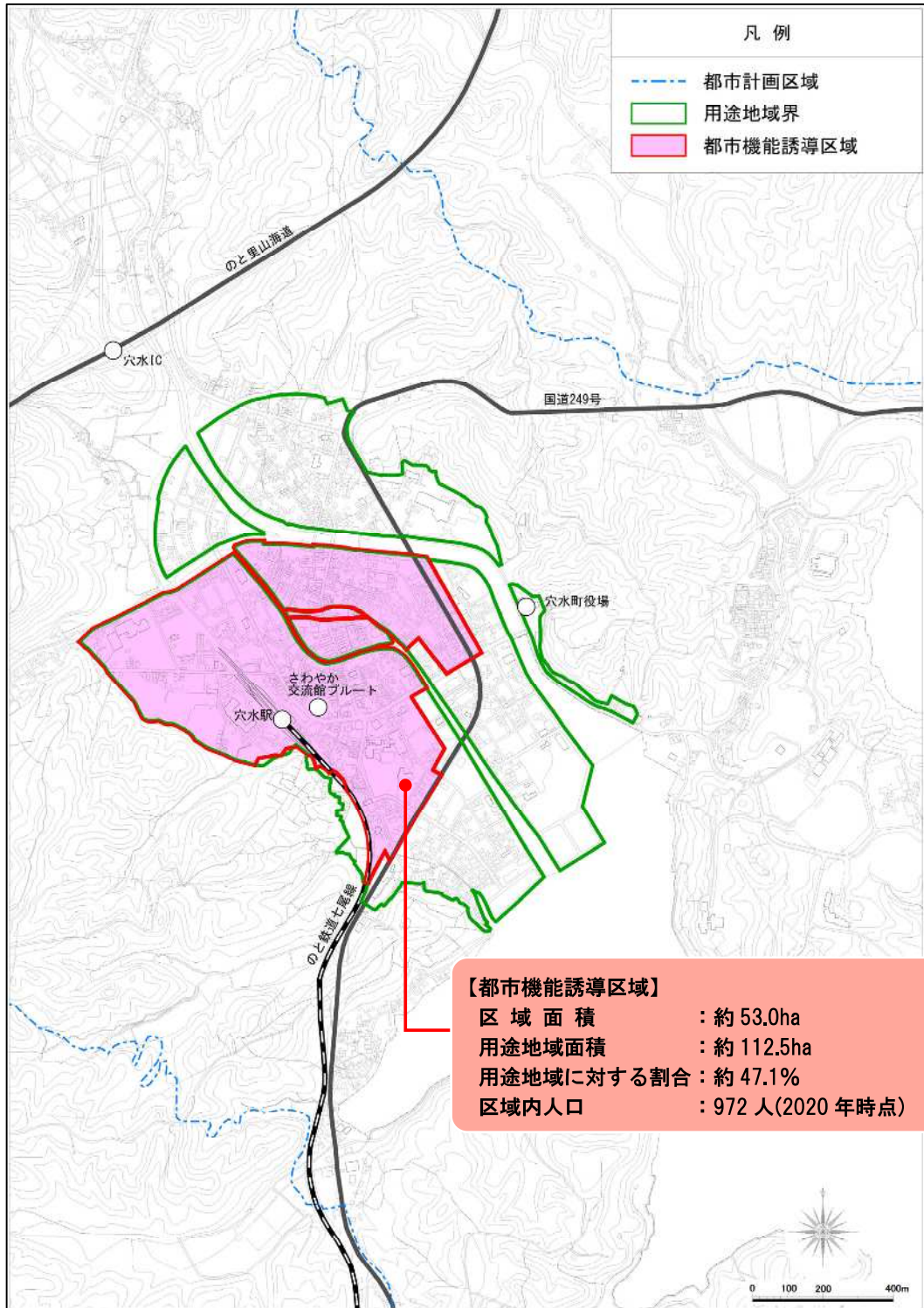


図. 都市機能誘導区域

5-3. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の概要

1) 基本的考え方

誘導施設とは、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき施設です。

誘導施設は、都市機能誘導区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

2) 留意すべき事項

都市計画運用指針では、誘導施設を設定する際には、以下のことに留意することとされています。

○誘導施設の充足

- ・都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましいとされています。
- ・誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられるとされています。

(2) 誘導施設の検討

1) 都市機能ごとの誘導施設の誘導方針

都市機能誘導区域内への立地を誘導する都市施設の誘導方針を示します。

①商業施設

- ・売場面積が 250 m²未満^{*}の規模の生鮮食品、日用品などを販売する商店（コンビニエンスストアや住宅併用の個人商店のような施設が該当）については、中心市街地の賑わい創出や中心市街地に暮らす住民の日常生活を支える施設であることから、都市機能誘導区域内の空き店舗や低未利用地の有効活用も含め、新規店舗の立地誘導を図ります。
- ・なお、都市機能誘導区域外に立地する此木地区の既存商業施設については、都市機能誘導区域内への移転を促進するものではなく、町民の利便性や地域の活力維持の観点から、その機能維持を図っていくものとします。

^{*}商業統計調査（経済産業省）における「コンビニエンスストア」の面積区分

②金融機関

- ・現金の引出・振込・預入が可能な窓口機能のある金融機関については、日常生活に不可欠な都市機能ですが、都市機能誘導区域内に一定の立地が見られること、また、同様の機能を有する郵便局、農協等についても、その他各地域においても必要不可欠な施設であるため、誘導施設には位置づけず、広く町民の利便性を確保していくものとします。

③医療機関

- ・医療機関のうち総合病院については、穴水総合病院が立地していますが、現状では、土砂災害警戒区域（土石流及び急傾斜地崩壊）及び津波浸水箇所に含まれていることから、必要かつ重要な都市機能として、都市機能誘導区域内の安全な場所への誘導立地を進めます。
- ・診療所については、まちなかへの子育て世代や高齢者の定住を促進する上で必要となる生活環境を確保するために重要な施設であり、地域住民への医療サービスの持続的な提供、さらなる機能拡充を目指します。

④子育て支援施設

- ・子育て支援施設は、若い世代の暮らしを支援し、本町における若い世代の流出抑制、UIJ ターン促進に寄与する施設として重要であることから、誘導施設に位置づけ、都市機能誘導区域内への立地誘導を図ります。
- ・中でも、土砂災害警戒区域（土石流）等に含まれる施設については、子どもたちの安全確保の観点から、都市機能誘導区域内の安全な場所への立地誘導を図ります。

⑤高齢者福祉施設

- ・今後高齢者の増加が見込まれる中、当該施設の必要性は益々高くなると考えられることから、高齢者が安心してまちなかに暮らせる生活環境として必要な高齢者福祉施設は、都市機能誘導区域内の低未利用地等を有効に活用しながら、適切に立地を誘導していくものとします。

⑥教育施設

- ・教育施設は、子育て世代の暮らしやすい生活環境確保のため必要な施設であり、子どもや親世代の定住を促進するため、その機能維持・向上を図ります。
- ・小中学校については、穴水小学校及び穴水図書館の穴水中学校隣接地への一体的な移転整備を推進し、それら施設を中心とした本町の学びと交流の拠点の形成を図ります。

⑦複合型交流施設（文化施設、交流施設）

- ・都市機能誘導区域内における教育文化・交流の場であり、災害時の避難拠点となるさわやか交流館プルートは、複合型交流施設（文化施設、交流施設）として町内外の様々な交流を生み出す中心市街地の核となる施設であることから、道の駅四季彩々とも連携し、交流機能の維持・向上を図っていくものとします。

⑧行政施設

- ・行政施設については、将来的には土砂災害のリスクが低いエリアへ行政機能を誘導していくことなど、今後検討を進めていきます。

2) 誘導施設の設定

前項の「都市機能ごとの誘導施設の誘導方針」を踏まえ、本計画において誘導施設に位置づける施設は下表のとおりとなります。

区分	施設	定義	誘導施設への位置づけ*
①商業施設	百貨店	—	×
	複合型商業施設（ショッピングモール等）	—	×
	スーパー等（店舗面積1,000㎡以上）	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設であり、主に食品を取り扱うもの	×
	コンビニエンスストア等（売場面積250㎡未満）	生鮮食品、日用品などを販売する商店（売場面積250㎡未満）	○
②金融機関	銀行等の金融施設	銀行法、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法に基づく金融機関	×
③医療機関	総合病院	医療法第1条の5第1項に定める病院	○
	診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所	○
④子育て支援施設	保育所	児童福祉法第39条第1項に定める保育所	○
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に定める認定こども園	○
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に定める事業所	○
	子育て世代包括支援センター	母子保健法 第22条2項に定める施設	○
⑤高齢者福祉施設	有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項に定める施設	○
	グループホーム	介護保険法第8条第20項に定める「認知症対応型共同生活介護」についてのサービスを提供する施設	○
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者住まい法第5条第1項に定める施設	○
	ケアハウス	老人福祉法第20条の6に定める施設	○
⑥教育施設	幼稚園	学校教育法第1条に定める幼稚園	×
	小学校	学校教育法第1条に定める小学校	○
	中学校	学校教育法第1条に定める中学校	○
	高等学校	学校教育法第1条に定める高等学校	×
	中等教育学校	学校教育法第1条に定める中等教育学校	×
	大学	学校教育法第1条に定める大学	×
	高等専門学校	学校教育法第1条に定める高等専門学校	×
	専修学校	学校教育法第124条に定める専修学校	×
⑦文化・交流施設	図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館	○
	博物館	博物館法第2条第1項に定める博物館、博物館法第29条に定める博物館相当施設	×
	美術館	博物館法第2条第1項に定める美術館	×
	水族博物館	博物館法第2条第1項に定める博物館(水族博物館)	×
	文化施設	観光やまちなかの賑わいを創出する文化施設	○
	交流施設	地域住民の相互交流を目的とし、文化・交流・コミュニティ活動を支える施設	○
⑧行政施設	本庁舎、支所	地方自治体の事務を取り扱う施設	○

※ ○：誘導施設に位置づける、×：誘導施設に位置づけない

第6章. 立地適正化計画の推進

6-1. 誘導施策

(1) 基本的な考え方

居住誘導区域における居住の誘導及び都市機能誘導区域における誘導施設の立地誘導を図るため、「3-2 課題解決のための誘導方針の検討」で示した、3つの方針に沿って、以下に示す各種施策の実施により、本計画を推進します。

当初令和2年計画策定以降、誘導施策に対する事業として、子育て世代を対象とした「移住定住促進奨励金」、川島地区における「こども家庭センターの整備事業」、「穴水町役場改修整備・耐震改修事業」、「75歳以上の高齢者を対象とした外出支援バスの運行」など各種事業の実施により立地適正化の推進に取り組んできました。

各種事業について、その有効性・必要性が評価される中、誘導施策についても引き続き継続していくことが求められます。

一方、令和6年能登半島地震からの創造的復興の実現を立地適正化の推進から目指していくためには、「穴水町復興計画」に基づく様々なプロジェクトの実実施計画を踏まえながら、誘導施策の強化や施策を加速的に推進していくものとします。

(2) 本町が取り組む立地適正化計画推進のための施策

1. 魅力とにぎわいのある中心市街地への移住・定住の促進策

1-1 子育て世代等への移住・定住支援事業

(移住定住促進奨励金、1ターンファミリー移住暮らし応援補助金等)

- ◆特に子育て世代等を対象とした奨励金等による移住定住を支援し、新たな移住定住者の増加による人口減少の抑制による町の活性化を図ります。
- ◆町への移住者については、窓口で積極的に居住誘導区域内への居住地を推薦することにより、特に居住誘導区域への移住を推進します。

1-2 こども家庭センターの設置

- ◆妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行う拠点として、令和5年よりこども家庭センターを設置しており、きめ細かな子育てに関する相談に応じる機関として継続していきます。

1-3 病児対応型保育施設整備事業

- ◆子どもが病気にかかってしまい保育所等に預けることができないときなど、専用の保育室において専任の保育士・看護師が保護者に代わって一時的に保育・看護を提供する病児対応型保育施設の整備を図っており、今後も子育て世代が安心して暮らせる環境づくりを推進します。



1-4 地域子育て支援拠点の整備

- ◆新たに整備された地域交流センター（多世代交流センターamiza（アミザ））内において地域子育て支援拠点を整備し、多世代での地域住民の交流を促進するとともに、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言等の支援ができる環境づくりを推進します。

1-5 穴水駅前の空き店舗を活用した起業支援

- ◆空き地や空き店舗を利活用した、町内の新たな仕事の創出・起業に対する支援を充実し、中心市街地の低未利用地の充足によりまちの活力を高めます。
- ◆あなみずまち未来づくり支援事業により、イベント開催や多様な交流の場の創出など、まちづくりの担い手の育成を図ります。

1-6 中心市街地への高齢者福祉施設の立地誘導

- ◆誘導施設として検討している都市機能の中でも、現在も施設の空室待ちになっており、現在中心市街地に不足している高齢者福祉施設については、グループホーム等の小規模な施設を誘導して、施設の充足を図ることを検討します。



1-7 復興公営住宅の整備

- ◆令和6年能登半島地震により多くの住民が住まいに被害を受け、これまで暮らしてきた地域に住み続けることが難しくなっている状況にあることから、市街地や集落の再生など地域づくりに寄与する復興公営住宅を整備し、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- ◆特に、中心市街地に近いエリアである白山地区、稲荷地区、駅西地区においては利便性が高く地域の活性化に繋がる住まいづくりとして整備を進めます。
- ◆上野地区や甲地区、住吉地区、諸橋地区、志ヶ浦地区についてはp53に示す地域生活拠点として復興公営住宅の整備と一体となった生活拠点づくりを進めます。

1-8 まちなかのにぎわい創出に向けた基盤整備

- ◆本町商店街においては、まちなかのにぎわい創出に向けた交流の場（(仮称)ローエル広場）を整備します。
- ◆商店街の活性化や地域住民の利便性向上、地域のにぎわい創出に向けて復興商店街（あなみずスマイルマルシェ2）を整備します。

1-9 地域交流機会の創出支援

- ◆中心市街地に立地する高齢者福祉施設やパブリックスペースを活用して、多世代が集い交流する機会を創出するため、地域交流イベントの社会実験を実施し、地域が一体となったにぎわい交流の機会の創出を支援します。

1-10 地域住民の交流を活性化する教育文化施設整備

- ◆穴水中学校に隣接する地区への穴水小学校の移転整備と合わせて、生徒・児童並びに地域住民の交流と利用向上に資する新たな町立図書館を整備します。
- ◆穴水駅周辺の都市機能再編や再整備に合わせて、さわやか交流館ブルーの機能再編と再整備を図ります。

1-11 にぎわい創出に向けた穴水駅周辺の再整備

- ◆令和6年能登半島地震により被災した穴水駅駅舎については再整備に向けた検討が進められています。穴水駅は奥能登の玄関口であり、来訪者を受け入れる場・中心市街地への集散拠点ともなることから、交通の利便性向上はもとより、交流の場、にぎわい創出の場として駅前広場の再整備を進めます。
- ◆駅周辺の再整備の一環として、道の駅あなみず及び穴水町物産館四季彩々についても一体となった再整備に向けて検討を進めます。

1-12 中心市街地における大規模公有地の有効活用

- ◆令和6年能登半島地震により被災した穴水小学校は、穴水中学校隣接地に移転整備されます。この小学校跡地については、中心市街地における大規模な公有地であることから、にぎわい創出に向けた土地の有効活用に向けて今後活用のあり方の検討を進めます。

2. 安全安心な都市空間の形成策

2-1 老朽化している公共施設の更新・再編に向けた検討

- ◆老朽化が進行し、更新の時期を迎えている公共施設については、町民がいつでも安全安心に利用できる施設として最適な状態を維持するため、「穴水町公共施設等総合管理計画」の方針に沿って更新・再編に向けた検討を行います。
- ◆穴水総合病院については、県で進めている奥能登公立4病院機能強化検討会での議論を踏まえ、のと里山空港周辺で検討されている新病院への機能統合を踏まえて今後のあり方を検討します。

2-2 災害のリスクがある公共施設について移転・再編に向けた検討

- ◆土砂災害の危険性の高いエリアに立地する公共施設（庁舎、病院、福祉施設）については、今後、土砂災害のリスクの低い中心市街地への移転や、防災対策により災害のリスクを軽減して現位置での機能向上を図ることなどを検討します。
- ◆一方で、中心市街地は浸水被害のリスクがあることから、安全性を確保するため、地盤のかさ上げなどの対策や浸水時に施設機能を確保するための構造的な検討を行い、より安全に利用することのできる公共施設となるよう機能向上を図ります。



2-3 降雪期でも安全・安心で快適に暮らせる消融雪施設の整備

- ◆中心市街地において、今後、居住を誘導する上で降雪期も含め一年中、快適に暮らせる居住環境の整備が必要であるため、除雪による住みやすい空間確保による移住・定住等を推進し、雪害に対応した都市空間を構築していきます。

2-4 教育施設の整備に向けた検討

- ◆教育環境の多様化や施設の老朽化、児童・生徒数の減少にともなう施設の有効活用を図り、より豊かで快適な教育環境の中で子どもを育てられるまちづくりを推進するため、震災による被害を受けた穴水小学校を再整備します。

2-5 文教・交流ゾーンの基盤整備

- ◆令和6年能登半島地震にて被災した穴水小学校等施設（体育館・運動場・駐車場・調整池等）を穴水中学校周辺に移転整備することで、文教・交流ゾーンの基盤を整えます。

2-6 まちなかでの交流空間の整備

- ◆中心市街地の真名井川沿いにある大町西児童公園について、駐車場や親水空間整備、健康遊具整備等の再整備を行い、子どもや地域住民とのふれあい、つながりを促す交流空間を創出します。

2-7 まちなかへの福祉施設の立地誘導

- ◆駅西地区に移転整備が検討されている福祉施設（精育園）について、県の議論を踏まえながら立地誘導に向けて関係機関との連携を図ります。

3. 公共交通の利便性向上による、車に依存しないまちづくりの施策

3-1 高齢者への公共交通利用支援

- ◆70歳以上の高齢者のうち、運転免許証自主返納者に対して交付していた公共交通機関利用券の交付額をかさ上げし、高齢者がバスやタクシーなどの公共交通機関を利用できる環境整備を強化します。
- ◆75歳以上の高齢者の日常生活支援として、自宅から医療機関などへの送迎を行う外出支援バスの運行を行い、誘導区域内の都市機能へのアクセス性を向上させます。

3-2 穴水駅駅舎の複合的再整備

- ◆令和6年能登半島地震により被災した穴水駅駅舎については、交通結節点としての機能確保に加え、能登の玄関口としての顔づくりや交流拠点としての利活用など複合的な再整備に向けて関係機関と連携した協議を進めます。

3-3 市街地循環バス実証運行事業

- ◆郊外部からまちなかへの移動・まちなかでの地域住民移動の利便性向上に向けたルート検討のため、市街地循環バスの運行実験を行います。

3-4 穴水町地域公共交通計画の策定

- ◆石川県能登地域公共交通協議会では、令和7年3月に「石川県能登地域公共交通計画」を策定しており、穴水町もこれに基づき公共交通に関する取組を進めていくこととなります。今後は、より地域の実情に応じた公共共通のあり方を考えるとともに町民にとって利便性の高い公共交通環境を整えるため、「穴水町地域公共交通計画」の策定に向けた取組を進めます。

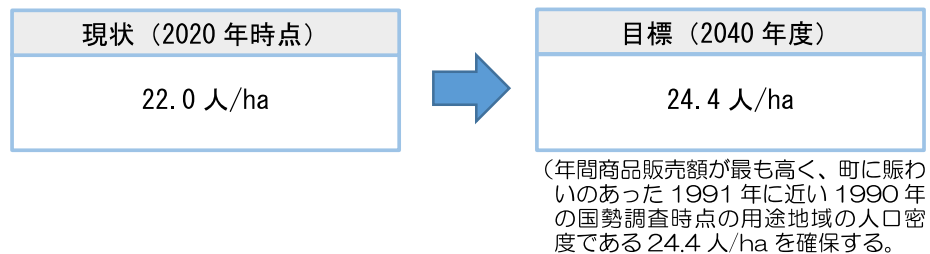
6-2. 目標指標の設定

「6-1 (2) ~ (4)」で位置づけた各種誘導施策を計画的かつ一体的に推進し、以下に掲げる目標指標の達成を目指します。

当初令和2年計画策定以降、新型コロナウイルス感染症拡大や令和6年能登半島地震の影響もあり、「老朽化した公共施設の解消」以外いずれも当初計画時からの中間的達成状況は途上段階にある中、今後も誘導施策の積極的な推進等により継続的に目標指標の達成を目指すこととします。

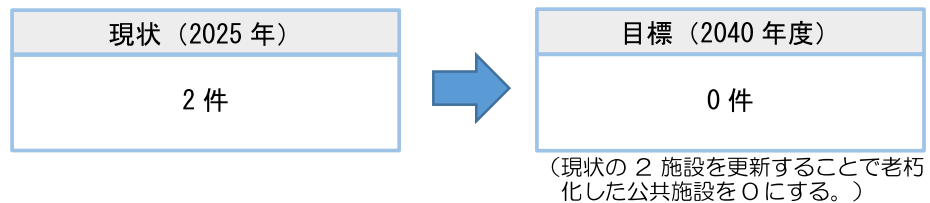
①魅力とにぎわいのある中心市街地への移住・定住の促進に関する指標

●居住誘導区域内の人口密度の確保

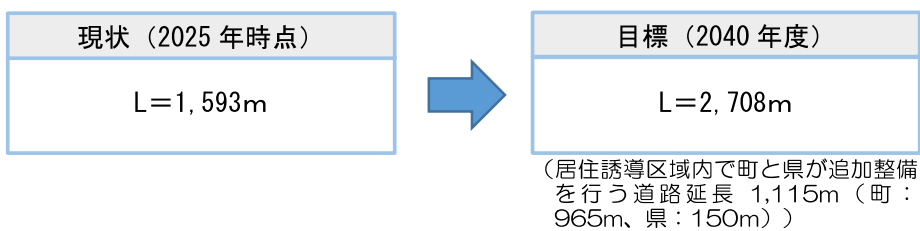


②安全安心な都市空間の形成に関する指標

●老朽化した公共施設の解消

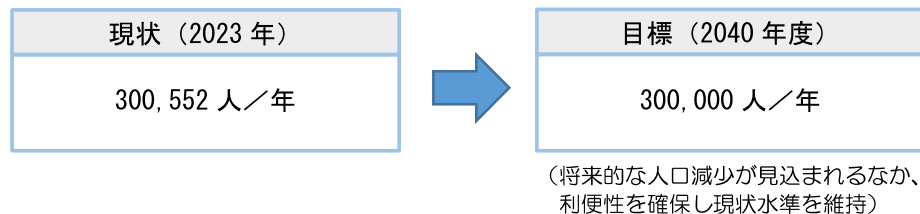


●居住誘導区域内における消融雪整備延長の増加



③公共交通の利便性向上による、車に依存しないまちづくりに関する指標

●公共交通(バス)の利用者数の維持



6-3. 期待される効果

前節で掲げた目標指標の達成により、以下に示すような効果が期待されます。

期待される効果についても、目標指標と同様に「低未利用地の減少」以外いずれも当初計画時からの中間的発現状況は途上段階にある中、今後も誘導施策の積極的な推進等により継続的に期待される効果の発現を目指すこととします。

①魅力とにぎわいのある中心市街地への移住・定住の促進に関する効果

●居住誘導区域内の人口の確保

効果指標	現状値(2025年)	効果	備考
低未利用地の減少	12.4ha	移住定住を促進し、中心市街地の賑わいが向上する	R4都市計画基礎調査より

②安全安心な都市空間の形成に関する効果

●老朽化した公共施設の解消

効果指標	現状値(2023年)	効果	備考
公共施設の維持管理費の削減	586,253千円	統廃合を含めた老朽化対策により、公共施設の維持管理費が削減される 【目標年次までの20年間の累計で2億円の削減】	町決算資料より

●居住誘導区域内における消融雪整備延長の増加

効果指標	現状値(2019年)	効果	備考
居住誘導区域内の「生活道路の整備」に対する満足度の向上	31.8% H30町民アンケート調査で「満足」、「やや満足」と回答した人の割合(穴水地区(大町・川島)を対象)	消融雪施設の整備により、冬季における生活道路の環境が改善することで、満足度が向上する	穴水地区(大町・川島)のアンケート調査結果の「各種生活環境の満足度」の結果により算出

③公共交通の利便性向上による、車に依存しないまちづくりに関する効果

●公共交通（バス）の利用者数の維持



効果指標	現状値（2023年）	効果	備考
公共交通に関する 財政負担の軽減 （バス路線運行補助額の削減）	59,489 千円	公共バスの利便性の向上と効率的な運行により、バス利用者数を維持し、将来のバス路線運行補助額の増大が軽減される 【⇒16,000 千円／年の軽減】	北陸鉄道資料及び町決算資料より

第7章. 防災指針

7-1. 防災指針の概要

(1) 防災指針策定の背景

近年、自然災害は頻発・激甚化の傾向を見せており、まちづくりの検討においても防災・減災の観点からの検討を行うことが必要となっています。

令和2年9月には都市再生特別措置法が改正され、災害リスクが高い地域について居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に「防災指針」を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組まなければならないことが示されました。

このようなことから、本計画において、様々な災害リスクを踏まえた課題を抽出し、安全・安心な防災まちづくりに必要となる機能の確保や防災・減災対策を着実に図るために防災指針を定め、指針に基づいた具体的な取組を位置付けます。

(2) 防災指針の主な検討内容

本計画では、以下の4つのステップにより防災指針の検討を行います。

災害リスクの整理・分析

災害ハザード情報を網羅的に収集し、今後想定される災害リスクを、災害種別ごとに整理します。また、都市情報（人口分布や都市機能施設分布等）との重ね合わせにより、都市空間における災害リスクを分析します。

防災まちづくりに向けた課題の抽出

災害リスク分析結果から、災害リスクの高い地区や防災まちづくりに向けた課題を抽出します。

防災まちづくりの取組方針

抽出した災害リスクと課題を踏まえたうえで、地区ごとの取組方針等を検討します。

具体的な取組、スケジュール

具体的なハード対策・ソフト対策の取組内容及び取組スケジュールについて、復興計画や地域防災計画等と整合を図りながら検討します。

7-2. 災害リスクの整理・分析

(1) 災害リスクの整理

分析に用いる災害リスクは、下表のとおりとなっています。

表. 分析に用いる災害リスク

項目	災害リスク	説明
洪水	洪水浸水想定区域 (計画規模)	洪水防御に関する計画の基本となる 1/100 の降雨があった場合に浸水が想定される区域
	洪水浸水想定区域 (想定最大規模)	想定し得る最大規模 1/1,000 の降雨があった場合に浸水が想定される区域
	洪水浸水想定区域 (浸水継続時間)	想定し得る最大規模 1/1,000 の降雨により河川が氾濫した場合に浸水深さ 50cm 以上の状態が継続する時間
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)	木造以外の家屋も倒壊するような河岸の浸食が想定され早期のうちに立ち退きが必要な区域
津波	津波浸水想定区域 (L2 津波)	住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する最大クラスの津波
土砂災害	土砂災害警戒区域	危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域
	土砂災害特別警戒区域	開発の制限や建築物の構造規制等を行う区域

(2) 災害リスクに重ね合わせる情報

本町の市街地に影響をもたらす洪水、津波、土砂災害について、災害が発生した場合の被害規模に影響する市街地特性（下表）と重ね合わせます。

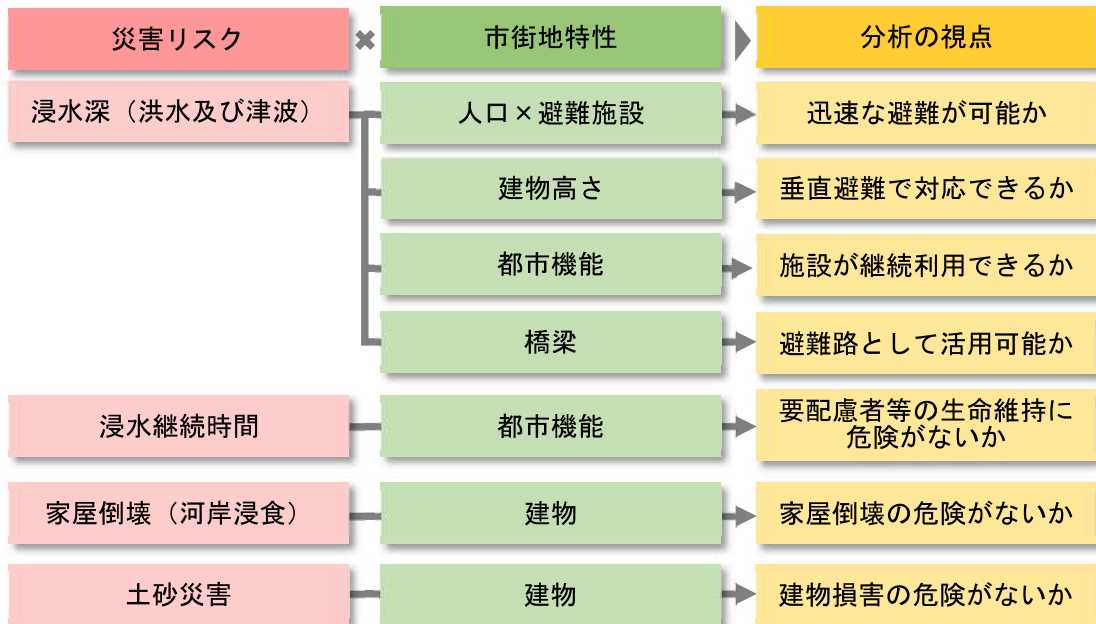
表. 災害リスクと重ね合わせる情報

項目	市街地特性
人口	100m メッシュ人口
建物	建物利用現況
都市機能	商業施設、医療施設、子育て支援施設、教育・文化交流施設、高齢者福祉施設、金融機関・農業協同組合・郵便局
橋梁	大町大橋、長谷部橋、川島大橋、東橋、栄橋、稲荷橋、白山橋、待橋、新町橋、大川新橋、穴水大橋、城山橋、真名井橋、大島橋、中の橋、今町橋、今町2号橋
避難	避難施設及び避難施設から 500m 圏域※

※津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁）による避難可能な範囲

(3) 災害リスクの分析の視点

収集・整理した災害リスクと市街地特性を重ね合わせるにあたり、以下の視点をもとに分析を行います。



なお、課題抽出にあたっては、地理的要因等から居住誘導区域を4つのエリアに分け、分析結果から想定されるリスクの大小や被害の規模から防災上または避難上の課題を抽出します。

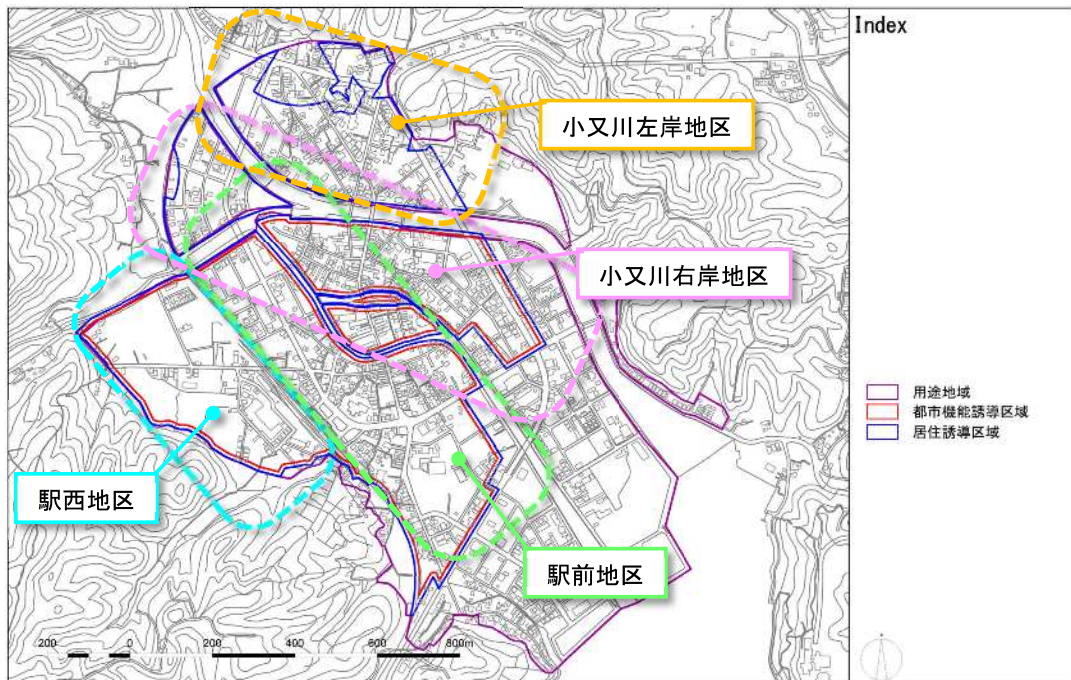


図. エリア分け

(4) 災害リスクの分析

1) 洪水

①洪水浸水想定区域（計画規模）

【人口×避難施設】駅前・小又川右岸及び左岸地区において、人口 40 人以上かつ浸水深 0.5～3.0m 未満となるエリアが存在していますが、避難施設から 500m の範囲に含まれているため避難可能となっています。

【建物高さ】駅前・小又川右岸及び左岸地区において、垂直避難が困難な 1 階建の建物が立地しています。

【都市機能】駅前地区で高齢者福祉施設、小又川右岸地区で商業施設・医療施設・郵便局、小又川左岸地区で医療施設・郵便局が浸水エリアに立地しており、特に駅前地区の高齢者福祉施設で 0.5～3.0m 未満の浸水が想定されています。

【橋梁】駅前地区で 4 か所（全 6 か所）、小又川右岸地区で 12 か所（全 14 か所）、小又川左岸地区で 4 か所（全 5 か所）の橋詰が浸水する恐れがあります。

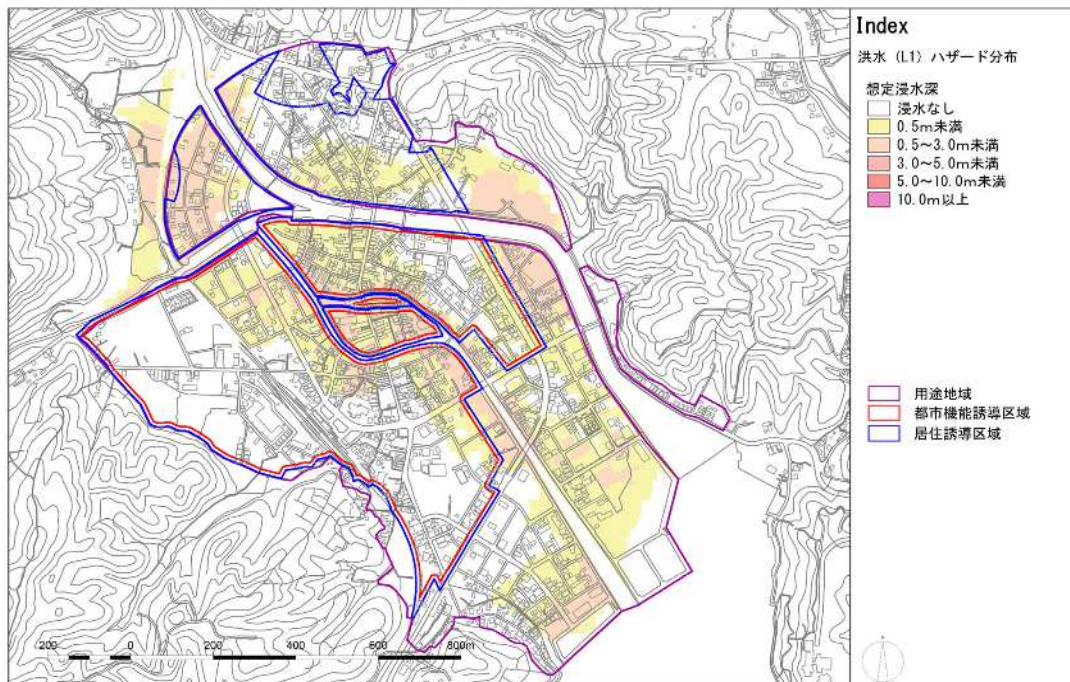


図. 洪水浸水想定区域（計画規模）

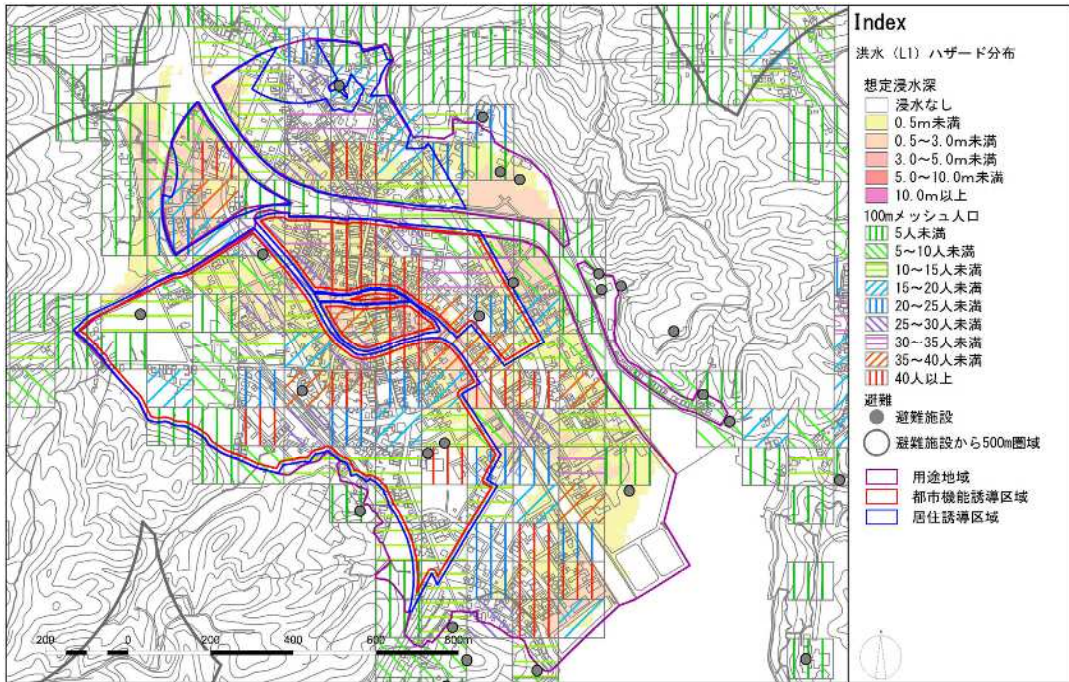


図. 洪水浸水想定区域 (計画規模) × 人口 × 避難施設

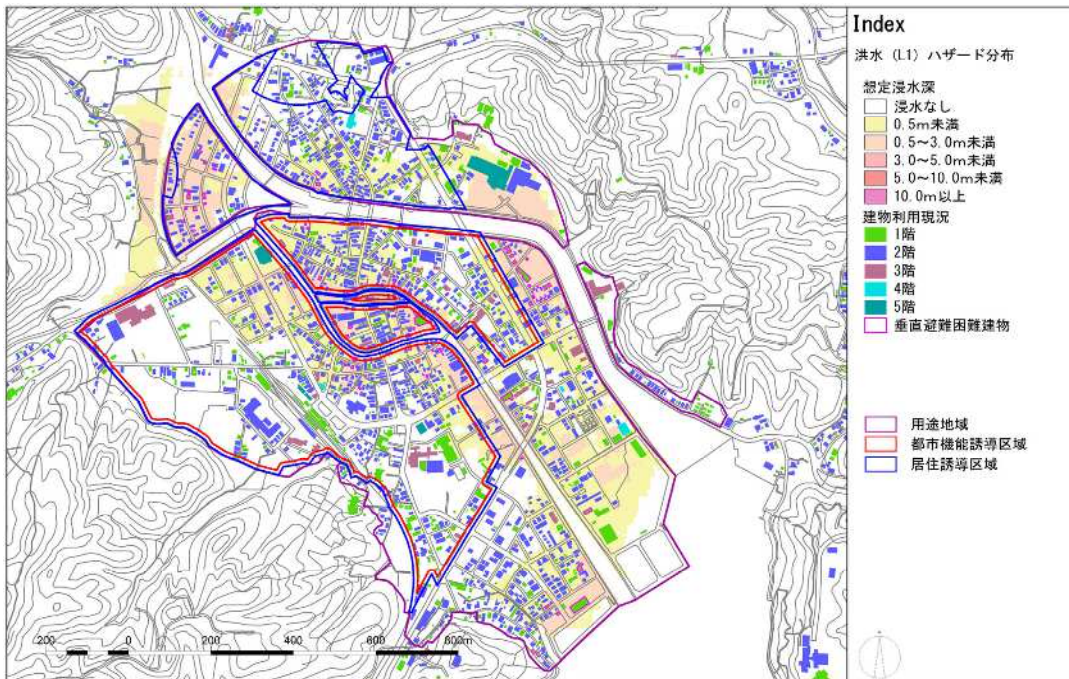


図. 洪水浸水想定区域 (計画規模) × 建物高さ

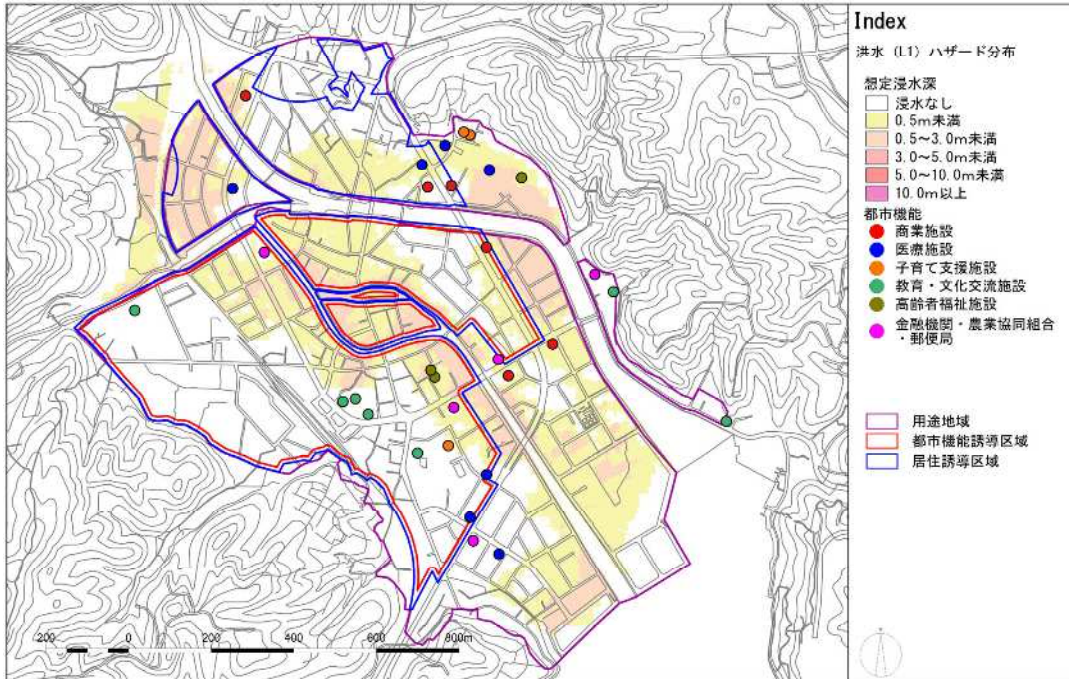


図. 洪水浸水想定区域 (計画規模) × 都市機能

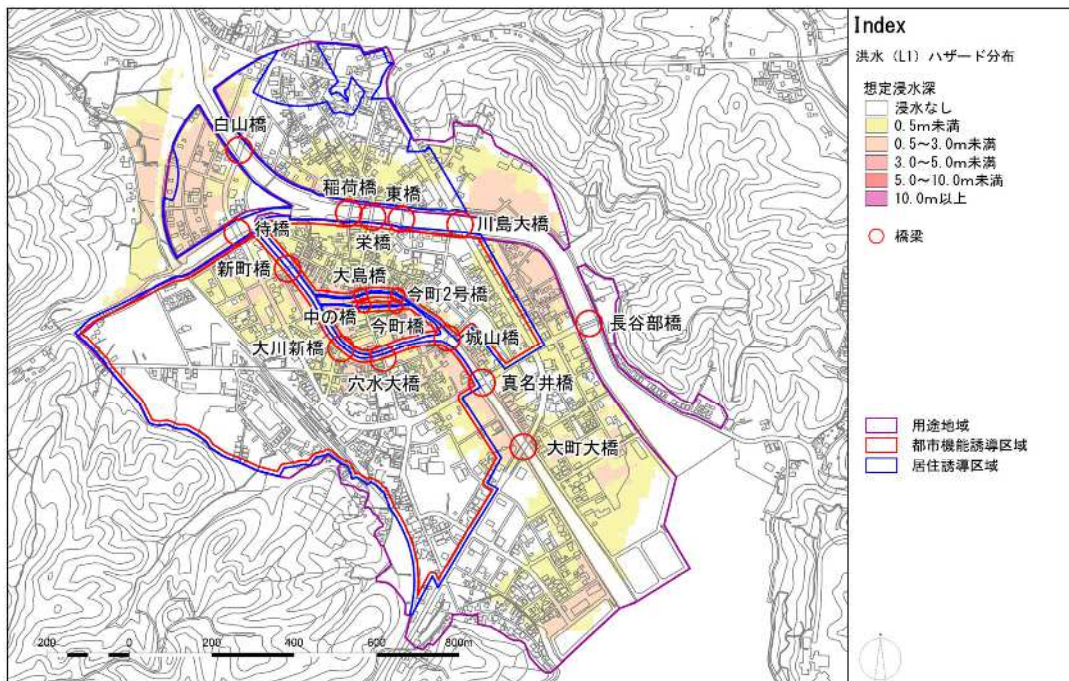


図. 洪水浸水想定区域 (計画規模) × 橋梁

②洪水浸水想定区域（想定最大規模）

【人口×避難施設】全ての地区において、人口40人以上かつ浸水深0.5～3.0m未滿となるエリアが存在していますが、避難施設から500mの範囲に含まれているため、避難可能となっています。

【建物高さ】全ての地区において、垂直避難が困難な1階建の建物が立地しています。

【都市機能】駅西地区で教育・文化交流施設、駅前地区で医療施設・子育て支援施設・教育・文化交流施設・高齢者福祉施設、金融機関・農業協同組合、小又川右岸地区で商業施設・医療施設・郵便局、小又川左岸地区で商業施設・医療施設・郵便局が浸水エリアに立地しています。

【橋梁】駅前・小又川右岸・左岸地区において、全ての橋詰が浸水する恐れがあります。

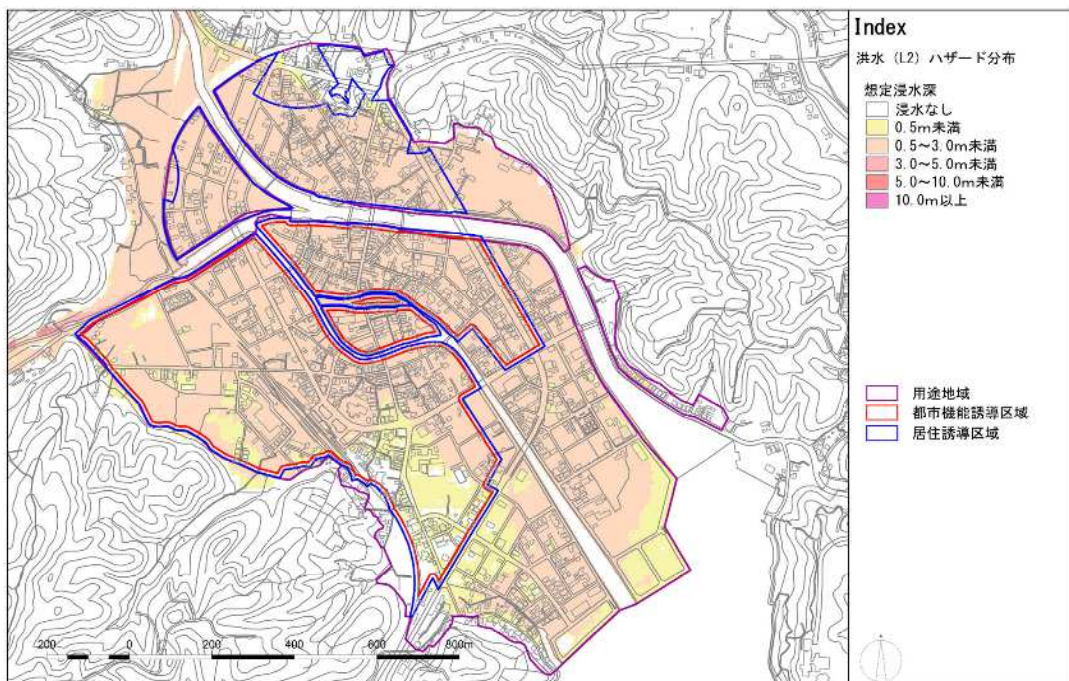


図. 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

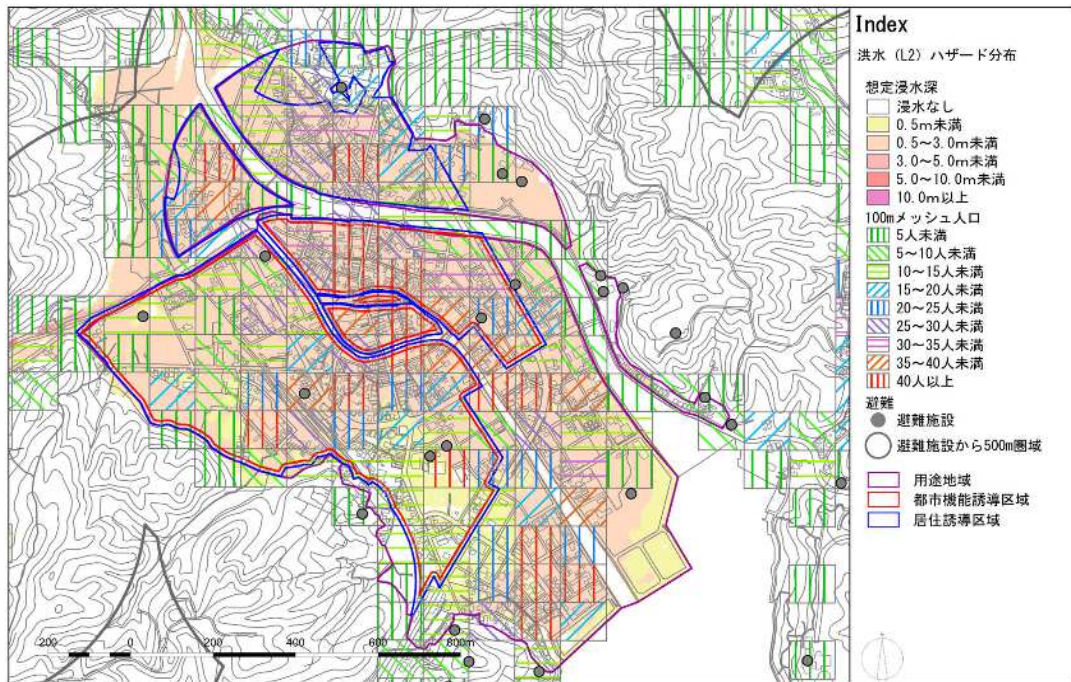


図. 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) × 人口 × 避難施設

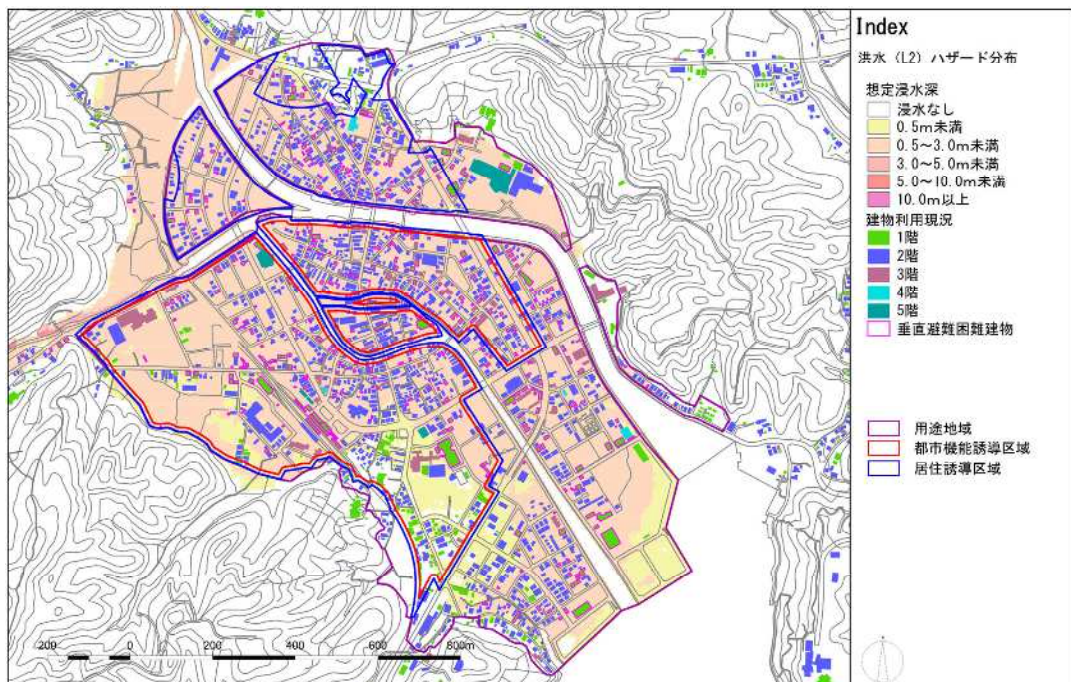


図. 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) × 建物高さ

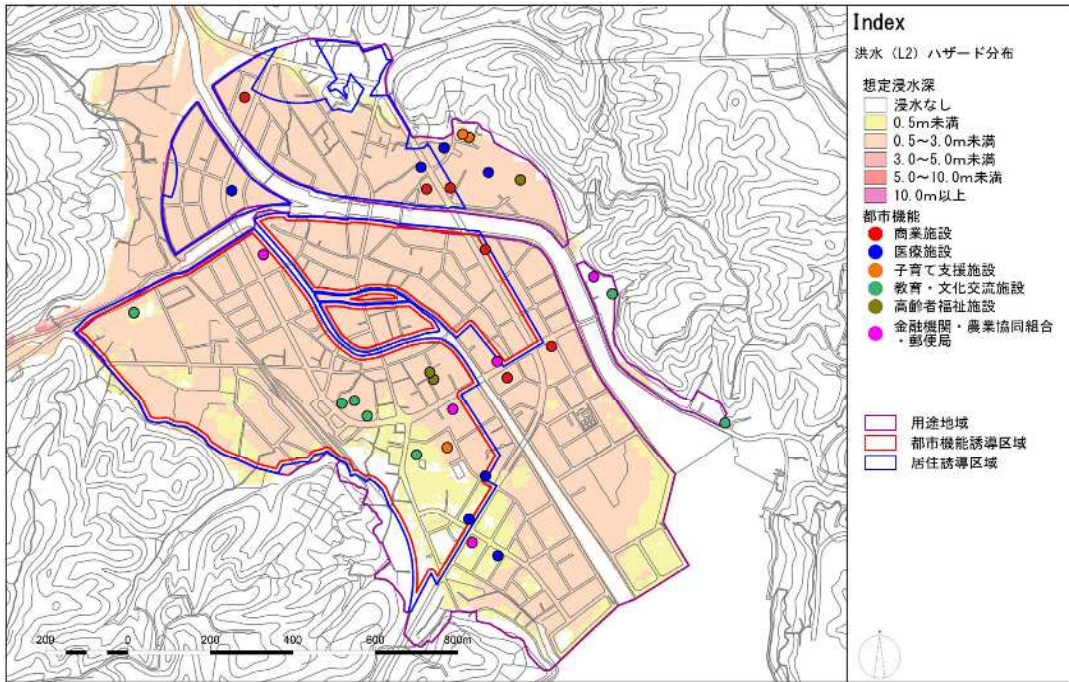


図. 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) × 都市機能

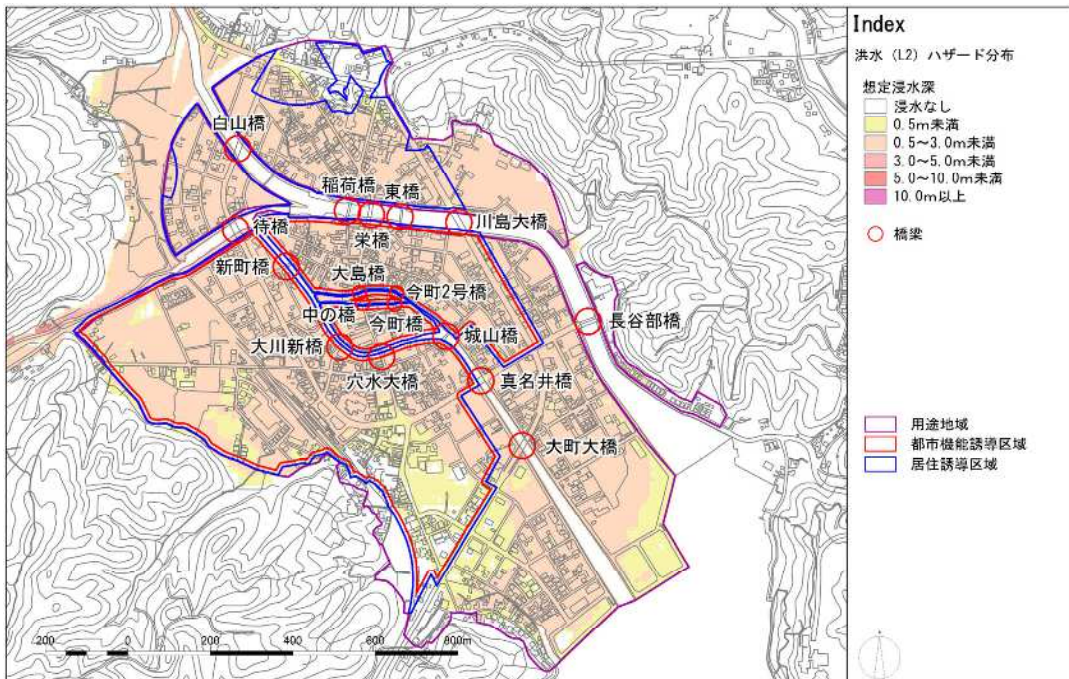


図. 洪水浸水想定区域 (想定最大規模) × 橋梁

③洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

【都市機能】 駅前地区で医療施設・子育て支援施設・教育・文化交流施設・高齢者福祉施設、金融機関・農業協同組合、小又川右岸地区で商業施設・医療施設・郵便局、小又川左岸地区で商業施設・医療施設・郵便局が最大半日浸水する恐れがあります。

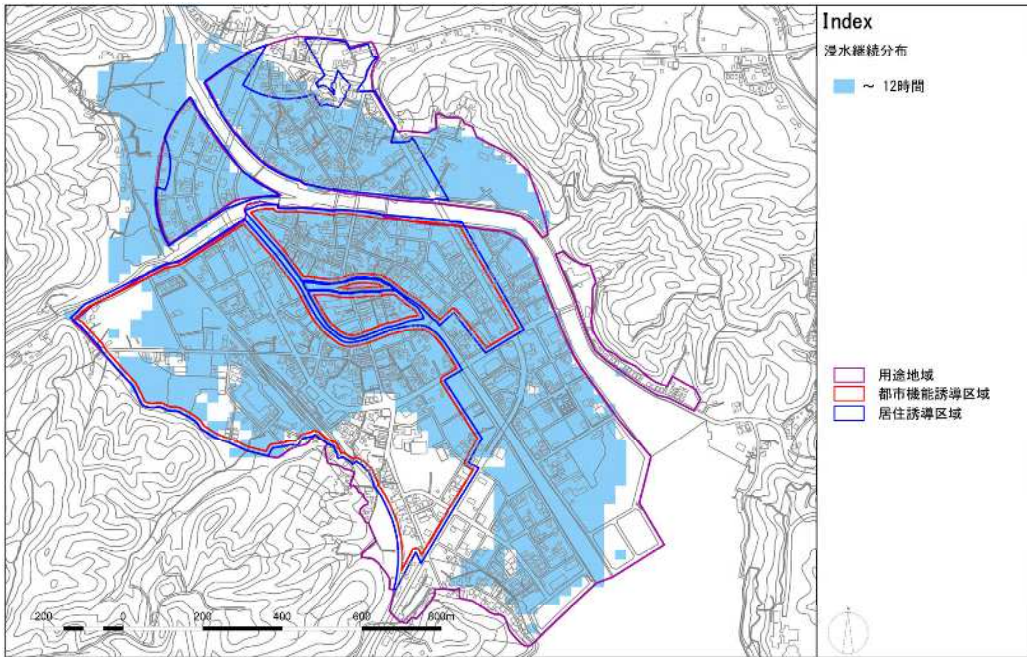


図. 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）

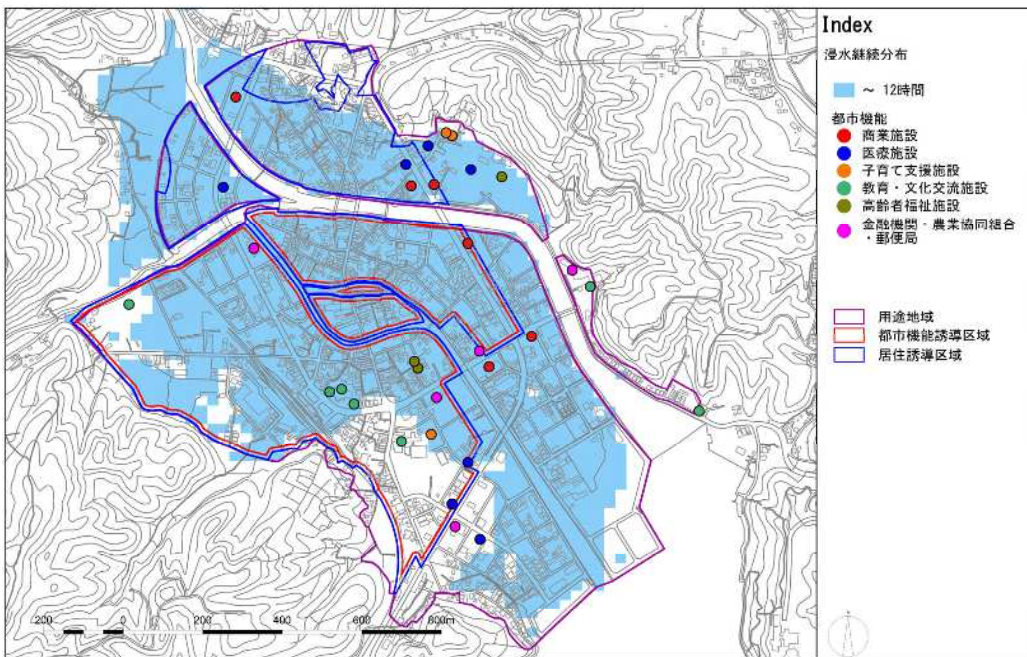


図. 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×都市機能

④家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

【建物】小又川右岸・左岸地区において、倒壊する家屋（木造以外も含む）が存在します。

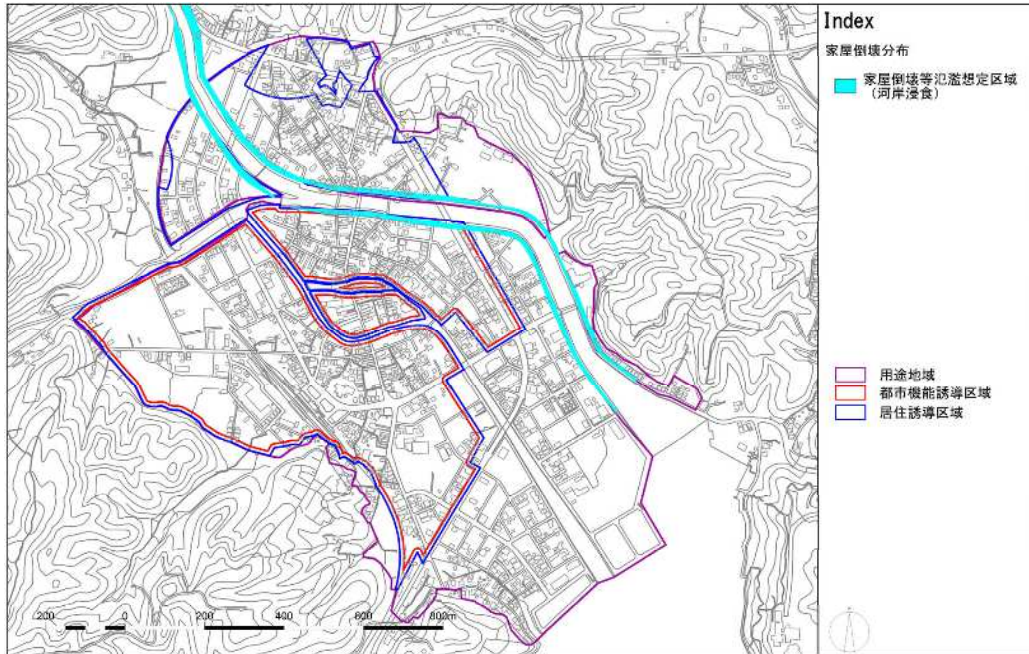


図. 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

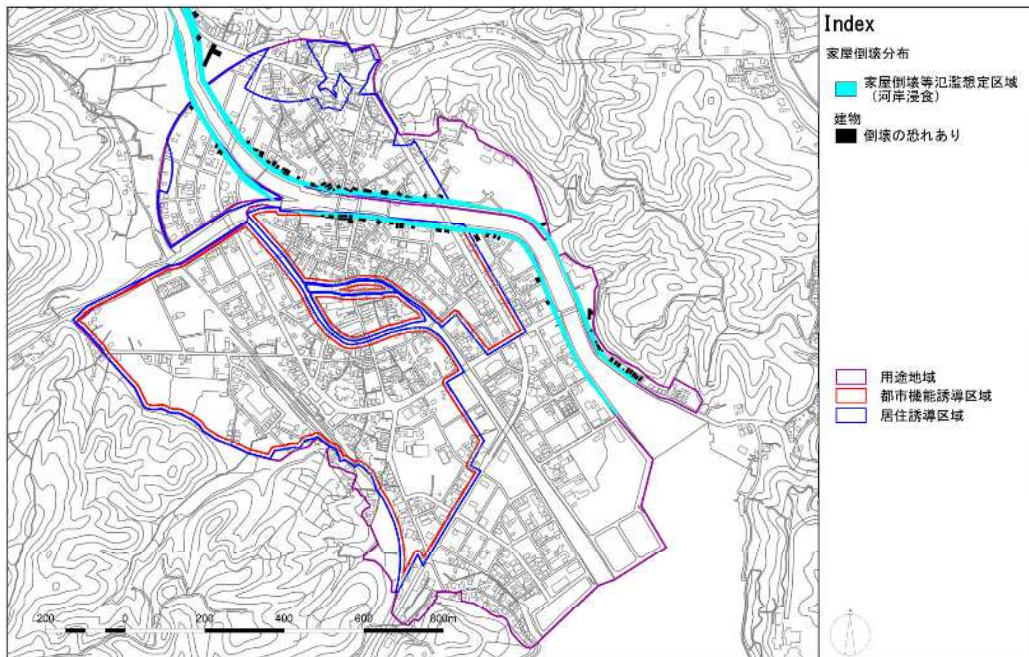


図. 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）×建物

2) 津波

①津波浸水想定区域 (L2 津波)

【人口×避難施設】津波による浸水の被害は想定されていません。

【建物高さ】津波による浸水の被害は想定されていません。

【都市機能】津波による浸水の被害は想定されていません。

【橋梁】津波による浸水の被害は想定されていません。

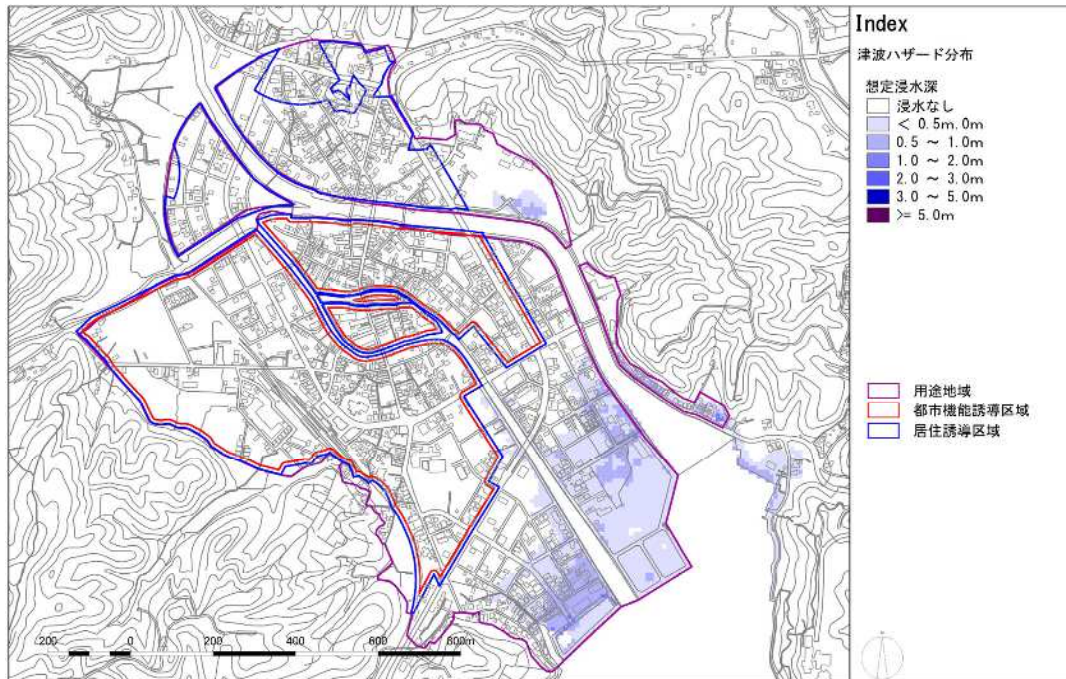


図. 津波浸水想定区域 (L2 津波)

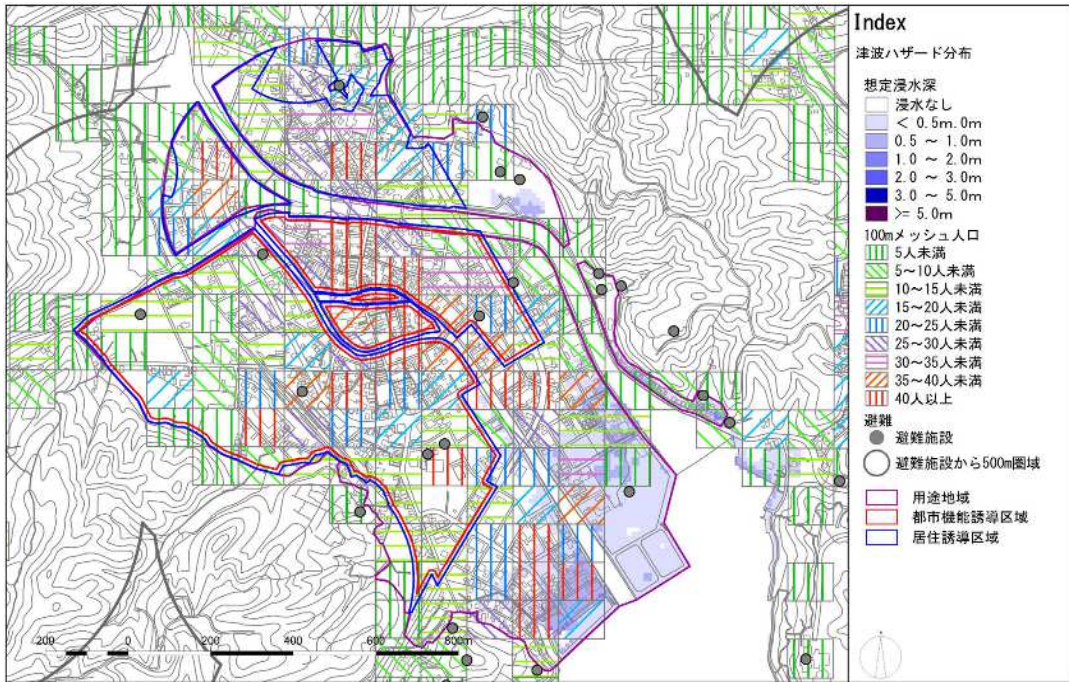


図. 津波浸水想定区域 (L2 津波) × 人口 × 避難施設

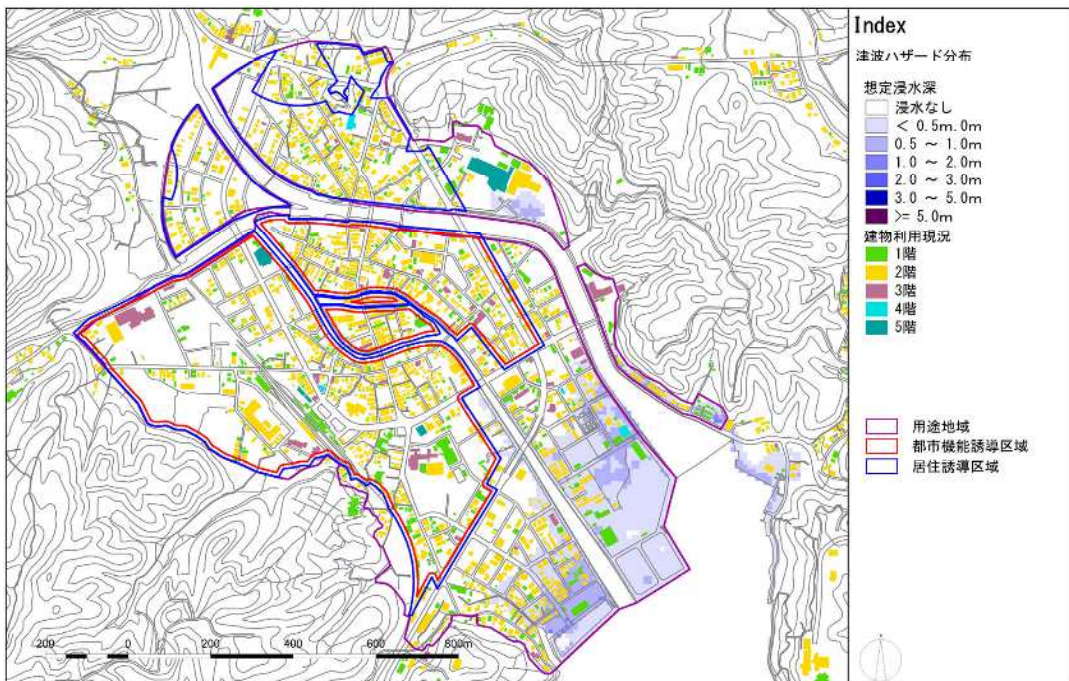


図. 津波浸水想定区域 (L2 津波) × 建物高さ

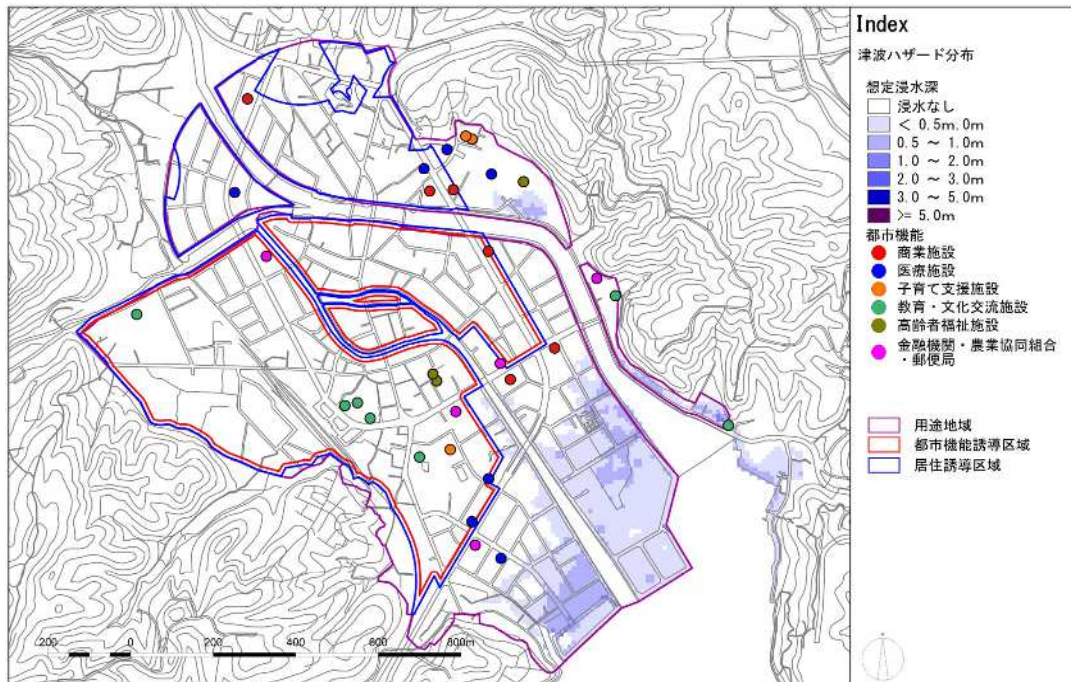


図. 津波浸水想定区域 (L2 津波) × 都市機能

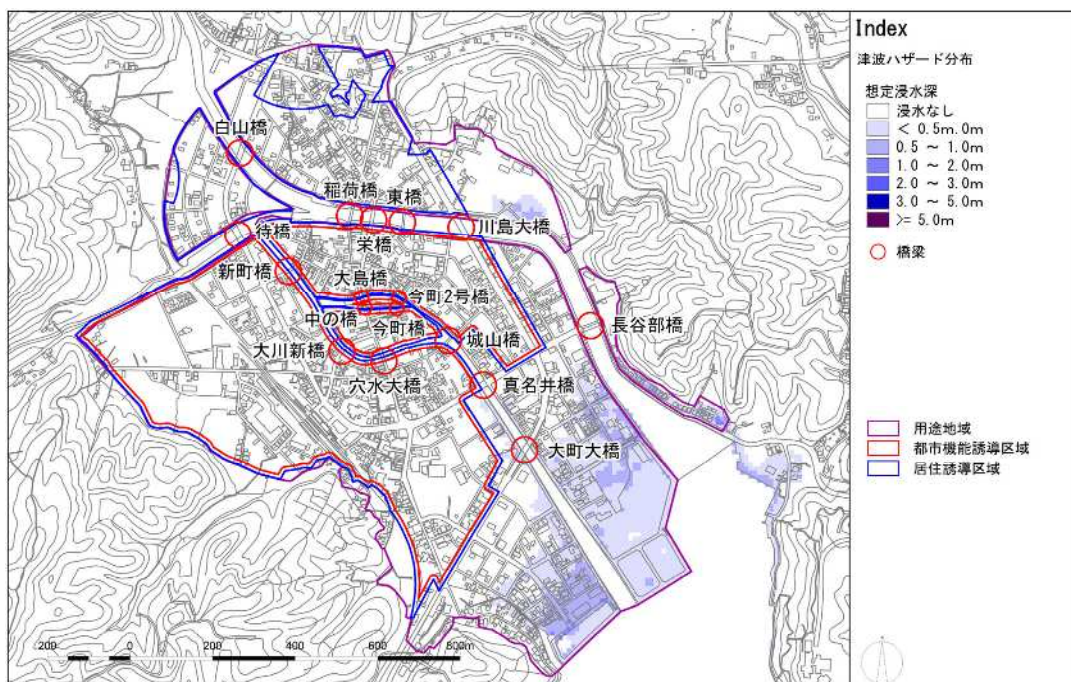


図. 津波浸水想定区域 (L2 津波) × 橋梁

3) 土砂災害

①土砂災害警戒区域

【建物】全ての地区において、土砂災害警戒区域をまたぐエリアで損害のおそれがある建物が立地しています。

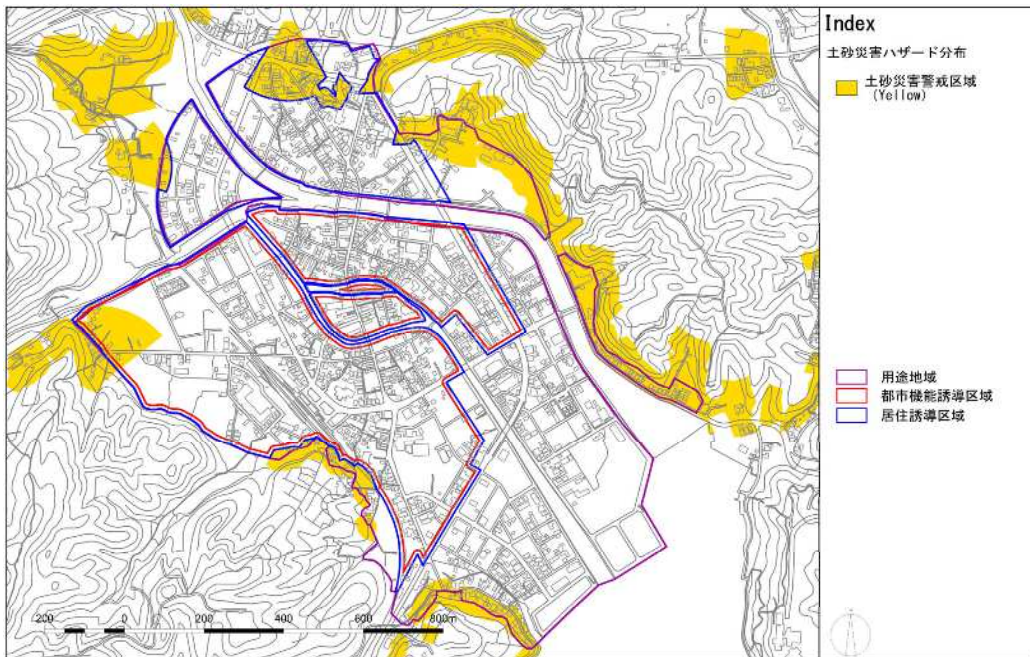


図. 土砂災害警戒区域

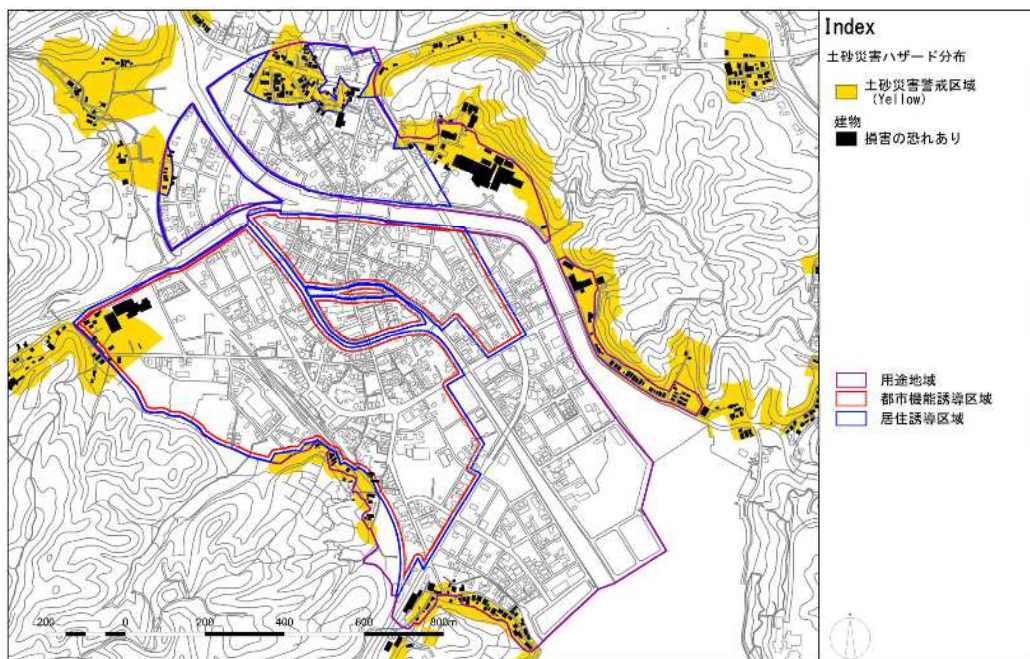


図. 土砂災害警戒区域×建物

②土砂災害特別警戒区域

【建物】 駅西・小又川左岸地区において、土砂災害特別警戒区域をまたぐエリアで損害のおそれがある建物が立地しています。

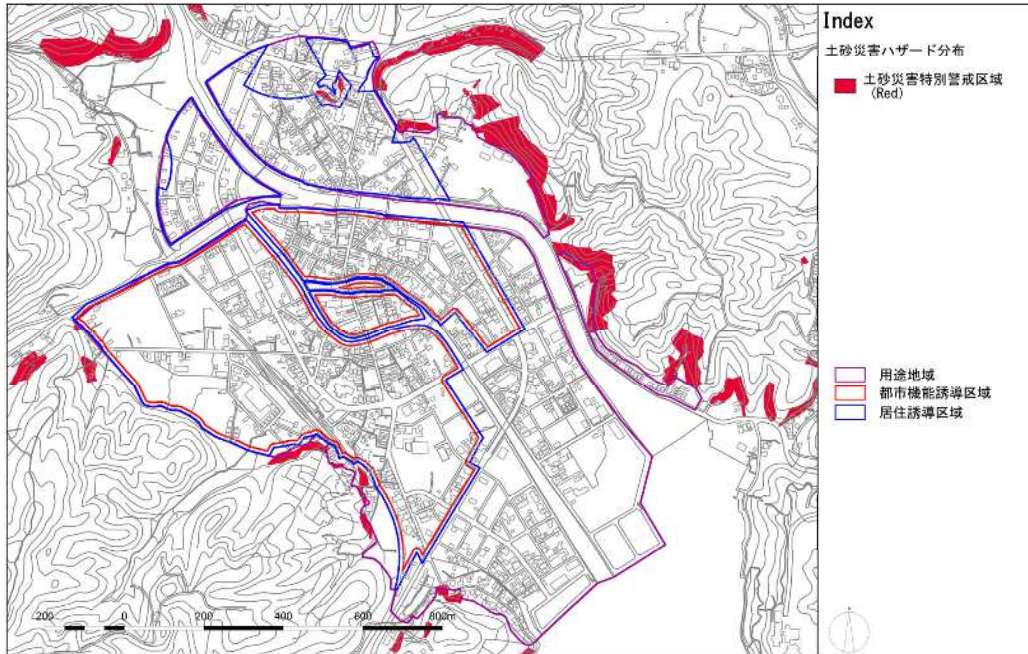


図. 土砂災害特別警戒区域

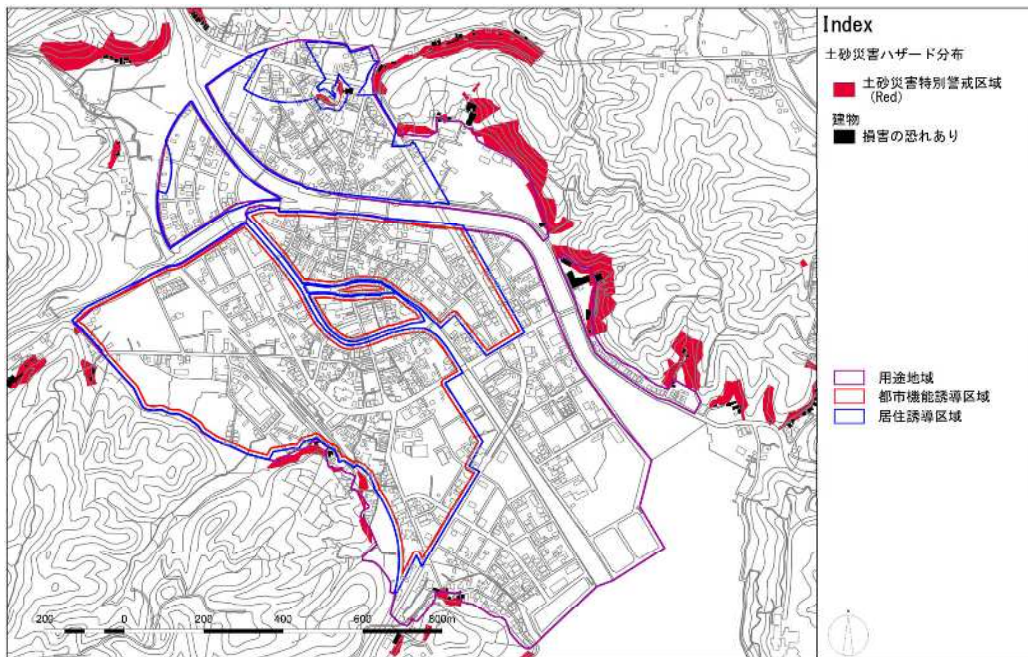


図. 土砂災害特別警戒区域×建物

7-3. 防災まちづくりに向けた課題の抽出

これまでの分析結果を整理し、居住誘導区域内における災害種類別・エリア別の課題を抽出します。

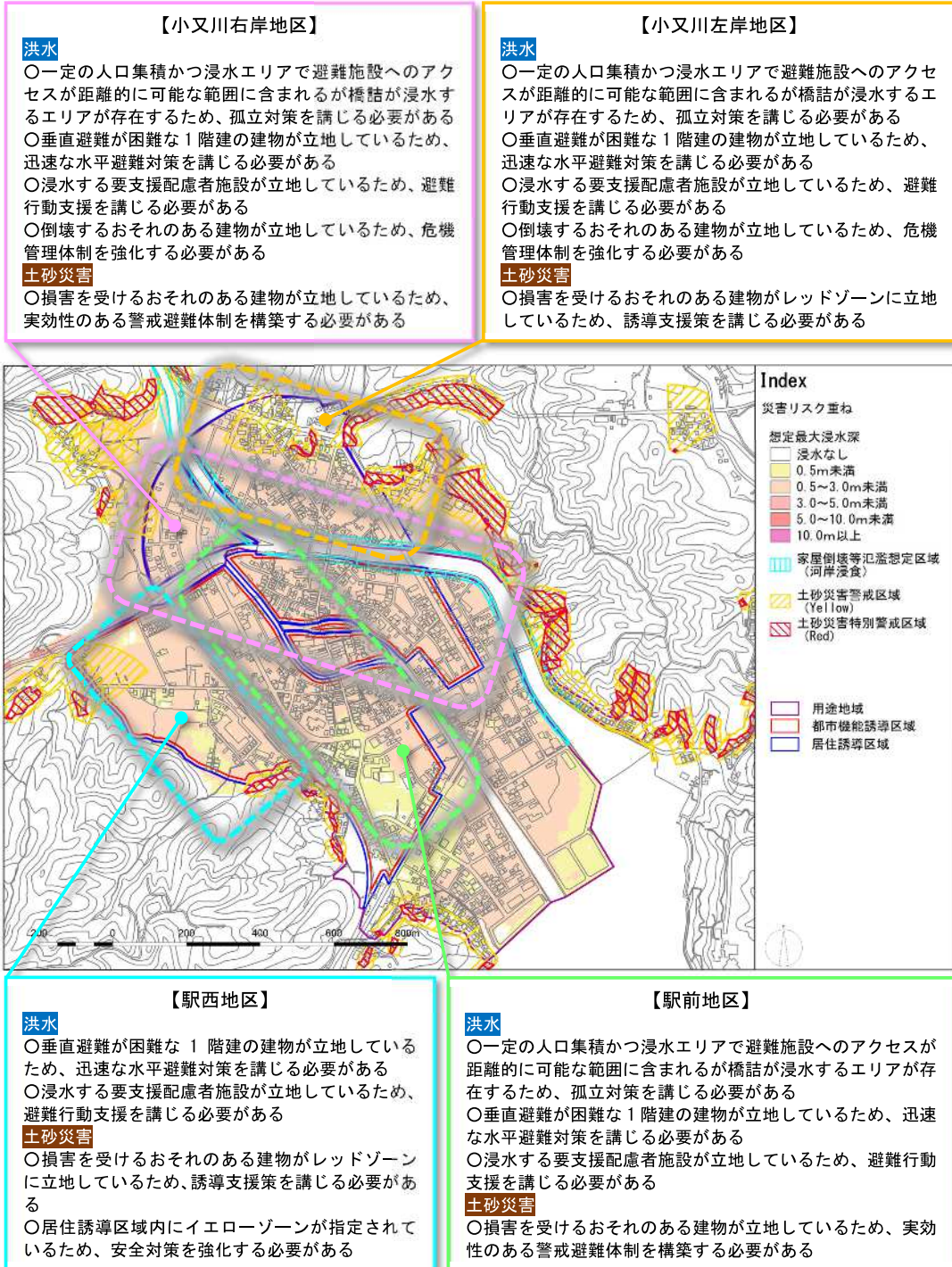


図. 防災まちづくりに向けた課題

7-4. 防災まちづくりの取組方針

(1) 防災まちづくりに関する方針

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」は、本町においても甚大な被害をもたらしました。

本町は、町民の想いを取り入れた「穴水町復興計画」を策定し、早期の復旧と復興に向けて取り組む「道しるべ」として、基本的な考えを明確にし、将来の穴水町を描き、「未来ある、そして魅力ある町」に発展できるよう、「みんなで創ろう 未来のあなみず」をキャッチコピーに掲げ、4つのシンボルプロジェクト中心に3つの道筋・指針で実行し、町全体が創造的復興の実現に向けて取り組む計画としています。

本計画は、4つのシンボルプロジェクトのうち「災害に強いまちづくりプロジェクト」の1つとして捉えていることから、「安全・安心な居住地の形成」を防災まちづくりに関する方針として掲げ、防災指針の取組の推進により、各エリアが抱えるリスクを抑制し、すべての人が安心して安全に暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

(2) 各エリアの取組方針

4つのエリアごとの取組方針は、以下のとおりとします。

表. 各エリアの取組方針

エリア	取組方針
駅前地区	<p>【洪水】孤立防止のための避難経路確保と、要配慮者を含む住民の迅速な水平避難体制を確立する</p> <p>【土砂災害】警戒避難体制の強化と、避難訓練の実効性を高める</p>
駅西地区	<p>【洪水】要配慮者を含む全住民の迅速な水平避難体制を確立する</p> <p>【土砂災害】レッドゾーンからの安全な場所への移転を支援・誘導し、居住誘導区域内のイエローゾーンについては開発時の安全対策を強化する</p>
小又川左岸地区	<p>【洪水】孤立防止と迅速な水平避難体制の確立、要配慮者支援の強化、および倒壊建物対策による危機管理体制の強化を図る</p> <p>【土砂災害】レッドゾーンからの安全な場所への移転を支援・誘導する</p>
小又川右岸地区	<p>【洪水】孤立防止と迅速な水平避難体制の確立、要配慮者支援の強化、および倒壊建物対策による危機管理体制の強化を図る</p> <p>【土砂災害】警戒避難体制の強化と、避難訓練の実効性を高める</p>

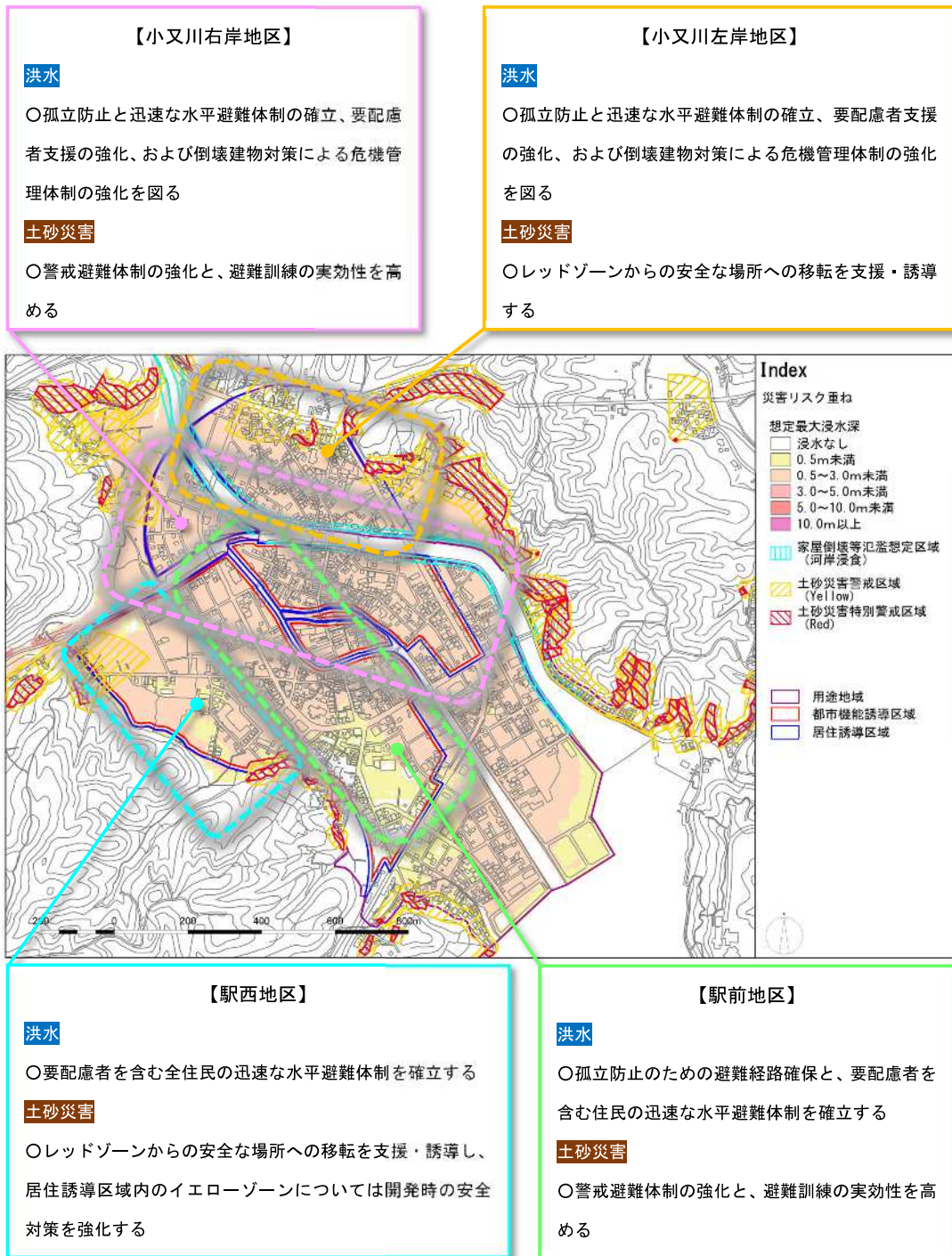


図. 防災まちづくりの取組方針

7-5. 具体的な取組、スケジュール

(1) 取組内容

本町では、防災・減災に向けた具体的な取組として、穴水町地域防災計画と連携し、各種災害に対して更なる安全性を高める取組を着実に実行します。

【洪水等対策】

○水害予防

- ・「水防計画に基づく危険区域の監視」

○公共施設災害予防

- ・「海岸、港湾、漁港及び河川の整備対策」

【土砂災害対策】

○水害予防

- ・「がけ崩れ等危険区域の警戒」

○地盤災害予防

- ・「地盤災害の危険区域の周知」「地盤災害防止施設の整備、促進」「住宅移転事業の促進」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進」

【総合的な対策】

○防災知識の普及

- ・「職員に対する防災教育」「学校教育における防災知識の普及」「町民に対する防災知識の普及」「防災相談及び意識調査」「災害教訓の伝承」

○自主防災組織の育成

- ・「地域住民等の自主防災組織」「事業所の自衛消防隊等」

○防災訓練の充実

- ・「防災訓練計画」

○防災体制の整備

- ・「町の活動体制（共助）の構築」「防災関係機関の活動体制（公助）の構築」

○通信体制及び放送施設災害予防

- ・「情報通信体制の確立」「通信用施設の整備」

○水害予防

- ・「避難準備措置の確立」

○避難体制の整備

- ・「指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等」「福祉避難所への避難等に係る支援体制の整備」「避難確保計画」「避難所設置・運営マニュアルの作成」

○緊急輸送体制の整備

- ・「緊急輸送道路ネットワークの整備」

○要配慮者対策

- ・「在宅の要配慮者への配慮」「社会福祉施設等の整備」

○道路施設整備対策

- ・「道路の整備」「橋梁の整備」

第8章. 届出制度と計画の推進について

8-1. 届出制度

(1) 居住誘導区域外における届出の対象となる行為

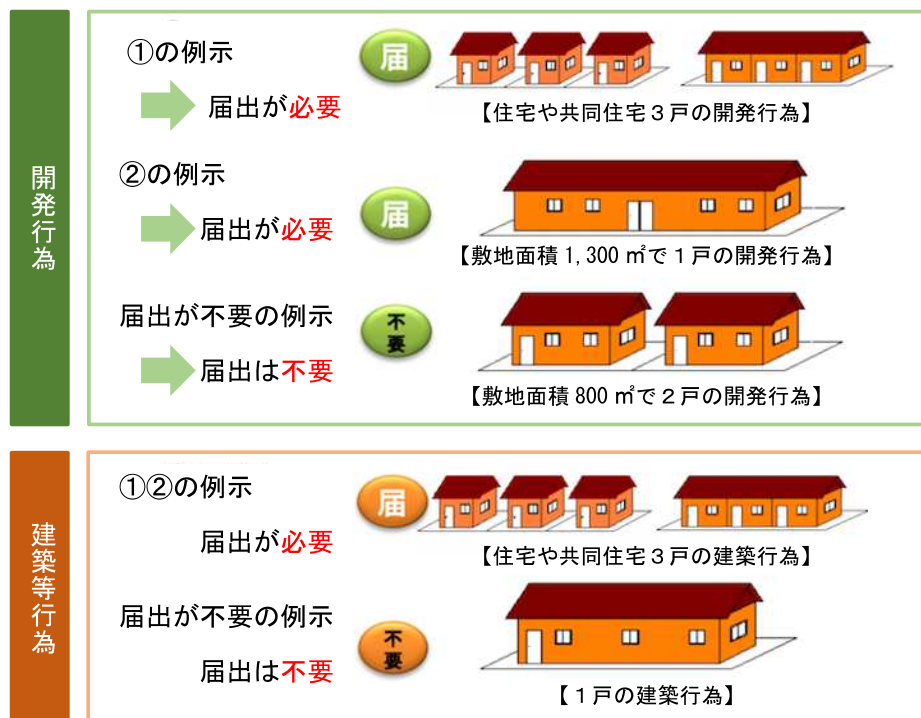
届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するための制度で、居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、着手する30日前までに町長への届出が義務付けられます。

1) 開発行為

- ① 3戸以上の住宅（戸建て住宅、共同住宅等）の建築を目的とする開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

2) 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合



【資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（国土交通省）を基に作成】

(2) 都市機能誘導区域外における届出の対象となる行為

都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、着手する30日前までに町長への届出が義務付けられます。

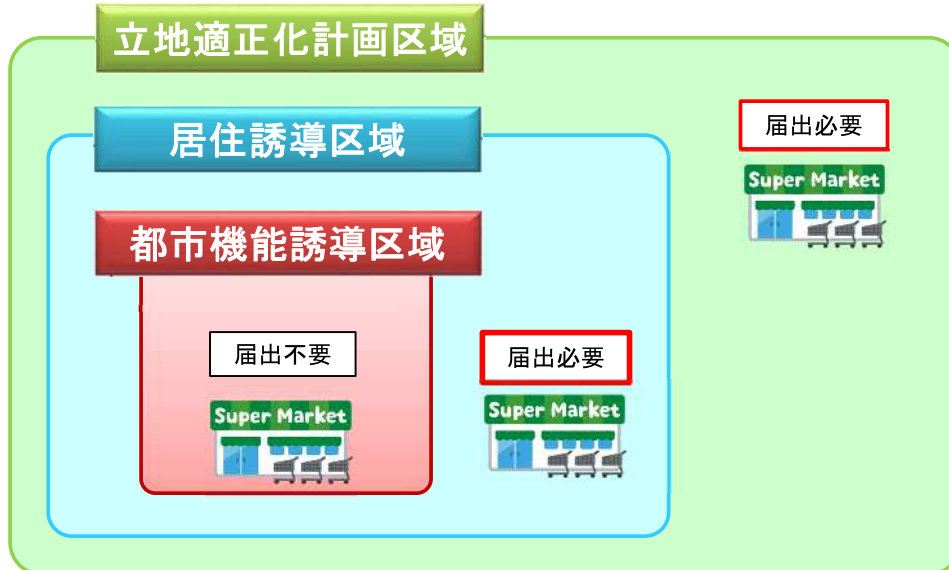
なお、この届出制度は開発行為等を禁止するものではなく、町が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に関する動向を把握し、必要に応じて都市機能誘導区域内において町が実施する施策の情報提供等を行う機会を設けるためのものです。

1) 開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

2) 開発行為以外

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



【資料：都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要（国土交通省）を基に作成】

(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止についての届出

都市機能誘導区域内の誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、その30日前までに町長への届出が義務付けられます。

8-2. 計画の推進

(1) PDCAサイクルによる進行管理

第1章でも示したとおり、本計画は、2040年度までを計画期間としていますが、本計画策定後、概ね5年ごとに施策の実施状況等を把握し、評価・分析を行うとともに、本計画の進捗状況や妥当性等を検証します。

その結果により、必要に応じて居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設等を見直し、新たな設定、位置づけを検討します。

その際には、本計画のみならず、国・県等の総合的なまちづくりの方向性との整合を図るとともに、穴水都市計画マスタープラン等の上位関連計画における各種関連施策の位置づけなども踏まえるものとします。

このように、計画の策定から各種施策の実施、達成状況の把握、目標の評価・検証及び評価に基づく施策の改善の一連のPDCAサイクルの考え方を基本に本計画の進行管理を行います。



図. PDCAサイクルによる計画の進行管理

(2) 協働・連携による計画推進

本計画の推進にあたっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場を認識し、果たすべき役割に応じて、協働で各種施策を効率的・効果的に展開していくことが望まれます。

町民は、少子高齢社会に対応したコンパクト&ネットワークのまちづくりについて理解するとともに、町が進める各種まちづくりの施策に対し協力し、かつ、まちづくりの主役は町民であることを自覚し、身近なまちづくりに積極的に参画していくことが求められます。

事業者は、本計画の趣旨を理解し、町民生活を支える各種都市機能等の維持・向上とともに、都市機能誘導区域内への誘導施設の立地に努めることが求められます。

行政は、本町のまちづくり上の課題やあるべき都市構造を念頭に、町民の快適、便利で安全・安心な生活環境を維持・向上していくため、必要な都市基盤整備とともに、効果的に誘導施策を展開し、居住及び都市機能の誘導を図っていきます。また、町民や事業者がよりまちづくりに参画・貢献できるよう、各種支援や情報提供・発信等を行っていきます。

また、国・県が実施する誘導施策との連携や、今後も人口減少、少子高齢社会が進行することが予想される中、本町のみならず周辺自治体との広域的な連携策の展開も進めていきます。

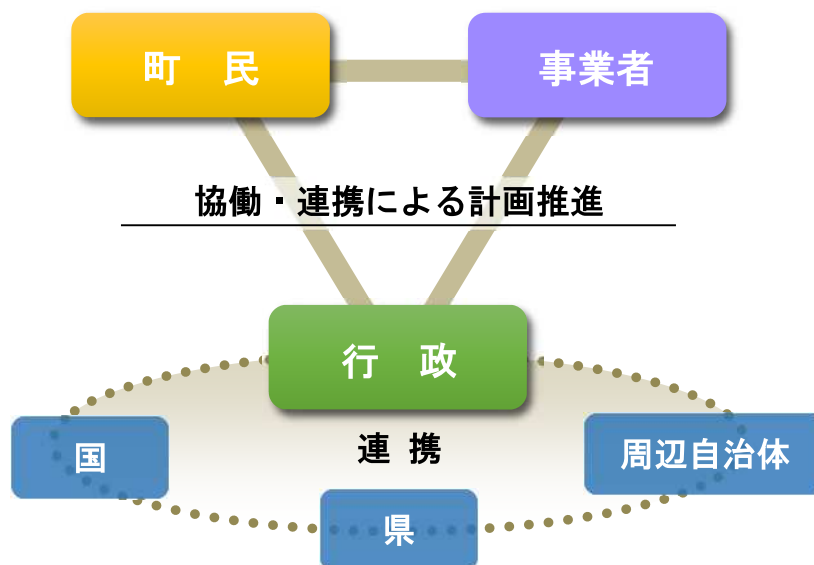


図. 協働・連携による計画推進のイメージ